

ECO VISION 2040

岡山県環境基本計画
エコビジョン2040

編集・発行 岡山県環境文化部環境企画課

TEL:086-226-7285 FAX:086-233-7677

e-mail kanki@pref.okayama.lg.jp

総合
評価値 100

・古紙/パルプ配合率 0% : (0点)
・森林認証材パルプと
間伐材パルプ配合 100% : (100点)
・その他持続性を
目指したパルプ配合 0% : (0点)
・塗工量 30g/㎡超 : (0点)



リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

このパンフレットは植物油インキを使用しています。

岡山県環境基本計画

エコビジョン2040

(令和7年2月改訂)

岡山県

ECO VISION 2040

岡山県環境基本計画
エコビジョン2040

令和3(2021)年2月策定
令和7(2025)年2月改訂










































































































































































































































































































































ECO VISION 2040

岡山県環境基本計画
エコビジョン2040

より良い環境に恵まれた持続可能な社会 ～山から海まで 豊かな岡山を 次世代へ～ を目指して



岡山県は、北部には吉井川、旭川、高梁川の水源である緑豊かな中国山地、中部には自然あふれる吉備高原、南部には多島美を織り成し、貴重な水産資源の宝庫でもある瀬戸内海が広がり、県土全体が“山から海まで”多彩で豊かな環境に恵まれています。

この県民共有のかけがえのない財産である環境を守り、そして次の世代へ引き継ぐことは、私たちに課せられた重要な責務です。

環境に関しては、大気や水、廃棄物など、私たちの暮らしに身近な問題に加え、近年は、地球温暖化による気候変動や生物多様性の損失、プラスチックごみによる海洋汚染など、地球規模の問題が顕著になっており、国際的にも関心が高まる中、本県においても多様な主体による取組が活発化しています。

県では、岡山県環境基本条例に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱として令和3(2021)年2月に「岡山県環境基本計画(エコビジョン2040)」を策定し、その推進を図ってきたところですが、短期的な取組期間が令和6(2024)年度に終期を迎えるにあたり、環境をめぐる状況の変化に適切に対応した計画となるよう、このたび見直しを行いました。

今後とも、すべての県民が明るい笑顔で暮らす「生き生き岡山」の実現に向け、環境と経済の両立を図りつつ、「より良い環境に恵まれた持続可能な社会」の構築を目指してまいりたいと考えております。

計画に沿って、さらに取組を進めていく上では、県民や事業者、関係団体、行政など、あらゆる方々の積極的な関わりと連携・協力が何より重要です。すべての主体が一体となって取り組んでいけるよう、皆さま方のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の見直しにあたり、熱心にご検討くださいました岡山県環境審議会の委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見をいただきました県民の皆さまに心から感謝申し上げます。

令和7(2025)年3月

岡山県知事 伊原木 隆太

ECO VISION 2040

岡山県環境基本計画
エコビジョン2040

目次

岡山県環境基本計画 エコビジョン2040	4	●生物多様性国家戦略	25
4つの基本目標	6	●瀬戸内海環境保全基本計画	26
2つの横断的な視点	8	<関連する国の方針等>	26

第1章 基本的事項 9

1 計画の目的と位置づけ	10
2 計画の期間	12
3 計画の構成	13

第2章 環境を取り巻く情勢と課題 15

1 世界の情勢と課題	16
(1) 気候変動	16
(2) 生物多様性の低下	17
(3) 海ごみによる海洋汚染	18
(4) SDGs	19
2 国内の現状と課題	21
(1) 人口減少、少子化・高齢化の進行	21
(2) 人口の偏在と地域の担い手の減少	22
(3) 頻発する大規模な豪雨災害	22
(4) 国の方針・計画	23
<環境政策の方向性>	23
●環境基本計画	23
●地球温暖化対策計画と	23
気候変動適応計画	
●循環型社会形成推進基本計画	24
●海岸漂着物対策を総合的かつ	24
効果的に推進するための	
基本的な方針	

3 県内の現状と課題 28

(1) 地域から取り組む地球環境の保全	28
(2) 循環型社会の形成	29
(3) 安全な生活環境の確保	30
(4) 自然と共生した社会の形成	31
(5) 参加と協働による快適な環境の保全	32
(6) 環境と経済が好循環する	32
仕組みづくり	

第3章 目指す姿 33

1 目指す将来の姿	34
2 目指す姿の具体的なイメージ	35
(1) 気候変動対策が進んでいる社会	35
(2) 資源循環の仕組みが構築された社会	35
(3) 安全・安心な生活環境に	36
囲まれた社会	
(4) 自然と共生した社会	36
(5) 環境保全と経済発展が両立し、	37
一人ひとりの意識や関わりの下、	
誰もがより良い環境で暮らす社会	

第4章 具体的な取組 39

基本目標	40
I 気候変動対策(緩和・適応)の推進	40
再生可能エネルギーの導入推進	40
省エネルギーの推進	41
脱炭素社会に向けたライフスタイル・	42
ビジネススタイルの定着促進	
環境に配慮した交通環境の	44
整備と活用の推進	
温室効果ガスの排出削減と	45
吸収源対策の推進	
気候変動への適応	47
II 循環型社会の形成	48
循環型社会実現に向けた	48
意識改革と実践	
海ごみ対策の推進	50
一般廃棄物の3Rの推進	51
産業廃棄物の3Rの推進	52
廃棄物の適正処理の推進	53
不法投棄等の根絶と環境美化の推進	54
災害廃棄物に対する備え	54
III 安全・安心な生活環境の保全と創出	55
大気環境の保全	55
水環境の保全	56
児島湖水質保全対策の推進	56
瀬戸内海の保全と再生	58
騒音・振動・悪臭の防止	59
土壌・地下水汚染の防止	59
有害化学物質による環境汚染の防止	60
環境放射線の監視	60
IV 自然と共生した社会の形成	61
自然公園等の保護と利用促進	61
野生生物の保護と適正な管理の推進	62
自然とのふれあいの推進	64
里地・里山の保全	65

水とみどりに恵まれた環境の保全と創出 66

横断的な視点	67
I 環境の未来を支える担い手づくり	67
協働による環境保全活動の促進	67
環境学習・環境教育の充実	69
景観の保全と創造	70
II 環境の未来を創る経済振興	71
経済成長と環境負荷低減の両立	71
環境と好循環した農林水産業の振興	72
環境に配慮した事業者の育成・拡大	72

第5章 計画の進め方 75

1 推進体制	76
(1) 連携・協働の体制	76
(2) 進捗管理と継続的改善	77
(3) 計画の見直し	77
2 取組の内容に応じた実施方法等の工夫	78

参考資料 79

岡山県環境基本計画	80
(エコビジョン2040)の策定経過	
環境保全に関する個別の条例・計画	80
用語集	81
SDGs	96
重点プログラム・指標一覧	98
県民意識等の概要	108
岡山県環境基本条例	112

ECO VISION 2040

岡山県環境基本計画
エコビジョン2040



計画の目的

岡山県環境基本条例の理念に基づき
環境の保全に関する施策を総合的
かつ計画的に推進します。

基本理念

- 環境の保全は、県民の健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受する権利を実現し、健全で恵み豊かな環境を将来の世代へ継承する責任を果たすことを旨として、行われなければならない。
- 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動により、人と自然との共生が確保されることが持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、すべてのものの参加の下に行われなければならない。
- 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに県民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、積極的に推進されなければならない。

2040年頃 目指す姿 (長期的な視点)

より良い環境に恵まれた
持続可能な社会
～山から海まで
豊かな岡山を
次世代へ～

令和7年度～令和10年度
2025年度～2028年度

具体的な取組

基本目標

気候変動対策（緩和・適応）の推進
循環型社会の形成
安全・安心な生活環境の保全と創出
自然と共生した社会の形成

横断的な視点

環境の未来を支える担い手づくり
環境の未来を創る経済振興

基本目標：目指す姿の実現に向けた施策の柱
横断的な視点：基本目標を進める上での土台

体系図



4つの基本目標

ECO VISION 2040

岡山県環境基本計画 エコビジョン2040

I 基本目標

→P40

気候変動対策 (緩和・適応)の 推進



地球温暖化防止の取組をさらに進めるため、再生可能エネルギーの導入促進や省エネルギーの推進のほか、脱炭素社会に向けたライフスタイルの定着、森林保全等による吸収源対策などに取り組むとともに、気候変動影響の被害を回避・軽減する適応策についても、具体的な取組を進めます。

- 再生可能エネルギーの導入推進 →P40
- 省エネルギーの推進 →P41
- 脱炭素社会に向けたライフスタイル・ビジネススタイルの定着促進 →P42
- 環境に配慮した交通環境の整備と活用の推進 →P44
- 温室効果ガスの排出削減と吸収源対策の推進 →P45
- 気候変動への適応 →P47

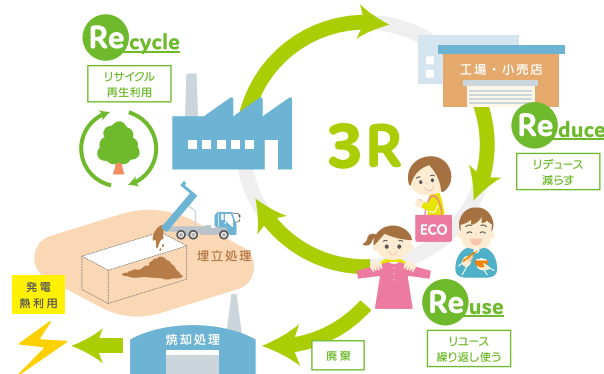
指標の例

指標	現状 令和5年度(2023年度)	努力目標 令和10年度(2028年度)
県内の再生可能エネルギー導入量	4,452 GWh	5,116 GWh
アースキーパーメンバーシップ会員数	15,535人・事業所(累計)	18,000人・事業所(累計)
電気自動車等の普及台数	11,777台(累計)	29,200台(累計)
岡山県温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の対象となる事業所の温室効果ガス排出量	3,413万t-CO ₂ 令和4(2022)年度	2,882万t-CO ₂ 令和9(2027)年度

II 基本目標

→P48

循環型社会の 形成



資源循環等により環境への負荷を可能な限り抑える“循環型社会”の形成に向け、キャンペーン等を通じた意識の醸成や実践行動への働きかけ、3Rの促進、廃棄物の適正処理の推進などに取り組むほか、災害時の廃棄物処理が円滑に行えるよう、地域ごとの体制づくりを支援する取組を進めます。

- 循環型社会実現に向けた意識改革と実践 →P48
- 海ごみ対策の推進 →P50
- 一般廃棄物の3Rの推進 →P51
- 産業廃棄物の3Rの推進 →P52
- 廃棄物の適正処理の推進 →P53
- 不法投棄等の根絶と環境美化の推進 →P54
- 災害廃棄物に対する備え →P54

指標の例

指標	現状 令和5年度(2023年度)	努力目標 令和10年度(2028年度)
海ごみ削減キャンペーン等によるごみの回収量	92t	120t
おかやまプラスチック3R宣言事業所登録数	1,325事業所(累計)	1,800事業所(累計)
一般廃棄物の排出抑制・資源化率	96.7% 令和4(2022)年度	97% 令和9(2027)年度
産業廃棄物の排出抑制・資源化率	95.9% 令和4(2022)年度	97% 令和9(2027)年度

III 基本目標

→P55

安全・安心な 生活環境の 保全と創出



大気や水などの生活環境の安全・安心を守るため、PM2.5対策をはじめ、児島湖や瀬戸内海の再生、工場への指導等を通じた土壌汚染対策、騒音・振動・悪臭の防止、アスベストやダイオキシン類等の有害化学物質による環境汚染の防止、環境放射線の監視など、様々な対策を講じます。

- 大気環境の保全 →P55
- 水環境の保全 →P56
- 児島湖水質保全対策の推進 →P56
- 瀬戸内海の保全と再生 →P58
- 騒音・振動・悪臭の防止 →P59
- 土壌・地下水汚染の防止 →P59
- 有害化学物質による環境汚染の防止 →P60
- 環境放射線の監視 →P60

指標の例

指標	現状 令和5年度(2023年度)	努力目標 令和10年度(2028年度)
工場・事業場の排ガス基準適合率	100%	100%
工場・事業場の排水基準適合率	96.5%	98%
児島湖の透明度	0.7m	0.8m

IV 基本目標

→P61

自然と共生した 社会の形成



人と自然が共生した社会を目指し、自然公園の保護や魅力向上による利用促進、希少野生動植物など野生生物の保護と管理、体験や学習等を通じた自然とのふれあいの推進、里山の保全やみどりの創出など、本県の豊かな自然や優れた景観を守り、親しみ、次代へつないでいく取組を進めます。

- 自然公園等の保護と利用促進 →P61
- 野生生物の保護と適正な管理の推進 →P62
- 自然とのふれあいの推進 →P64
- 里地・里山の保全 →P65
- 水とみどりに恵まれた環境の保全と創出 →P66

指標の例

指標	現状 令和5年度(2023年度)	努力目標 令和10年度(2028年度)
自然公園利用者数	950万人 令和4(2022)年	1,140万人 令和9(2027)年
長距離自然歩道の利用者数	131万人 令和4(2022)年	168万人 令和9(2027)年
身近な自然体験プログラムの参加者数	38,873人※1	30,100人※2
少花粉スギ・ヒノキ苗木による植替えの面積	137ha※3	800ha※4

※1：令和2(2020)年度～令和5(2023)年度の平均値
 ※2：令和7(2025)年度～令和10(2028)年度の平均値
 ※3：令和3(2021)年度～令和5(2023)年度の平均
 ※4：令和7(2025)年度～令和10(2028)年度の累計

2つの横断的な視点

I

横断的な視点

→P67

環境の未来を支える担い手づくり



環境の未来は、現在の取組の積み重ねの結果であることから、環境保全の取組が、世代や立場を越えたあらゆる主体の参加と協働の下で進められるよう、体験型の環境学習や環境教育のさらなる充実をはじめ、それらを担う指導者の育成や、関係者間の連携・ネットワークの場の提供、地域活動等の自主的な取組への支援など、担い手づくりに取り組みます。

協働による環境保全活動の促進

→P67

環境学習・環境教育の充実

→P69

景観の保全と創造

→P70

指標の例

指標	現状 令和5年度(2023年度)	努力目標 令和10年度(2028年度)
グリーンイベント登録数	13件	30件
環境学習出前講座・環境学習エコツアー参加人数	20,988人	20,000人以上
環境学習指導者登録数	105人	105人

II

横断的な視点

→P71

環境の未来を創る経済振興



世界の潮流や全国的な動きも捉えながら、県内においても、経済の成長・発展と環境の保全の両立が図られるよう、環境関連分野の新技术や研究開発に取り組み事業者への支援や、環境と好循環する農林水産業の振興、環境負荷の少ない経営を認証する制度の普及促進などの取組を進めます。

経済成長と環境負荷低減の両立

→P71

環境と好循環した農林水産業の振興

→P72

環境に配慮した事業者の育成・拡大

→P72

指標の例

指標	現状 令和5年度(2023年度)	努力目標 令和10年度(2028年度)
エコアクション 21 認証・登録事業者の数	125事業者(累計)	150事業者(累計)
岡山県グリーン調達ガイドラインに基づく調達目標を設定している品目のうち目標を達成した品目の割合	90%	100%

ECO VISION 2040

岡山県環境基本計画
エコビジョン2040

第1章

基本的事項

1 計画の目的と位置づけ

平成8(1996)年10月、県民共有の財産である本県の恵まれた環境の保全について、基本理念を定め、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活を確保するため、「岡山県環境基本条例」を制定しました。

本計画は、同条例に掲げる基本理念の下、策定するもので、次の事項について定めるものとされています。

① 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

② 環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

なお、環境分野における総合計画である本計画以外にも、「岡山県地球温暖化対策実行計画*」「岡山県廃棄物処理計画*」「瀬戸内海の環境の保全に関する岡山県計画」「岡山県自然保護基本計画」等の個別計画があり、各分野における詳細な目標や施策等については、各計画に記載しています。

岡山県環境基本条例の基本理念等

<基本理念>

- 環境の保全は、県民の健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受する権利を実現し、健全で恵み豊かな環境を**将来の世代へ継承**する責任を果たすことを旨として、行われなければならない。
- 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動により、**人と自然との共生**が確保されるとともに**持続的に発展**することができる社会が構築されることを旨として、**すべてのものの参加の下**に行われなければならない。
- 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに**県民の健康で文化的な生活**を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、積極的に推進されなければならない。

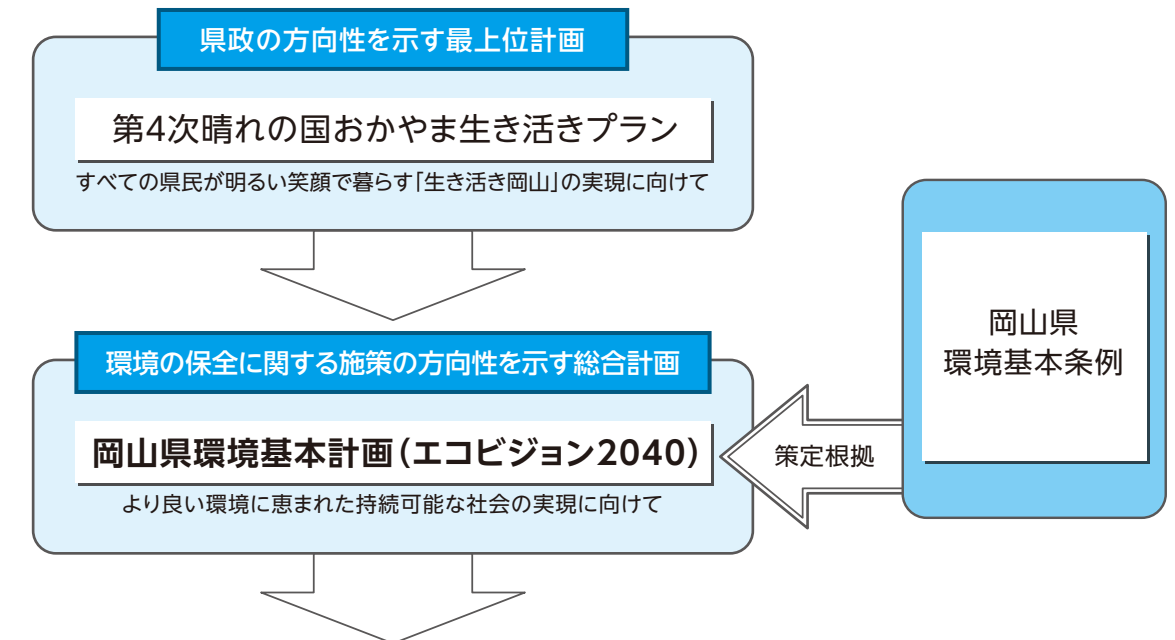
*条例第3条

<計画の策定>

知事は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、岡山県環境基本計画を定めなければならない。

*条例第10条

<位置づけ>



各関係条例・個別計画に基づき、より具体的な施策を展開

環境保全に関する個別の条例・計画

基本目標	条例	計画
I 気候変動対策 (緩和・適応)の推進	岡山県太陽光発電施設の 安全な導入を促進する条例	岡山県地球温暖化対策実行計画
II 循環型社会の形成	岡山県循環型社会形成推進条例	岡山県廃棄物処理計画 岡山県食品ロス削減推進計画 岡山県災害廃棄物処理計画 岡山県海岸漂着物等対策推進地域計画 岡山県分別収集促進計画 岡山県PCB廃棄物処理計画
III 安全・安心な 生活環境の 保全と創出	岡山県環境への負荷の低減に関する条例 岡山県児島湖環境保全条例 岡山県自然海岸保全地区条例 岡山県公害紛争処理条例	瀬戸内海の環境の保全に関する岡山県計画 児島湖に係る湖沼水質保全計画 岡山県水質総量削減計画 クリーンライフ100構想
IV 自然と共生した 社会の形成	岡山県立自然公園条例 岡山県自然保護条例 岡山県希少野生動植物保護条例	岡山県自然保護基本計画 第二種特定鳥獣管理計画 岡山県鳥獣保護管理事業計画
横断的な視点	条例	計画
I 環境の未来を支える 担い手づくり	岡山県景観条例 岡山県快適な環境の確保に関する条例	晴れの国おかやま景観計画
II 環境の未来を創る 経済振興	岡山県環境影響評価等に関する条例	

「*」の用語は、参考資料：用語集(P81～P95)で詳しく解説しています。
第2章では、関係各省庁のホームページ、その他国の機関の図書・データを参考としています。

2 計画の期間

本計画の期間は、長期と短期の2つの観点で、次のとおり設定します。

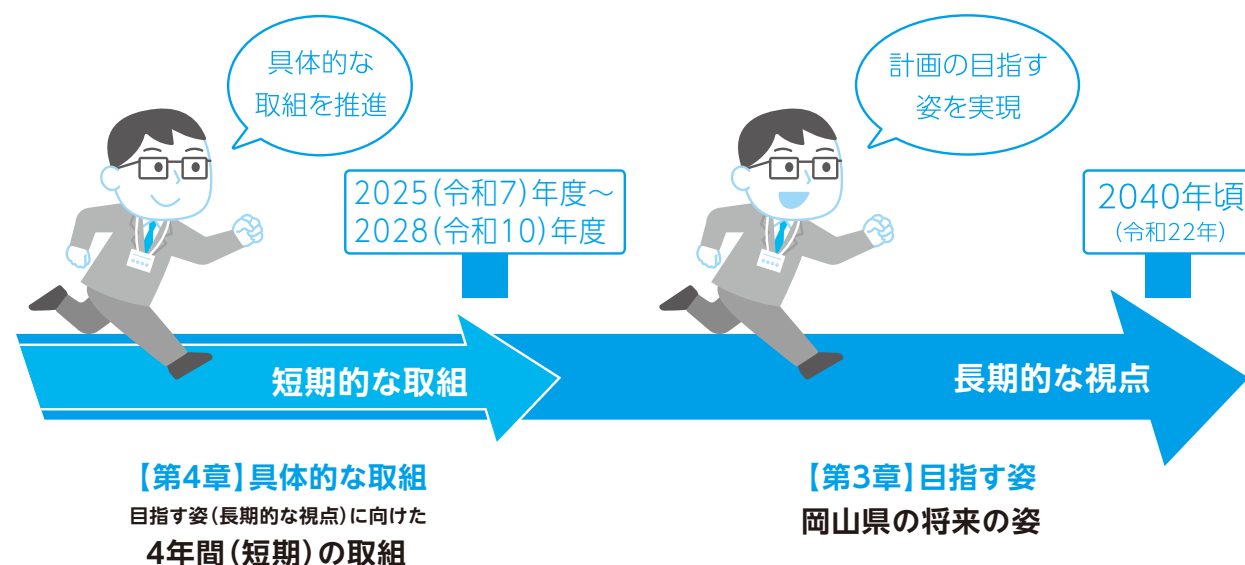
・長期的な視点:令和22(2040)年頃

将来を展望した目標年次(計画の目指す姿を実現しようとする年次)

・短期的な取組:令和7(2025)年度～令和10(2028)年度

目指す姿の実現に向け、具体的な取組を進める期間

<「短期的な取組」と「長期的な視点」の位置づけ>



3 計画の構成

本計画は、次の5つの章により構成しています。また、巻末には、参考となる資料を付しています。

第1章：基本的事項

本計画の目的や計画期間等の基本的事項を示します。

第2章：環境を取り巻く情勢と課題

環境を取り巻く情勢と課題について整理し、本計画策定の背景を明らかにします。

第3章：目指す姿

第2章で示した情勢と課題を踏まえながら、本県の実目指す姿を提示するとともに、具体的な将来のイメージを掲げます。

第4章：具体的な取組

前章に掲げる目指す姿を実現するため、4つの「基本目標」と2つの「横断的な視点」の下に、それぞれ「重点プログラム」を掲げ、努力目標としての「指標」を設定します。

第5章：計画の進め方

計画全体を円滑かつ効果的に推進するための体制や進め方を示します。

<構成>

第1章 基本的事項

1 計画の目的と位置づけ

2 計画の期間

3 計画の構成

第2章 環境を取り巻く情勢と課題

1 世界の情勢と課題

2 国内の現状と課題

3 県内の現状と課題

第3章 目指す姿

1 目指す将来の姿 「より良い環境に恵まれた持続可能な社会」
～ 山から海まで 豊かな岡山を 次世代へ ～

2 目指す姿の具体的なイメージ

第4章 具体的な取組

基本目標

I 気候変動対策(緩和・適応)の推進

II 循環型社会の形成

III 安全・安心な生活環境の保全と創出

IV 自然と共生した社会の形成

横断的な視点

I 環境の未来を支える担い手づくり

II 環境の未来を創る経済振興

第5章 計画の進め方

1 推進体制

2 取組の内容に応じた実施方法等の工夫

ECO VISION 2040

岡山県環境基本計画
エコビジョン2040

第2章

環境を取り巻く 情勢と課題

1 世界の情勢と課題

～地球規模の課題・世界的な環境問題と対策への動き～

(1) 気候変動

国連の気候変動に関する政府間パネル(IPCC)*の「5次評価報告書(平成26(2014)年)」によると、気候システムの温暖化には疑う余地がなく、また、人為起源の発生源のCO₂*累積排出量と世界平均気温の変化量の間に、ほぼ比例関係があることが明らかになっています。

これを踏まえ、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP*21)において「パリ協定*」が採択され、国際的な気候変動への対応として、世界全体の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分下方に抑えるとともに

1.5℃に抑える努力を追求すること、このために今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出の実質ゼロ*を目指すこと、とされました。

パリ協定参加国は、それぞれ排出量削減の目標を掲げ、令和2(2020)年からは本格的な運用の段階に入っていますが、目標である「2℃未満、可能な限り1.5℃」の目標を達成するためには、すべての国のより一層の削減努力が必要とされています。

TOPICS

地球温暖化の現状

IPCCは、平成30(2018)年10月、「1.5℃特別報告書」(*)を公表しています。

*気候変動に関連する特定のテーマに対して、科学的・技術的な評価を行うもの。
「パリ協定」を背景に、国連気候変動枠組条約の要請を受け、作成・報告された。

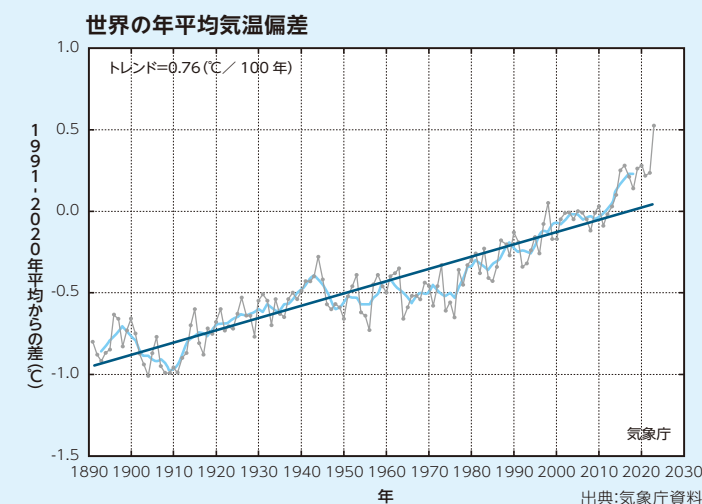
また、IPCCは、令和5(2023)年3月、第6次評価報告書(AR6)を公表しています。

(主なメッセージ(長期的・短期的応答))※環境省資料を一部抜粋

- ・継続的な温室効果ガス*の排出は更なる地球温暖化をもたらし、考慮されたシナリオ及びモデル化された経路において最良推定値が2040年(※多くのシナリオ及び経路では2030年代前半)までに1.5℃に到達する。
- ・将来変化の一部は不可避かつ又は不可逆的だが、世界全体の温室効果ガスの大幅で急速かつ持続的な排出削減によって抑制しうる。
- ・地球温暖化の進行に伴い、損失と損害は増加し、より多くの人間と自然のシステムが適応*の限界に達する。
- ・温暖化を1.5℃又は2℃に抑制しうるかは、主にCO₂排出正味ゼロを達成する時期までの累積炭素排出量と、この10年の温室効果ガス排出削減の水準によって決まる。
- ・すべての人々にとって住みやすく持続可能な将来を確保するための機会の窓が急速に閉じている。この10年間に行う選択や実施する対策は、現在から数千年先まで影響を持つ。
- ・気候目標が達成されるためには、適応及び緩和*の資金はともに何倍にも増加させる必要があるだろう。

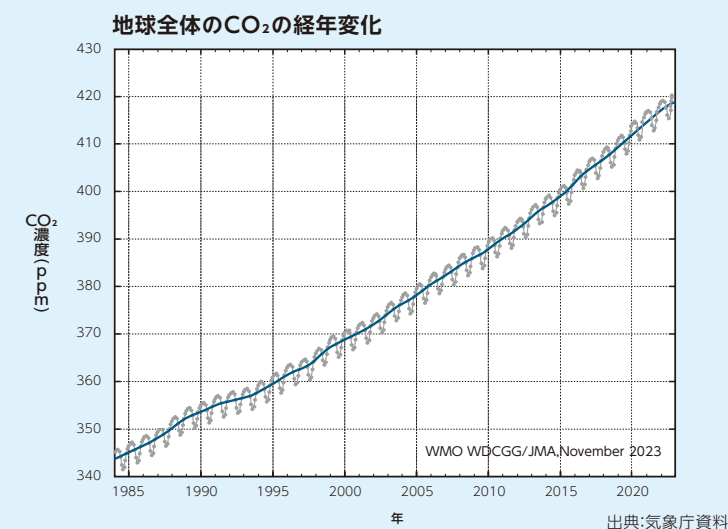
世界の平均気温

世界気象機関(WMO)は、2024年の世界平均気温が、1850年～1900年の気温を1.55℃上回ったと発表しました。これは、観測史上最も高いということです。



世界のCO₂濃度

温室効果ガス世界資料センター(WDCGG)の解析による令和5(2023)年の世界の平均濃度は、前年と比べて2.3ppm*増えて420.0ppmとなっており、工業化(1750年)以前の平均的な値とされる278ppmと比べて、51%増加しています。



(2) 生物多様性*の低下

地球環境の変化や無秩序な開発により、生物多様性が失われつつあり、この状況がこのまま続けば、それに伴う広範な生態系*サービス(人々が生態系から得ることができる食料、水、気候の安定などの様々な便益)の低下が生じる可能性が高いと指摘されています。

こうした現状に鑑み、令和4(2022)年にカナダ・モントリオールで開催された生物多様性条約*第15回締約国会議(COP15)において、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、その中で、令和32(2050)年までの長期目標(Vision)として「自然と共生する世界」の実現が、また、令和12(2030)年までの短期目標(Mission)として「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め、反転させる

ための緊急の行動をとる」ことが、それぞれ掲げられました。

その目標達成には、社会全体の変革が必要であり、国民一人ひとりにおいても、日常生活において享受する自然の恩恵や、国内外の生物多様性に及ぼす影響を認識し、生物多様性に配慮した持続可能なライフスタイルに転換していくことが求められています。

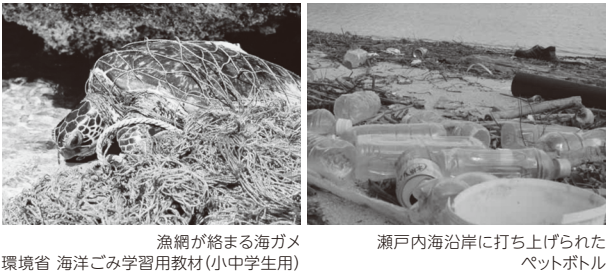


(3) 海ごみによる海洋汚染

マイクロプラスチック*を含むプラスチックごみによる海洋汚染の問題が国際的な課題となる中、令和元(2019)年6月に開催されたG20*大阪サミットにおいて、海洋プラスチックごみによる新たな汚染を令和32(2050)年までにゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が関係各国の間で共有されました。また、令和5(2023)年5月開催のG7*広島サミットではさらに10年前倒しされ、令和22(2040)年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにする野心を持って終わらせることが合意されました。

また、令和4(2022)年2月から3月にかけて開催された国連環境総会*において、海洋環境

等におけるプラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書(条約)の策定に向けた政府間交渉委員会を立ち上げる決議が採択され、新たな国際条約の交渉が進められるなど、貴重な海洋資源・海洋生態系を守るため、深刻化する海洋汚染の現状について、各国が認識を共有し、連携・協力の下でこの課題に向き合い、早急に対策を講じていくことが求められています。



漁網が絡まる海ガメ 出典:環境省 海洋ごみ学習用教材(小中学生用)

瀬戸内海沿岸に打ち上げられたペットボトル

(4) SDGs—国際社会の普遍的な目標—

SDGs(持続可能な開発目標)は、平成13(2001)年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている“2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す”国際目標です。

SDGsは、「気候変動(気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる)」など17の目標(ゴール)と169のターゲットから構

成され、「誰一人取り残さない」ことを誓っています。そして、目標の達成に向け、令和2(2020)年1月には「SDGs達成のための10年」がスタートしました。

こうしたSDGsの考えは、企業経営者や若者など幅広い層に広がっており、これに伴い、環境問題への関心や環境配慮の意識が一層高まり、各主体による積極的な取組へとつながることが期待されています。

持続可能な開発目標(SDGs)

2015年9月の国連サミットで全会一致で採択。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標。(その下に、169のターゲット、232の指標が決められている。)

前身：ミレニアム開発目標(Millennium Development Goals: MDGs)

- 2001年に国連で専門家間の議論を経て策定。2000年に採択された「国連ミレニアム宣言」と、1990年代の主要な国際会議で採択された国際開発目標を統合したもの。
- 発展途上国向けの開発目標として、2015年を期限とする8つの目標を設定。
(①貧困・飢餓、②初等教育、③女性、④乳幼児、⑤妊産婦、⑥疾病、⑦環境、⑧連帯)
- ✓ MDGsは一定の成果を達成。一方で、未達成の課題も残された。
- 極度の貧困半減(目標①)やHIV・マラリア対策(同⑥)等を達成。
- ✕ 乳幼児や妊産婦の死亡率削減(同④、⑤)は未達成。サブサハラアフリカ等で達成に遅れ。

環境
(リオ+20)

人権

平和

1 貧困

1 貧困をなくそう

2 飢餓

2 飢餓をゼロに

3 保健

3 すべての人に健康と福祉を

4 教育

4 質の高い教育をみんなに

5 ジェンダー

5 ジェンダー平等を実現しよう

6 水・衛生

6 安全な水とトイレを世界中に

7 エネルギー

7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに

8 成長・雇用

8 働きがいも経済成長も

9 インノベーション

9 産業と技術革新の基盤をつくろう

10 不平等

10 人や国の不平等をなくそう

11 都市

11 住み続けられるまちづくりを

12 生産・消費

12 つくる責任 つかう責任

13 気候変動

13 気候変動に具体的な対策を

14 海洋資源

14 海の豊かさを守ろう

15 陸上資源

15 陸の豊かさも守ろう

16 平和

16 平和と公正をすべての人に

17 実施手段

17 パートナリシップで目標を達成しよう

普遍性

先進国を含め、全ての国が行動

包摂性

人間の安全保障の理念を反映し「誰一人取り残さない」

参画型

全てのステークホルダーが役割を

統合性

社会・経済・環境に統合的に取り組む

透明性

定期的にフォローアップ

出典:外務省資料

【参考】持続可能な開発目標(SDGs)の詳細

目標1(貧困)	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
目標2(飢餓)	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
目標3(保健)	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
目標4(教育)	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
目標5(ジェンダー)	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う。
目標6(水・衛生)	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
目標7(エネルギー)	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。
目標8(経済成長と雇用)	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。
目標9(インフラ、産業化、イノベーション)	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
目標10(不平等)	各国内及び各国間の不平等を是正する。
目標11(持続可能な都市)	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
目標12(持続可能な生産と消費)	持続可能な生産消費形態を確保する。
目標13(気候変動)	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
目標14(海洋資源)	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
目標15(陸上資源)	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
目標16(平和)	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
目標17(実施手段)	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

出典:外務省資料

～環境に配慮した企業活動への関心の高まり～

環境政策を強化する各国政府の動きとともに、企業・事業所では、より環境負荷の少ない製品の開発やESG投資*の拡大など、環境を重視した企業経営や事業展開へのシフトが活発になってきており、また、消費行動においても、そうした商品やサービス、企業の取組を評価し、積極的に選択する傾向が高まりつつあります。

世界経済フォーラム*の令和6(2024)年1月の年次総会で発表された「グローバルリスク報告書2024」においても、今後10年間で最も深刻な影響を及ぼす可能性のあるリスクとして、「異常気象」や「生物多様性の喪失」、「環境汚染(大気、土壌、水)」などが挙げられており、環境への関心の高さがうかがえるところです。

2 国内の現状と課題

～変化する社会情勢や今日的な課題、環境政策の方向性～

(1) 人口減少、少子化・高齢化の進行

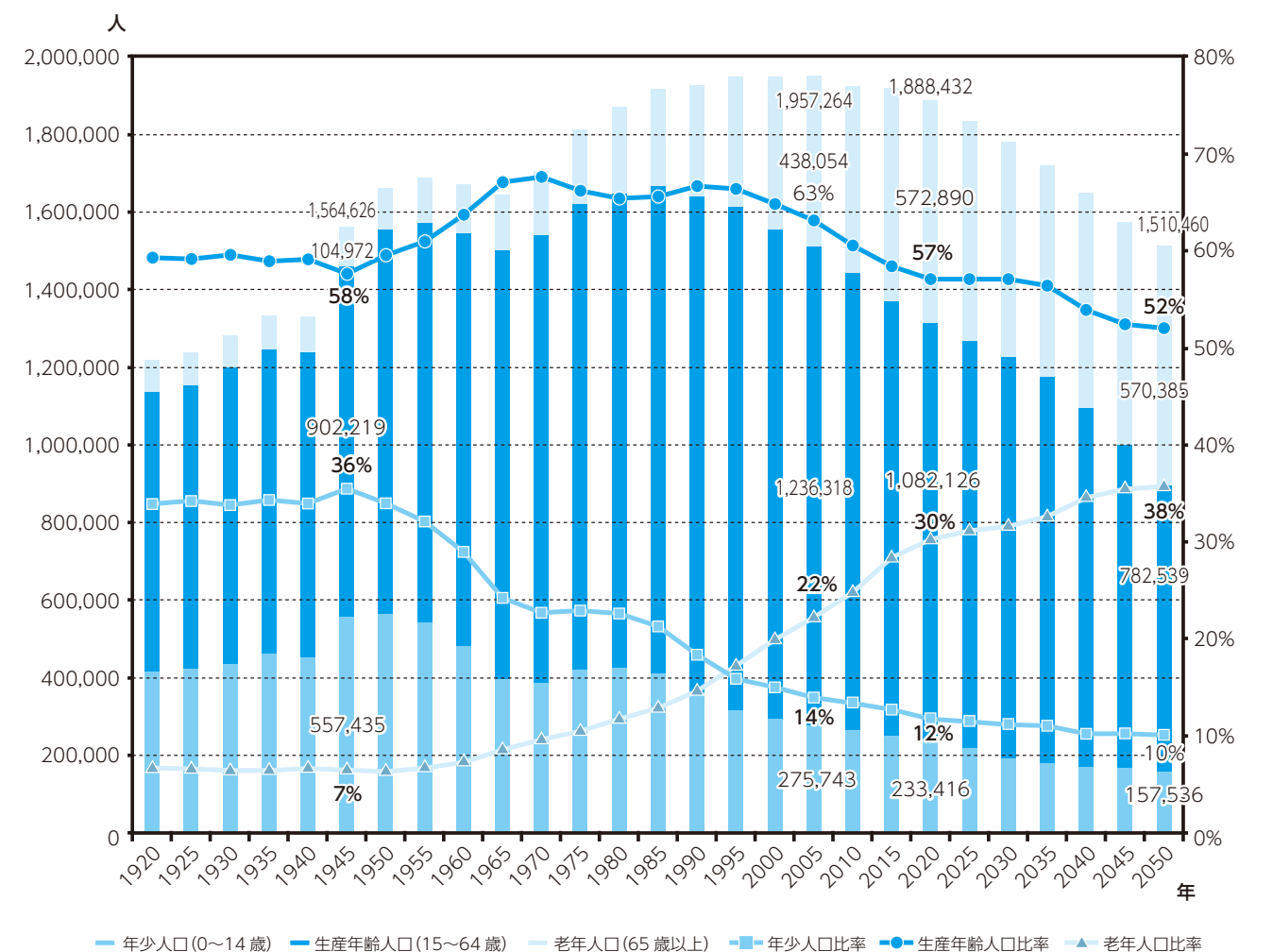
我が国は、超高齢社会を迎えるとともに、人口減少社会に突入しています。

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」等によると、我が国の将来人口は、毎年の減少スピードが、2020年代後半の年63万人程度から、2040年代後半には年82万人程度に加速し、総人口は、令和32(2050)年は1億469万人、令和42(2060)年には9,615万人にまで落ち込むとされています。特に年少人口

(0～14歳)と生産年齢人口(15～64歳)の減少が顕著になる一方、増加する高齢者人口(65歳以上)は令和25(2043)年にピークを迎え、同年の高齢化率は35.8%と推計されています。

本県においても同様に人口減少が進み、令和32(2050)年には約151万人(昭和20(1945)年頃と同程度)になると推計されています。

岡山県の人口推移(1920～2050年)



※令和2(2020)年までは総務省統計局「国勢調査」、令和7(2025)年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5年12月推計)」より作成。
※人口総数は、国勢調査時の年齢「不詳」を含んでいるため、年齢構成別人口の合計と合致しないことがある。構成比は、四捨五入処理しているため、合計は100%にならないことがある。

出典:岡山県資料

(2) 人口の偏在と地域の担い手の減少

人口の減少に加え、人口の地域的な偏在も課題となっています。

とりわけ農村部などの中山間地域*では、都市部への若年層の流出によって地域の担い手が減少し、地域コミュニティの維持・存続といった社会的な課題とともに、地域の環境保全の面でも深刻な影響を与えています。

例えば、農林業の担い手の減少により、荒廃農地*の発生や森林の荒廃が進む、里地・里

山*などの豊かな自然が失われて生物多様性の低下・損失を招く、増加する空き家が景観を損ねるとともに処分されないまま廃棄物として放置される、など懸念されるところです。

こうした人口の減少や地域偏在に歯止めをかける対策を進めると同時に、既に起きている環境への影響を踏まえ、その改善・回復に向けた取組を進めることが急務となっています。

(3) 頻発する大規模な豪雨災害

近年、世界各地で、大雨による洪水や干ばつなどの自然災害が毎年のように起きており、国内でも、豪雨による災害が頻発しています。

気象庁は、こうした災害について、「背景にある地球温暖化の影響を考慮する必要がある」としており、過去の観測データの解析から、次のように述べています。

- 1日の降水量が200ミリ以上という大雨を観測した日数は、増減を繰り返しながらも長期的には明瞭な増加傾向を示している。
- “滝のように降る”1時間あたり50ミリ以上

の短時間の強い雨の頻度が長期的な増加傾向にあるなど、雨の降り方に変化が見られる。また、こうした極端な気象・気候現象は、今後地球温暖化が進行すればさらに増加していくと予測されている、とも記しています。

環境保全の取組を含む様々な行政施策においては、こうした気象・気候の変化を認識し、大規模災害のリスクや備えを念頭に進めていく必要性が高まっていると言えます。

平成30年7月豪雨への影響 (気象庁報道発表資料抜粋)

気象庁は、平成30(2018)年8月10日に公表した『『平成30年7月豪雨』及び7月中旬以降の記録的な高温の特徴と要因について』の中で、平成30年7月豪雨に関し、次のように述べています。

- 西日本から東海地方を中心に広い範囲で数日間大雨が続き、その総雨量は1982年以降の豪雨災害時の雨量と比べて極めて大きいものとなりました。
- 7月5日から8日にかけては、西日本付近に停滞した梅雨前線に向けて、極めて多量の水蒸気が流れ込み続けるとともに、局地的には線状降水帯が形成されました。
- この広域で持続的な大雨をもたらした要因は、梅雨前線が、非常に発達したオホーツク

海高気圧と日本の南東に張り出した太平洋高気圧との間に停滞したことです。それぞれの高気圧の強まりには上層の寒帯前線ジェット気流及び亜熱帯ジェット気流の大きな蛇行が持続したことが影響しました。

- なお、今回の豪雨には、地球温暖化に伴う水蒸気量の増加の寄与もあったと考えられます。



平成30年7月豪雨

(4) 国の方針・計画

<環境政策の方向性>

国では、環境保全に関する条約や国際的な方針等を踏まえ、環境政策に関する法律や計画等を定めており、地方自治体の取組も含め、各種施策を進める上での基礎となっています。

●環境基本計画 (第6次計画、令和6(2024)年5月)

国の環境基本計画では、環境保全とそれを通じた、「現在及び将来の国民一人一人のウェルビーイング／高い生活の質」を目的として掲げており、気候変動、生物多様性の損失、汚染という3つの危機に対し、早急に経済社会システムの変革を図り、環境収容力を守り環境の質を上げることによって、経済社会が成長・発

展できる「循環共生型社会」の実現を打ち出しています。

また、その実現を図るため「『新たな成長』を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築」などの6つの戦略や、「気候変動対策」などの個別分野の重点施策を着実に推進するとしています。

●地球温暖化対策計画と気候変動適応計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10(1998)年)」及び「気候変動適応法(平成30(2018)年)」に基づき策定されるものであり、気候変動対策を着実に進めていくため、「地球温暖化対策計画(令和3(2021)年10月)」及び「気候変動適応計画(令和3(2021)年10月(令和5(2023)年5月一部変更))」が

閣議決定されました。

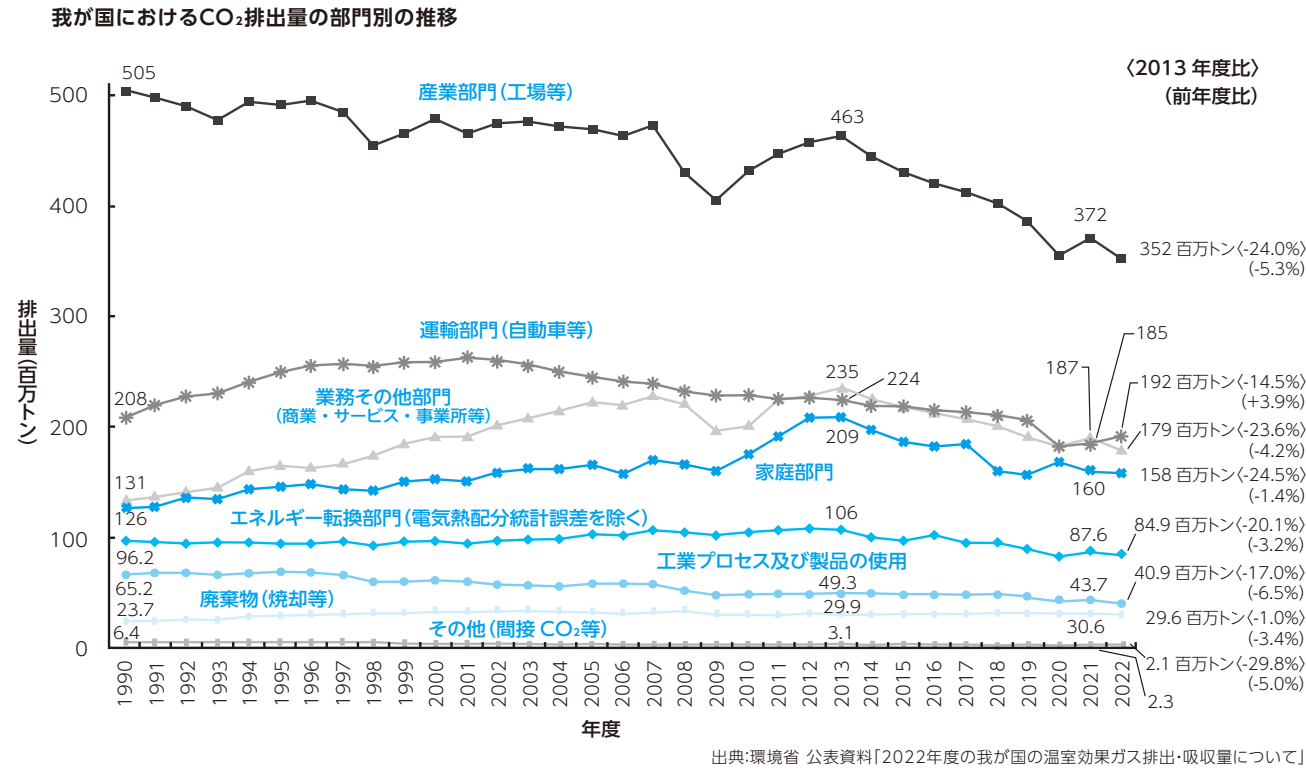
「地球温暖化対策計画」では、我が国の温室効果ガス削減目標と目標達成のための施策が、また「気候変動適応計画」では、農業・林業・水産業分野、自然生態系分野、自然災害・沿岸域分野、健康分野など分野ごとの基本的な施策が、それぞれ示されています。

我が国の温室効果ガス削減目標 ～「地球温暖化対策計画」抜粋～

2050年目標(カーボンニュートラル)と整合的で野心的な目標として、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていく。



**気候変動対策には、「緩和」と「適応」が必要
「緩和」と「適応」はまさに車の両輪**



●循環型社会*形成推進基本計画(第5次計画、令和6(2024)年8月閣議決定)

循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環型社会形成推進基本法に基づいて定められている計画で、概ね5年ごとに見直しが行われており、令和6(2024)年8月2日に第5次となる循環型社

会形成推進基本計画が閣議決定されました。この計画は、循環経済への移行を関係者が一丸となって取り組むべき重要な政策課題と捉え、循環型社会形成に向けた国の施策を取りまとめた国家戦略として策定されています。

●海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針

(令和元(2019)年5月変更閣議決定)

海岸漂着物等が海洋環境に深刻な影響を及ぼし、海洋ごみ対策に係る国際連携・協力の必要性が高まっていること等を踏まえ、平成30(2018)年6月に海岸漂着物処理推進法が改正されました。

これを受け、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針についても変更され、次の事項が追加されています。

- 海岸漂着物等の円滑な処理のため、内陸域から沿岸域までの流域圏で関係主体が一体となった対策を実施すること、漂流ごみや海底ごみについて、漁業者等の協力を得ながら処理を推進すること
- 海岸漂着物等の効果的な発生抑制のため、

使い捨てのプラスチック製容器包装のリデュースなどによる廃プラスチック類の排出抑制、効果的・効率的で持続可能なリサイクル、生分解性プラスチック*・再生材の利用の推進等を図ること

- マイクロプラスチックの海域への排出抑制を図るため、事業者による洗い流しスクラブ製品*に含まれるマイクロビーズ*の使用抑制、国による実態把握を推進すること
- 多様な主体の連携を図るほか、国際連携の確保や国際協力の推進のため、途上国の発生抑制対策の支援、地球規模のモニタリング・研究ネットワークの構築などを行っていくこと



●生物多様性国家戦略(「2023-2030」、令和5(2023)年3月閣議決定)

この戦略は、生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画です。我が国では、平成7(1995)年に最初の生物多様性国家戦略を策定し、これまでに5度の見直しが行われました。

現行の戦略は、令和5(2023)年に策定されたもので、令和4(2022)年12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)で採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に対応するため、「生物多様

性国家戦略2023-2030」として閣議決定されました。

この戦略は、生物多様性損失と気候危機への統合的対応や、ネイチャーポジティブ*実現に向けた社会の根本的変革を強調しており、30by30目標*の達成等の取組により健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持回復するとともに、自然資本を守り活かす社会経済活動を推進するとして、次の「5つの基本戦略」を設定しています。

5つの基本戦略

1.生態系の健全性の回復

2.自然を活用した社会課題の解決

3.ネイチャーポジティブ経済の実現

4.生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動

5.生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進

●瀬戸内海環境保全基本計画 (令和4(2022)年2月変更閣議決定)

この計画は、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき政府が策定する、瀬戸内海の環境の保全に関する基本的な計画で、当初計画は昭和53(1978)年に閣議決定され、その後、変更が4回行われました。

現行の計画は、令和4(2022)年に閣議決定されたもので、令和3(2021)年6月の瀬戸内海環境保全特別措置法の改正を受けて、地域の実情に応じた栄養塩*類の管理、藻場・干潟*等の保全、海洋プラスチックごみ等の発生抑制、気候変動への対応などを盛り込む変更が行われ、次のとおり基本施策が定められました。

- ・水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保
- ・沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに自然景観及び文化的景観の保全
- ・海洋プラスチックごみを含む漂流ごみ等の除去・発生抑制等
- ・気候変動等への対応を含む環境モニタリング、調査研究等の推進
- ・基盤的施策の着実な実施

県では、令和4(2022)年2月の瀬戸内海環境保全基本計画の変更を受け、令和5(2023)年3月に瀬戸内海の環境の保全に関する岡山県計画を変更しています。

<関連する国の方針等>

また、国においては、デジタル化に係る技術革新を背景に、IoT*やAI*を活用し、経済発展と環境問題を含む様々な社会的課題の解決の両立を図る、新たな社会システム(「Society5.0*」)の構築を目指す考えを打ち出しているほか、令和3(2021)年にはデジタル社会の実現を目指して、デジタル庁が新設されました。

加速するデジタル化の流れや、感染症対策を契機としたテレワークなどの新しい働き方など、社会全体のあり方が大きく変化する中、環境保全に関する施策の検討や具体的な取組の推進においても、こうした大きな変化を適切に捉え、それと連動させて考えていくことが肝要です。

TOPICS

脱炭素社会*の実現に向けた国の動き

気候変動対策が喫緊の課題となる中、2050年の脱炭素社会の実現に向けた世界的な気運の高まりを受け、我が国においても、国の方針や政策が明確に示さ

れ、関連する法律や計画の見直しが議論されるなど、脱炭素社会実現に向けた具体的な動きが活発になっています。

<国の動き>

- 令和2(2020)年10月 国会 首相の所信表明演説(グリーン社会の実現)※抜粋・要約
「成長戦略の柱に経済と環境の好循環を掲げて、グリーン社会の実現に最大限注力」
「我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを、ここに宣言」
「脱炭素社会の実現に向けて、国と地方で検討を行う新たな場を創設するなど、総力を挙げて取り組む」

●令和2(2020)年12月

- ・成長戦略の実行計画の取りまとめ(令和2(2020)年12月1日)
第3章に「2050年カーボンニュートラルに向けたグリーン成長戦略」について記述
- ・グリーン成長戦略の策定(令和2(2020)年12月25日)
2050年カーボンニュートラルへの挑戦を「環境と経済の好循環」につなげるための産業戦略
- ・国・地方脱炭素実現会議の立上げ(第1回会議:令和2(2020)年12月25日)
地域における2050年脱炭素社会の実現に向けたロードマップ及びそれを実現するための関係府省・自治体等の連携の在り方等について検討し、議論の取りまとめを行うことを目的に開催

●令和3(2021)年1月 国会 首相の施政方針演説(グリーン社会の実現)※抜粋・要約

「もはや環境対策は経済の制約ではなく、社会経済を大きく変革し、投資を促し、生産性を向上させ、産業構造の大転換と力強い成長を生み出す、その鍵となるもの」
「野心的イノベーションに挑戦する企業を、腰を据えて支援することで、最先端技術の開発・実用化を加速」
「2035年までに、新車販売で電動車100%を実現」
「世界に先駆けて、脱炭素社会を実現」

- ・併せて、具体的な対策実施のための予算案を提示

●令和3(2021)年10月

- ・地球温暖化対策計画改定
「2050年目標と整合的で野心的な目標として、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていく」
住宅や建築物の省エネ基準への適合義務付け拡大
2030年度までに100以上の「脱炭素先行地域」を創出(地域脱炭素ロードマップ)
- ・エネルギー基本計画改定
エネルギー政策の基本的な方向性を示すためにエネルギー政策基本法に基づき政府が策定するもの

●令和5(2023)年7月 脱炭素成長型経済構造移行推進戦略の策定

GX(グリーントランスフォーメーション)を総合的かつ計画的に推進するための戦略

●令和6(2024)年2月 暮らしの10年ロードマップの策定

国民・消費者の行動変容・ライフスタイル転換を促し、脱炭素につながる新しい価値創造・豊かな暮らしを実現するために必要な方策・道筋を示すもの

●今後～関連する計画等の見直しの動き～

- ・エネルギー基本計画及び地球温暖化対策計画の見直し
- ・GXビジョン2040の策定

3 県内の現状と課題

～これまでの取組の成果と課題～

(1) 地域から取り組む地球環境の保全

県では、平成23(2011)年10月に「岡山県地球温暖化防止行動計画*」を策定し、平成28(2016)年度の1回目の改定を経て、令和4(2022)年度には、国の地球温暖化対策計画等の見直しを踏まえ改定するとともに、計画名称を「岡山県地球温暖化対策実行計画」に変更しました。改定後の計画では、県内の温室効果ガス排出量について、計画の中期目標年次である令和12(2030)年度に平成25(2013)年度比で39.3%削減する目標を掲げています。

さらに、令和6(2024)年3月に「岡山県地球温暖化対策実行計画(別冊)」として「地域脱炭素化促進事業における促進区域の設定基準」を策定しました。

目標達成に向け、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギー*の導入促進や、クールビズ*・ウォームビズ*、デコ活*など行動変容を促す運動やキャンペーン、機器導入支援等による省エネ型ライフスタイルの普及・定着、環境学習等を通じた意識の醸成、森林の保護による吸収源*対策などに取り組んできたところです。

これらにより、県内のエネルギー消費量は、一部の部門を除き目標を超えて削減が図られ、また、電気自動車等の普及台数や、アースキーパーメンバーシップ*やエコドライブ*などを通じて環境保全に参加する人が順調に増加・拡大するなど、成果が得られています。

しかし、温室効果ガス排出量・エネルギー消費量の削減については、業種(部門)によって困難さが異なったり、再生可能エネルギーの導入においては、固定価格買取制度*改正などの影響等もあって伸び悩んだり、課題のある取組もみられます。

一方で、大規模な自然災害の頻発など深刻化する気候変動の影響も背景に、令和32

岡山県内の温室効果ガス排出量(単位：万t-CO₂)

区 分 (単位：万t-CO ₂)	基準年度 平成25年度 (2013年度)	〈速報値〉 令和4年度 (2022年度)	基準 年度比 増減率	構成 割合
産業部門	3,202	2,481	△22.5%	58.9%
民生部門	759	548	△27.9%	13.0%
家庭	386	276	△28.5%	6.6%
業務	373	271	△27.2%	6.4%
運輸部門	445	364	△18.1%	8.7%
エネルギー転換	456	526	15.3%	12.5%
工業プロセス	136	112	△17.3%	2.7%
廃棄物部門	99	48	△51.3%	1.1%
計	5,097	4,080	△20.0%	96.9%
メタン等	120	131	9.2%	3.1%
合 計	5,217	4,211	△19.3%	100.0%
(参考)全国	1,407百万t	1,135百万t	△19.3%	—

※端数処理の関係で合計・比率等の計算が合わない場合がある。

(2050)年に温室効果ガス排出ゼロを目指すとする動きが加速し、「ゼロカーボン宣言*」を行う自治体が全国に広まる中、本県も、令和2(2020)年7月、表明しました。

今後は、これら国内外の情勢や潮流を捉えるとともに、これまでの取組の状況を踏まえながら、より効果的な施策展開を図っていく必要があります。特に、温室効果ガス排出量の削減では、本県の産業構造を勘案したアプローチが求められ、また、再生可能エネルギーの導入促進においては、地域特性に応じたポテンシャルの見極めや自家消費型・地域循環型の利用へのシフトなど、個々の事案に応じた検討が求められます。

また、こうした、温暖化に歯止めをかける「緩和」策とともに、気候変動の影響による被害を回避・軽減する「適応」策についても並行して進めていかなければなりません。

県民や事業者等のすべての主体が、気候変動や地球温暖化の問題を自分の事として捉え、危機感を共有しながら取り組むことが重要です。

(2) 循環型社会の形成

本県では、全国に先駆けて制定した岡山県循環型社会形成推進条例(平成13(2001)年)に基づき、各種施策を総合的・計画的に推進しているほか、岡山県廃棄物処理計画により廃棄物・循環資源*に関する基本方向を定めるとともに、県民、事業者、処理業者、行政等の役割を明らかにし、3R*(リデュース・リユース・リサイクル)の推進による循環型社会の形成に向けた取組を実施しています。

特に、県民意識の醸成に力を入れて取り組んでおり、「おかやま・もったいない運動*」や食品ロス*削減月間キャンペーンなど、県独自の広報・啓発活動を積極的に展開してきたところです。

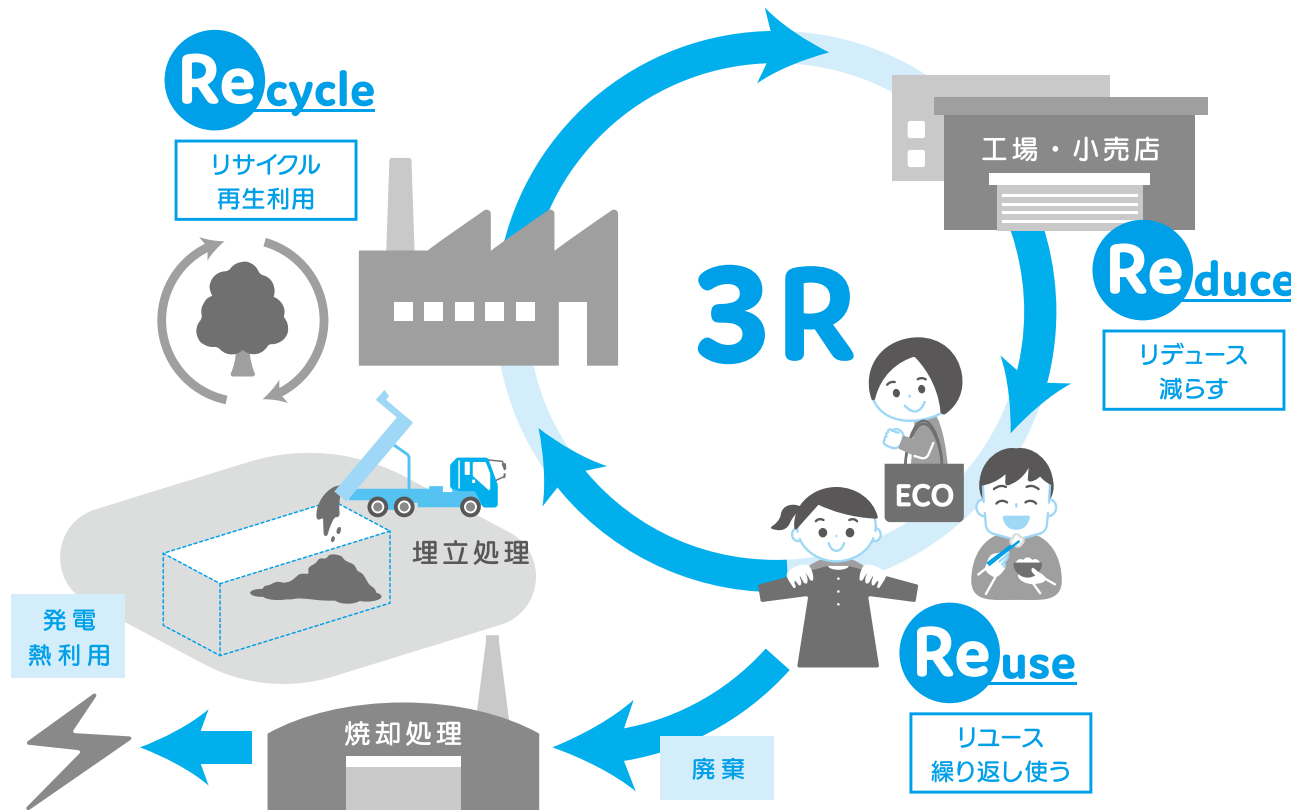
また、産業廃棄物*については、税の賦課による発生抑制等の効果を期待して、平成15(2003)年に岡山県産業廃棄物処理税*条例を施行し、その税収を、新たなリサイクル技術の開発への支援など産業廃棄物の3Rの推進や不法投棄防止対策、環境学習等の施策に充てています。

これらの取組の成果として、一般廃棄物*・産業廃棄物ともに、数値目標である排出抑制・

資源化率*の向上が図られています。

さらに、この間の新たな課題への対応として、平成30年7月豪雨での経験を教訓に、災害廃棄物*の処理を迅速かつ円滑に行うための体制づくりに向けた市町村支援に取り組んできたほか、マイクロプラスチックによる海洋汚染が世界的な課題となる中、本県においても海ごみの問題に県下一丸となって対応していくため、令和2(2020)年4月、市町村及び経済団体と共同して「おかやま海ごみクリーンアップ宣言」を行うとともに、同年12月には、瀬戸内海でつながる広島県、香川県、愛媛県及び海洋関係事業に深く関わる公益財団法人日本財団と協定を締結し、包括的海洋ごみ対策プロジェクト「瀬戸内オーシャンズX」において、関係者が連携・協力して対策を進めているところです。

今後は、これまでの取組をさらに進めるとともに、循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行に向けて、資源循環の促進や廃棄物の発生抑制等に重点的に取り組み、環境負荷を可能な限り低減する循環型社会を形成していくことが必要です。



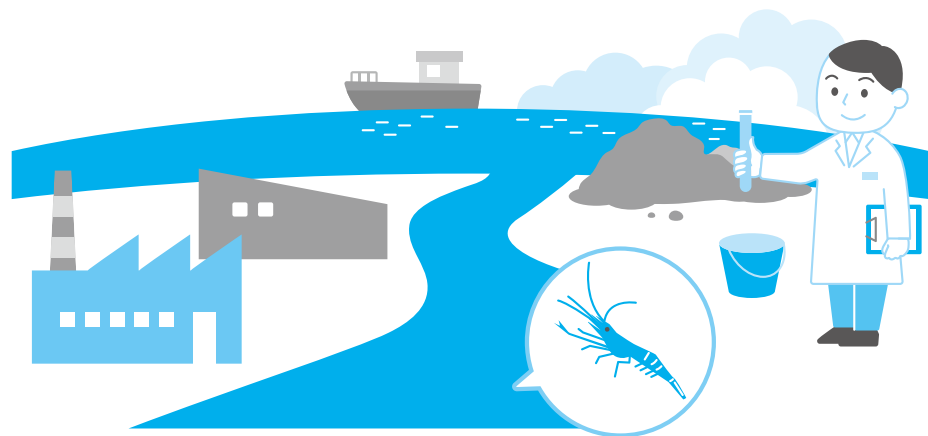
(3) 安全な生活環境の確保

大気・水・土壌などの汚染・汚濁は、県民の健康や生活環境に直接的な影響を及ぼすため、県では、これら環境の状況を継続的に監視し、環境基準*の達成状況等を確認しつつ、様々な施策に反映させています。また、工場等からの排出ガスや排水が、法令に基づく排出基準に適合しているか立入検査などで確認し、必要に応じて改善指導を行うとともに、自動車排ガス対策や生活排水*対策などの啓発事業などにも取り組んでいるほか、環境放射線*の状況についても監視を行っています。

県内の環境の状況は、大気中の硫黄酸化物*や窒素酸化物*、主要河川の水質など、環境基準の達成率がほぼ100%となっているものがある一方で、光化学オキシダント*、児島湖や瀬戸内海の水質など、環境基準の達成率が低いものや、微小粒子状物質(PM2.5)*のように

継続的な環境基準の達成までには至っていないものも未だ残っています。また、有害物質による土壌汚染や建築物中のアスベスト*などへの対応や、産業発展に伴う多様な化学物質の管理、瀬戸内海の栄養塩類の管理など、新たな課題もみられるところです。

こうした状況も踏まえ、県では、これまで実施してきた県民・事業者・行政等が連携・協働した取組に加え、メール配信による大気汚染情報の即時提供や稲わら等の野焼き*を減らすための農業団体と連携した啓発、児島湖への環境用水*の導入に向けた取組、民間団体と水産事業関係者が連携して取り組む瀬戸内海の藻場の再生など、新たな視点やアイデアも取り入れながら対策を進めているところですが、なお一層の効果的な施策の展開が求められています。



～住民理解のもとでの安全・安心な開発等～

環境問題の未然防止や解決などのためには、事業者と地域住民などが、環境負荷やその低減に関する情報を共有し、対話を行うことにより互いの理解を深めていくことが重要であり、「環境コミュニケーション*」の推進に取り組んでいるところです。

こうした観点にも立った本県独自の取組として、「太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例」を制定し、令和元(2019)年10月に施行しました。

再生可能エネルギーである太陽光発電の導入拡大は、気候変動対策の有効策の一つですが、一方で、導入にあたっては、安全性の確保や環境保全の面での懸念も指摘されるところです。こうしたことを踏まえ、条例では、事業者に対し、計画作成の初期段階から地域住民への十分な情報提供を行うことなどを求めている、県民の不安を解消し、安全で安心な生活の確保に配慮した太陽光発電の普及・拡大を図ることを、条例の目的としているものです。

(4) 自然と共生した社会の形成

本県の豊かな自然環境は、多くの野生生物を育むとともに、様々な公益的機能を有しており、人々に安らぎと潤いを提供しています。こうした豊かな自然環境は、県民共通の財産であり、より良い形で次代に引き継いでいく必要があります。

このためにも、次代を担う子どもたちに自然とふれあう機会を提供し理解を促すことは極めて重要です。

また、近年、様々な人間活動が、かけがえない自然環境に大きな負荷を与え、深刻な影響をもたらし、多くの野生生物の種が絶滅の危機に瀕している一方で、イノシシやニホンジカなど一部の野生鳥獣が増加し、農林水産業に大きな被害を与えています。

ツキノワグマについても、生息数の増加に伴い、人里への出没が数多く報告され、県民の生活を脅かす事態も起きていることから、県民の安全・安心の確保を第一に、市町村等

と連携し、住民への注意喚起や被害防除に努めながら、適切に対策を講じていく必要があります。

多様な生物によって構成される生態系は、県民に様々な恵みをもたらすとともに、すべての生物の生存基盤となっています。生物多様性を将来にわたって確保するとともに、安全・安心の下で人と自然との共生関係を構築することが求められています。

県では、これまで、自然公園*の保護や、自然環境学習の推進、希少野生動植物の保護などに取り組んできたところですが、引き続き、自然公園など本県の豊かな自然を維持・保全するとともに、施設・設備の管理を適切に行いながらその魅力向上を図り、わかりやすい方法により情報発信していくことが重要です。



(5) 参加と協働による快適な環境の保全

環境保全の取組を進める上では、県民や事業者、関係団体、NPO*等の活動団体、行政など、あらゆる主体の積極的な関わりが欠かせません。

そのため、これまでも“参加と協働”の場の提供や、環境学習・環境教育を通じた意識の醸成などに取り組んできました。

また、「景観」の保全についても、住民の生活により近い市町村の主体的な取組を促すとともに、県民、企業等の参加の下で、地域特性を活かした良好な景観の保全と形成、創造に努めています。

(6) 環境と経済が好循環する仕組みづくり

環境・経済・社会の諸課題は、密接に関連し合っており、環境の保全は、経済の成長や産業の振興を図りながら、同時に進められることが重要です。

そうした視点に立ち、県ではこれまでも、環境等関連分野において、産学官が連携して高機能・高付加価値な技術や環境負荷の少ない製品の開発等に取り組んできたほか、消費者が環境への負荷が少ない製品やサービスを積極的に選択することにより、需要や市場の拡大が図られ、その結果、環境ビジネス*が発展し、さらに環境改善が進むことを期待し、省エネ性能の高い製品の購入促進や、県内で生産されているリサイクル製品等の認定・周知を行うとともに、県みずからも率先して再生品等の積極的な調達(グリーン調達*)に取り組むことで一層の普及拡大を図ってきたところです。

また、森林資源を活かした木質バイオマス*の利活用促進や、環境保全型農業*の推進など、農林水産分野においても、環境への負荷を減らすための取組を進めており、業種や分野を問わず、環境保全の取組が広がっています。

これらの取組のうち、特に、環境学習・環境教育については、県民の期待も高く、積極的に取り組むべきとの意見も多く寄せられているところです。引き続き、環境学習・環境教育に関する取組を継続し、指導者の育成や関係者間のネットワークづくり、気候変動等に関する情報発信に取り組んでいくことが重要です。

一方で、環境マネジメントシステム*の普及拡大など伸び悩んでいる取組もみられ、企業・事業者のより主体的・積極的な行動につながるよう、成功事例の紹介や関連情報の提供など、取組の工夫が課題となっています。

今後、環境経営*へのシフトなど世界の潮流も捉えつつ、環境と経済が両立する社会の構築に向け、さらなる意識の改革や効果的な施策の展開が必要です。

なお、今後、より効果的な施策を展開していく上では、いずれの項目においても、本県の地勢や地域の特性等を十分に踏まえるとともに、近隣県との連携など、広域的な視点も併せ持つことが重要であると考えています。



ECO VISION 2040

岡山県環境基本計画
エコビジョン2040

第3章

目指す姿



1 目指す将来の姿

県では、これまで、「より良い環境に恵まれた持続可能な社会」を目指し、県民、NPO、事業者、行政等のあらゆる主体が、認識の共有を図りながら、参加と協働の下で、環境保全の取組を進めてきました。

本計画においても、こうした考え方を踏襲し、長期的な視点としての目標年次である令和22(2040)年頃の姿について次のとおり定め、これを目指すこととします。

<目指す姿>

より良い環境に恵まれた持続可能な社会

～ 山から海まで 豊かな岡山を 次世代へ ～

そして、それが達成された将来の姿を、

- 気候変動対策が進んでいる社会
- 資源循環の仕組みが構築された社会
- 安全・安心な生活環境に囲まれた社会
- 自然と共生した社会
- 環境保全と経済発展が両立し、一人ひとりの意識や関わりの下、誰もがより良い環境で暮らす社会

として、その具体的なイメージを描きます。

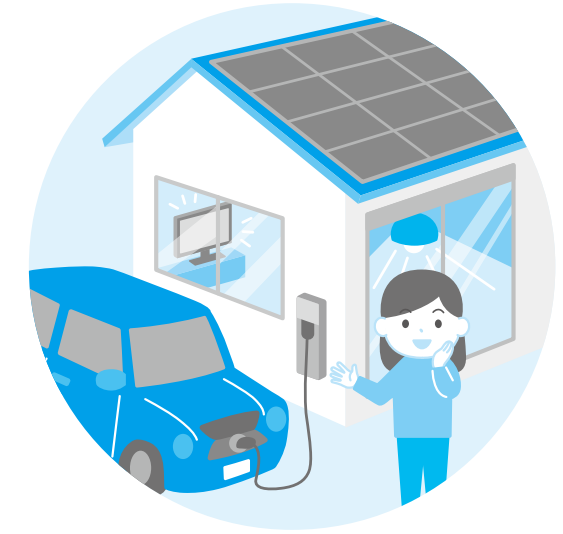


2 目指す姿の具体的なイメージ

(1) 気候変動対策が進んでいる社会

2050年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた取組が進み、「地球温暖化のリスクを誰もが理解し、温室効果ガスの排出をできるだけ抑えた地球環境に優しい生活スタイルが人々の間に定着している社会」を目指します。

- 地域資源を活かした再生可能エネルギーの導入が進み、エリア内でのエネルギー循環や災害時・緊急時の備えなど、生活や地域に根ざした形で普及しています。
- 家庭や事業所等では、省エネルギー型の設備や機器が普及し、また、移動の場面においても、スマートな交通手段への転換が図られています。
- 県民の間で環境を守る意識が高まり、賢い選択によるライフスタイル・ビジネススタイルが定着しています。



(2) 資源循環の仕組みが構築された社会

「限りある資源を大切にする意識や取組が浸透し、街や海・山が、ごみのないきれいな状態に保たれている社会」を目指します。

- 循環型社会の大切さを誰もが意識し、3Rや食品ロスを減らす取組を日々の暮らしの中で実践しています。
- 家庭や事業所から出されるごみは、ルールに沿って、リサイクルなどの処理が、きちんとなされています。
- 廃棄物の不法投棄や不適正処理が未然に防止され、地域の環境美化活動も活発に行われています。また、災害時に備えた廃棄物の処理体制も整っています。



(3) 安全・安心な生活環境に囲まれた社会

「きれいな空気や水に囲まれ、安心して日常を過ごすことができる健康的な社会」を目指します。

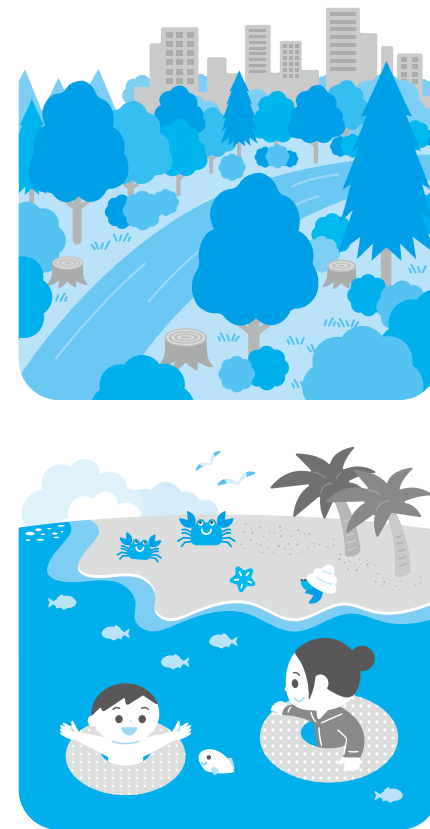
- 工場や自動車の排ガス、PM2.5などによる大気汚染が抑制され、県下全域に澄んだ空気が広がっています。
- 河川や児島湖、瀬戸内海などの水環境が良好な状態に維持され、美しい自然景観や豊かな水産資源が育まれています。
- ダイオキシン類*やアスベスト等の有害な物質や、騒音、振動、悪臭、環境放射線など、健康や暮らしに影響を及ぼす要因が抑制され、安全・安心な生活環境が保たれています。



(4) 自然と共生した社会

「豊かな自然や野生生物が大切に守られ、自然とのふれあいが人々に心の安らぎをもたらすなど、人と自然が調和し共生している社会」を目指します。

- 自然公園など県内の優れた自然環境が維持・継承され、地域の特性に応じたきめ細かい生態系への配慮によって多種多様な野生生物が生息・生育しています。
- 県民誰もが、自然保護や生物多様性の重要性を認識し、自然と共生する考えに基づく行動を実践しており、優れた自然環境から得られる暮らしの豊かさを実感しています。
- 適切な整備によって豊かな森が育ち、都市にも緑が配置されるなど、水と緑に恵まれた環境が広がっています。



(5) 環境保全と経済発展が両立し、一人ひとりの意識や関わりの下、誰もがより良い環境で暮らす社会

「すべての県民が、環境に関する問題を自分の事として捉え、行動する社会」、「産業振興による経済の成長が図られつつ、環境保全の取組も進んでいる社会（環境保全と経済成長が相互にプラスをもたらしながら進んでいる社会）」を目指します。

- 学校や地域で、環境について学び体験する様々な機会が用意されており、多くの人が参加し、省エネや環境美化、景観の保全などの実践行動に結び付いています。
- 業種を問わず、環境に配慮した事業経営への意識が高まり、技術開発等によって、より環境性能の高い製品や環境負荷の少ないサービスの提供が進んでいます。
- 環境配慮に取り組む企業・事業者や環境配慮の製品・サービスを評価・認証する制度が積極的に活用され、消費者の賢い選択にもつながっています。



ECO VISION 2040

岡山県環境基本計画
エコビジョン2040



具体的な取組は、前章に掲げる目指す姿「より良い環境に恵まれた持続可能な社会」を実現するため、令和10(2028)年度までに実施する重点的な取組です。

4つの「基本目標」と2つの「横断的な視点」で構成し、それぞれ「重点プログラム」を掲げ、努力目標としての「指標」を設定します。

基本目標Ⅰ	気候変動対策(緩和・適応)の推進 重点プログラム:28 指標:15
基本目標Ⅱ	循環型社会の形成 重点プログラム:21 指標:10
基本目標Ⅲ	安全・安心な生活環境の保全と創出 重点プログラム:19 指標:9
基本目標Ⅳ	自然と共生した社会の形成 重点プログラム:16 指標:6
横断的な視点Ⅰ	環境の未来を支える担い手づくり 重点プログラム:10 指標:3
横断的な視点Ⅱ	環境の未来を創る経済振興 重点プログラム:13 指標:4

基本目標：目指す姿の実現に向けた施策の柱
横断的な視点：基本目標を進める上での土台
重点プログラム：基本目標・横断的な視点に沿って重点的に進める取組
指標：取組による達成目標、重点プログラムの進捗を評価するための数値目標

第4章 具体的な取組

第3章目指す将来の姿と、基本目標・横断的な視点の関係

<目指す将来の姿>	<取組>
○気候変動対策が進んでいる社会	→ 基本目標Ⅰ
○資源循環の仕組みが構築された社会	→ 基本目標Ⅱ
○安全・安心な生活環境に囲まれた社会	→ 基本目標Ⅲ
○自然と共生した社会	→ 基本目標Ⅳ
○環境保全と経済発展が両立し、一人ひとりの意識や関わりの下、誰もがより良い環境で暮らす社会	→ 横断的な視点Ⅰ・Ⅱ

基本目標

I 気候変動対策(緩和・適応)の推進

地球温暖化防止の取組をさらに進めるため、再生可能エネルギーの導入促進や省エネルギーの推進のほか、脱炭素社会に向けたライフスタイルの定着、森林保全等による吸収源対策などに取り組むとともに、気候変動影響の被害を回避・軽減する適応策についても、具体的な取組を進めます。

再生可能エネルギーの導入推進

● 情報の発信と地域資源を活かした取組の推進

関係団体や事業者等と連携しながら、再生可能エネルギーの導入・活用について研究するとともに、セミナーや研修会を通じて、最新の動向や先進的な取組事例など、広く情報の発信・共有を図ることで、再生可能エネルギーの導入等を促進します。

また、中山間地域をはじめとする県内の河川や農業用水、さらには排水など多様な水資源を活用して地域で使用する電力を生み出すため、市町村やNPO等の小水力発電*の導入を支援します。

指標	現状 令和5年度 (2023年度)	努力目標 令和10年度 (2028年度)
県内の再生可能エネルギー 導入量(GWh)	4,452	5,116

● 太陽光発電の導入促進

晴れの国の特長を生かした太陽光発電については、屋根置き等の自家消費型の利用や、災害時・緊急時の非常用電源としての有効性にも着目しながら、今後、家庭・事業者や地域等において一層の導入が進むよう、安全で安心な生活や環境に配慮した取組を促進します。

● 木質バイオマスのエネルギー利用促進

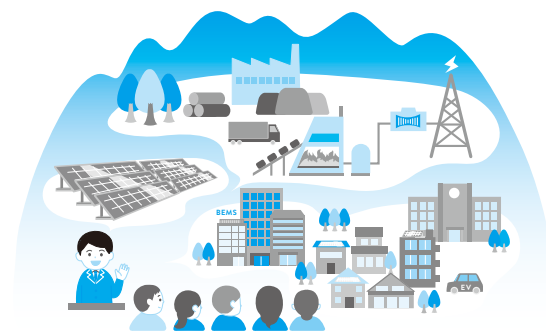
未利用間伐*材等を利用した木質バイオマス発電や木質バイオマスボイラーなどによるエネルギー転換が促進されるよう、木質バイオマスの安定供給に向けた取組を促進します。

● 地域ぐるみで進める再生可能エネルギーの導入

地域の特性や資源を活かした再生可能エネルギーの導入等により、エネルギー自給率や地域レジリエンス(災害に対する強靱化)の向上など、地域の課題解決を図る市町村の取組を拡げていきます。

指標	現状 令和5年度 (2023年度)	努力目標 令和10年度 (2028年度)
脱炭素地域づくりに取り組む 地域の数*(箇所、累計)	11	24

※県の補助事業を活用して取り組んだ地域の数



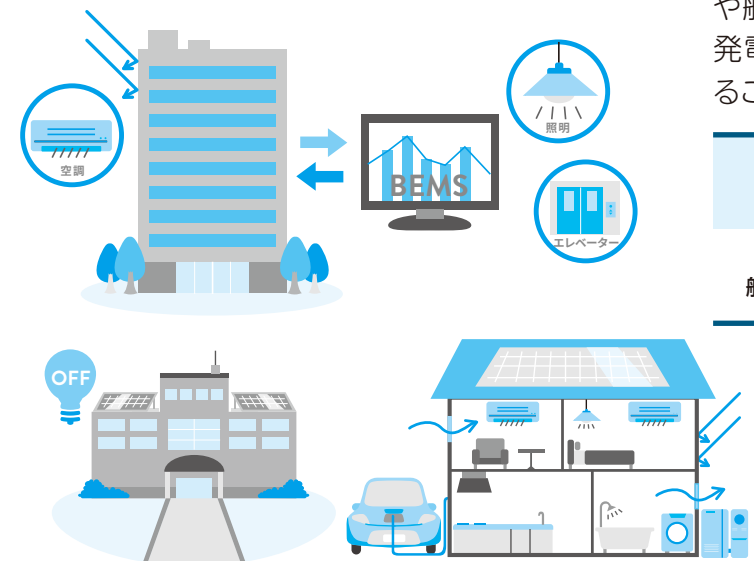
● 省エネルギーに配慮した住宅の普及拡大

インターネットでの情報発信等を通じ、長期優良住宅、住宅リフォーム、住宅の性能(省エネルギー性等)を評価する住宅性能表示制度などの認知度の向上、建築物省エネ法に基づく省エネ措置の届出制度等の周知を図ることにより、省エネルギーに配慮した住宅づくりを普及啓発します。また、セミナー等を通じて、県内建設業者や県民のZEH*等の省エネ住宅に係る理解度向上に努めます。

● 省エネルギー型機器等の普及拡大

市町村と連携しながら、蓄電池や高効率機器の導入を進めるとともに、冷蔵庫やエアコン等の買い換え時の省エネ型機器の積極的な選択を促すほか、HEMS*等を活用した家庭の消費電力の「見える化」を推進し、家庭におけるエネルギー消費量の削減を図ります。

指標	現状 令和5年度 (2023年度)	努力目標 令和10年度 (2028年度)
省エネルギー型機器等の住民向け 補助に取り組む市町村数(市町村)	20	27



● オフィスビル等の省エネルギー化の推進

建築物の新築時等に合わせて、建築物省エネ法に基づく省エネ基準への適合義務や省エネ措置の届出制度等の周知を図るとともに、有効な整備手法等の導入を促し、建築物の省エネルギー化を推進します。また、BEMS*などの導入による運用面での省エネルギー化や、ZEB*による建物のエネルギー収支ゼロ化の働きかけも進めていきます。

● 県有施設等の省エネルギー化の推進

省エネ性能の高い設備・機器への切替えや、合理的・効率的なエネルギー利用と管理・運用の改善、改修等による断熱性能の向上など、省エネ対策の一層の推進を図るとともに、再生可能エネルギーの計画的な導入を進めます。

・県の事務事業から生じる温室効果ガス排出量は、県エコ・オフィス・プランで令和12(2030)年度までに平成25(2013)年度比で50%削減(62,828t-CO₂)を目指すこととしており、さらなる削減に努めます(令和5(2023)年度実績84,083t-CO₂)。

● 空港脱炭素化の推進

岡山桃太郎空港及び岡南飛行場それぞれにおいて、空港関係事業者が一体となって、照明や航空灯火*のLED*化、車両のEV*化、太陽光発電等の再生可能エネルギー導入などを進めることにより、空港の脱炭素化を推進します。

指標	現状 令和5年度 (2023年度)	努力目標 令和10年度 (2028年度)
岡山桃太郎空港の 航空灯火のLED化率(%)	11	70

脱炭素社会に向けたライフスタイル・ビジネススタイルの定着促進

●アースキーパーメンバーシップ制度の推進

県民・事業者をあげて地球温暖化防止活動を推進するため、省エネ等による環境負荷低減に向けた目標にみずから取り組む県民・事業者をアースキーパーメンバーシップ会員として募集・登録し、県が会員の活動を支援します。

指標	現状 令和5年度 (2023年度)	努力目標 令和10年度 (2028年度)
アースキーパーメンバーシップ 会員数 (人・事業所、累計)	15,535	18,000

TOPICS

具体的な取組-1

アースキーパーメンバーシップ会員の募集

アースキーパーメンバーシップ制度の推進

アースキーパーメンバーシップとは、地球温暖化を防ぐために、地球にやさしい生活に取り組む人たちを、地球(アース)を守る人(キーパー)として会員登録する制度です。

待機電力のカットやマイバッグの持参など、環境への負荷を減らすための取組目標に継続的に取り組むことを宣言する方を募集・登録し、ワークショップや会員同士の交流を行うイベント開催や、ホームページ等での環境関連情報の発信などを行っています。

<共通取組目標>

■県民版

- ①待機電力を徹底してカット! 使わない家電製品をコンセントから抜きます!
- ②緩やかな加速など、加減速の少ないエコドライブを心がけ、近い距離は歩くか自転車を使います!
- ③不要なレジ袋は断り、マイバッグを賢く使います!
- ④ゴミのポイ捨てはせず、必ず分別して出し、きれいな地域環境を守ります!

■事業所版

- ①冷暖房時の室温を適温(夏季28度、冬季20度程度)にします!
- ②必要のないOA機器や照明はこまめにスイッチをOFFにします!
- ③両面印刷などの省資源化に取組み、オフィスで出るゴミは適切に分別して捨てます!
- ④エネルギー効率の高い機器を積極的に導入します!



●デコ活の推進

フールビズ・ウォームビズのさらなる浸透・定着をはじめ、家庭や職場での脱炭素社会の実現に向けた行動変容、ライフスタイルの転換を促す「脱炭素につながる新しい暮らしを創

る国民運動」(愛称:デコ活)が広がるよう、積極的な広報・啓発により一人ひとりのアクションを促していきます。

●エコドライブの推進

自動車関連団体とも連携しながら、やさしい発進を心がけたり、不必要なアイドリング*をしない、不要な荷物をおろすなど、エコドライブの実践に努める運転者を「エコドライブ宣言者」として登録し、環境にやさしい自動車運転の推進を図ります。

指標	現状 令和5年度 (2023年度)	努力目標 令和10年度 (2028年度)
エコドライブ宣言者数 (人、累計)	43,062	50,000

TOPICS

具体的な取組-2

エコドライブ宣言者の募集

エコドライブの推進

エコドライブとは、やさしい発進を心掛けたり、不必要なアイドリングをやめたりして、燃料の節約に努める「環境に配慮した自動車運転」のことです。

地球温暖化に影響を与えるCO₂の排

出量を減らすだけでなく、大気汚染の原因となる窒素酸化物や粒子状物質の減少にもつながります。

岡山県では、エコドライブを実践していただける方を募集しています。

エコドライブ実践行動 ～エコドライブ10のすすめ～

- ①自分の燃費を把握しよう
- ②ふんわりアクセル「eスタート」
- ③車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
- ④減速時は早めにアクセルを離そう
- ⑤エアコンの使用は適切に
- ⑥ムダなアイドリングはやめよう
- ⑦渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
- ⑧タイヤの空気圧から始める点検・整備
- ⑨不要な荷物はおろそう
- ⑩走行の妨げとなる駐車はやめよう



●地球に優しい移動手段の選択

「公共交通利用の日*」(毎月最終金曜日)の広報啓発や、自転車や公共交通機関を利用した通勤などに国等と連携して取り組む「スマート通勤おかやま*」、「ノーマイカーデー*」の設定による県職員等のマイカー利用の自粛などの

率先行動により、県民等の自動車の利用抑制に取り組めます。

また、バス事業者で実施されている環境定期券等*の広報啓発等により、公共交通の利用を促進します。

環境に配慮した交通環境の整備と活用の推進

●電気自動車等の普及促進

走行中にCO₂を排出しないなど、環境性能の高いEV*(電気自動車)をはじめ、PHEV*(プラグインハイブリッド車)、FCV*(燃料電池車)について、魅力発信を行います。また、EVを安心して利用できる環境を整備するため、法人等が行う充電設備の設置を支援します。

指標	現状 令和5年度 (2023年度)	努力目標 令和10年度 (2028年度)
電気自動車等の普及台数 (台、累計)	11,777	29,200

●県公用車へのエコカーの率先導入

従来の自動車に比べ、環境性能が高いエコカーについて、岡山県グリーン調達ガイドライン*に基づき、県公用車への率先導入に努めます。

●信号灯器のLED化の推進

従来の電球式信号灯器に比べ、消費電力が約1/4となるLED式信号灯器の設置を推進します。

指標	現状 令和5年度 (2023年度)	努力目標 令和10年度 (2028年度)
信号灯器のLED化率 (%)	82.0	100

●道路交通の円滑化の推進

交通渋滞を緩和し、人や物のスムーズな移動を確保するため、現道の拡幅による交通容量の拡大やバイパスの整備による交通量の分散など、効率的・効果的な道路整備等の推進を図ります。

指標	現状 令和5年度 (2023年度)	努力目標 令和10年度 (2028年度)
主要渋滞箇所における 対策実施箇所数(箇所)	24	34

電気自動車

バッテリーの電力だけで
モーターを動かす
自動車

プラグイン
ハイブリッド車

家庭用電源から
コンセントプラグで直接
充電できるハイブリッド車
(モーターとエンジンで駆動)



燃料電池自動車

水素と酸素を
化学反応させて
電気をつくる燃料電池を
動力源とする自動車



温室効果ガスの排出削減と吸収源対策の推進

●温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度*による排出削減

温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度を適切に運用し、県内の温室効果ガス大量排出事業者の削減計画及びその実績を公表し、事業者の自主的な温室効果ガス排出削減を推進します。

指標	現状※ 令和5年度 (2023年度)	努力目標※ 令和10年度 (2028年度)
岡山県温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度の対象 となる事業所の温室効果ガス 排出量(万t-CO ₂)	3,413	2,882

※現状:令和4(2022)年度実績 努力目標:令和9(2027)年度実績

●フロン類*の排出抑制の推進

オゾン層*の保護及び地球温暖化防止のため、フロン排出抑制法に基づき、フロン類を使用している第一種特定製品(業務用エアコン及び冷蔵冷凍機器)の管理者(所有者等)に対し、機器の点検やフロン類の漏えい防止、廃棄時等のフロン類回収など管理者の義務について周知・徹底するとともに、第一種フロン類充填回収業者に対し、第一種特定製品に係るフロン類の適切な充填及び回収を指導しフロン類の排出抑制を図ります。

●市町村の脱炭素化の支援

県と市町村で脱炭素に関する会議を開催し、国等の補助金に係る情報共有や市町村間の情報交換の場を提供するとともに、市町村が行う脱炭素に向けた地域づくりの取組を後押しするなど、市町村の脱炭素化を支援します。

また、岡山県内市町村の地域特性を活かし、地方創生・脱炭素社会を実現するべく、県内の産学官が連携し、各地域の取組を積極的にサポートします。

指標	現状 令和5年度 (2023年度)	努力目標 令和10年度 (2028年度)
地方公共団体実行 計画(区域施策編) 策定済の市町村数(市町村)	12	27

●公益的機能をもつための
森林整備の推進

森林の持つ公益的機能*(地球温暖化防止を含む)を十分に発揮させるため、林業経営に適した人工林においては、間伐や伐採跡地への少花粉苗木を活用した再造林等による森林整備を推進し、林業経営に適さない人工林は管理コストの低い針広混交林*へ誘導することによって、多様で豊かな森林を育成するとともに保全に努めます。

指標	現状※ 令和5年度 (2023年度)	努力目標※ 令和10年度 (2028年度)
再造林面積(ha)	149	880

※現状:令和3(2021)年度～令和5(2023)年度の平均
努力目標:令和7(2025)年度～令和10(2028)年度の累計

●県民参加による森づくりの推進

県民参加の森づくり活動の拠点となる「おかやま森づくりサポートセンター*」の運営を通じて、森林ボランティア団体等の森林保全活動を促進します。

また、活動可能な森林の情報や支援内容など、森づくり活動に取り組む企業等が求める情報を広く発信するとともに、活動対象森林を拡充するなど受入体制の整備を推進します。

指標	現状 令和5年度 (2023年度)	努力目標 令和10年度 (2028年度)
森づくり活動への参加企業数 (企業、累計)	29	34

●都市緑化等の促進

都市緑化は、ヒートアイランド*対策や建物の省エネルギー対策として着目されていることから、制度や全国の事例に関する情報提供等を通じ、建築物の敷地内や建物の屋上・壁面等の緑化を一層促進します。



●適応計画の推進

気候変動に対処し、県民の生活や、経済・社会の持続的な発展を図るため、岡山県気候変動適応センターを中心として地域気候変動適応計画*に沿った着実な情報収集や啓発資料を活用した普及啓発に取り組みます。

指標	現状 令和5年度 (2023年度)	努力目標 令和10年度 (2028年度)
気候変動適応の普及啓発に係るイベント数(回)	3	3

●自然災害に対する適応の取組

気候変動による激甚化・頻発化する自然災害に対して、県民の防災意識の向上を図り、事前防災・減災対策を推進します。

また、河川、下水道等の管理者が主体となつて行う治水対策に加え、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、雨水貯留浸透施設の整備や用水路の事前水位低下など、流域全体で水害を軽減させる流域治水*の取組を推進します。

指標	現状※ 令和5年度 (2023年度)	努力目標※ 令和10年度 (2028年度)
スマホアプリ等を通じて 防災情報を入手する 県民の割合(%)	31.8	40

※現状:令和2(2020)年度～令和5(2023)年度の平均値
努力目標:令和7(2025)年度～令和10(2028)年度の平均値

●農林水産業における適応の取組

気候変動による影響や事象の把握に努め、高温耐性に優れた新品種等の育成や高品質安定生産に必要な新技術の開発を進めるとともに、その普及を推進します。

●健康に関する適応の取組

熱中症による救急搬送人員や死亡者数を減少させるため、効果的な普及啓発や情報提供を行うなど、庁内の関係部局で連携して熱中症対策を推進します。

●自然生態系分野における適応の取組

気候変動は、生態系に変化をもたらす大きな要素の一つであることから、岡山県野生生物目録の情報整理、情報収集及び基礎調査により、県内の生態系や種の変化の把握に取り組むとともに、レッドデータブック*の発行等を通じて、県民の気候変動への適応に対する意識啓発等に努めます。

基本目標

II 循環型社会の形成

資源循環等により環境への負荷を可能な限り抑える“循環型社会”の形成に向け、キャンペーン等を通じた意識の醸成や実践行動への働きかけ、3Rの促進、廃棄物の適正処理の推進などに取り組むほか、災害時の廃棄物処理が円滑に行えるよう、地域ごとの体制づくりを支援する取組を進めます。

循環型社会実現に向けた意識改革と実践

●「おかやま・もったいない運動」の推進

「もったいない」をキーワードとして、ごみを減らす、再使用する、再生利用するという取組である3Rについて、県民一人ひとりの意識改革と実践行動を促すため、各種イベントの開催などにより、「おかやま・もったいない運動」を推進します。

また、「岡山県エコ製品」「岡山エコ事業所」の認定・周知に努め、県内のグリーン購入*の

普及拡大や環境にやさしい企業づくりを推進します。

指標	現状 令和5年度 (2023年度)	努力目標 令和10年度 (2028年度)
岡山県エコ製品の認定 品目数(品目、累計)	363	370
岡山エコ事業所の認定件数 (件、累計)	274	280

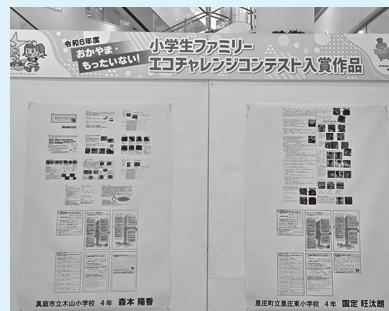
TOPICS

具体的な取組-1

「おかやま・もったいない運動」の推進

県では、平成18(2006)年度から、循環型社会の形成に向けた3R(スリーアール)〔「ごみを減らす(リデュース)」、「再使用する(リユース)」、「再生利用する(リサイクル)」〕の取組を全県的に推進するため、「おかやま・もったいない運動」を実施しています。

「おかやま・もったいない運動推進フォーラム」を開催したり、県内の小学生とその家族を対象に3Rや食品ロス削減の取組を募集する「おかやま・もったいない!小学生ファミリーエコチャレンジコンテスト」を開催するなどしています。



具体的な取組-2

岡山県エコ製品



TOPICS

「おかやま・もったいない運動」の推進

岡山県では、平成13(2001)年12月に制定した岡山県循環型社会形成推進条例第27条に基づき、循環型社会の形成に資する製品を「岡山県エコ製品」として認定しています。

「岡山県エコ製品」とは、県内で現に製造・販売されている使用を促進すべき再生品であって、県が定める認定基準を満たし

た製品です。

対象品は、紙類、文具類、機器類、制服等、資材(公共工事関係資材)などであり、循環資源使用率や品質、安全性を満たした製品を県が登録し、PRしています。

平成14(2002)年10月から募集を開始し、令和5(2023)年度末現在で363件(160事業者)を認定しています。

●食品ロス削減の推進

まだ食べられるのに捨てられてしまう、いわゆる「食品ロス」については、消費者、事業者、行政の各主体の役割を明確にするとともに、現状や削減の必要性について認識を深め、具体的な行動の実践につながるよう啓発を行います。

また、未利用食品を提供したい事業者とフードバンクをつなぐマッチングサービス「おかやまフードトリップ」等を通じて、事業系食品ロスの削減を推進します。

指標	現状 令和5年度 (2023年度)	努力目標 令和10年度 (2028年度)
食品ロス問題を 認知して削減に取り組む 県民の割合(%)	72.5	80以上

●循環資源マッチングシステムの利用促進

循環資源を提供したい事業者と利用したい事業者がインターネット上で情報交換し、資源の有効活用を行う「循環資源マッチングシステム」の利用を促進します。

指標	現状 令和5年度 (2023年度)	努力目標 令和10年度 (2028年度)
循環資源登録数 (件、累計)	574	620

TOPICS

具体的な取組-3

食品ロスの削減

食品ロスとは、本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品のことで、事業活動に伴って発生する事業系食品ロスと、各家庭から発生する家庭系食品ロスに分けられます。

県では、フードバンクと連携した事業系食品ロス削減の取組や、家庭系食品ロス削減に向けた各種啓発を行っています。

食品ロスを減らすため、「もったいない」という気持ちを大切に、1人ひとりができることから始めましょう!

■家庭でできること

「買いすぎない」…必要に応じて買い物をする。
「使いきる」…食材は無駄なく使う。
「食べきる」…調理で作りすぎない。
余ったら作りかえる。

○お店で並んでいる商品のうち、購入しやすく食べるものなら、期限が迫った手前の商品を選ぶ「てまえどり」も食品ロス削減につながります!

海ごみ対策の推進

●海ごみ対策の推進

瀬戸内海のごみの多くは、内陸部で発生したごみが河川などを通じて流入する生活系のごみであることから、市町村や経済団体等と連携したキャンペーン等を展開し、より一層県民意識の醸成と実践行動の促進に努めます。

また、海底ごみの回収について、漁業関係者等の協力を得ながら効率的な方法の検証を進め、新たな仕組みづくりを検討します。

さらに、瀬戸内オーシャンズXやボランティア団体など、県内外の多様な主体と連携し、瀬戸内海のごみを減少に転じさせることを目指します。

指標	現状 令和5年度 (2023年度)	努力目標 令和10年度 (2028年度)
海ごみ削減キャンペーン等 によるごみの回収量(t)	92	120

●プラスチック3Rの推進

海洋プラスチックごみ問題など、環境に及ぼす影響が世界的な課題となっているプラスチックごみを削減するため、県民や事業者に対して啓発活動や情報提供、取組事例の共有を図ることにより、プラスチック3R等に向けた主体的な取組を促進します。

指標	現状 令和5年度 (2023年度)	努力目標 令和10年度 (2028年度)
おかやまプラスチック 3R宣言事業所登録数 (事業所、累計)	1,325	1,800



一般廃棄物の3Rの推進

●循環型社会づくりに向けた処理システムの構築

循環型社会づくりに向けて、市町村が行う一般廃棄物処理事業については、廃棄物の排出抑制、循環的利用とともに、適正かつ効率的に処分される処理システムとして構築される必要があり、費用負担の公平化や住民の意識改革に資するごみ処理の有料化など、地域の実情に応じた効果的な取組に関する助言等の技術的援助を行います。

●ごみの分別収集の徹底

市町村分別収集計画を踏まえた容器包装廃棄物の分別収集の徹底に向けた助言のほか、生ごみや廃食用油等の分別収集に関する仕組みの導入など先進的な自治体の取組、家電品の回収体制の構築等について情報提供を行います。

●リサイクル関連法*の周知・徹底

容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、小型家電リサイクル法、食品リサイクル法、プラスチック資源循環促進法及び資源有効利用促進法の趣旨・目的を踏まえた一般廃棄物のリサイクルの推進に向け、市町村と連携し、県民及び関係事業者に対する制度の周知を図ります。

指標	現状※2 令和5年度 (2023年度)	努力目標※2 令和10年度 (2028年度)
一般廃棄物の排出抑制・ 資源化率※1(%)	96.7	97

※1「循環型社会づくりに向けた処理システムの構築」、「ごみの分別収集の徹底」、「リサイクル関連法の周知・徹底」に共通する指標
※2現状:令和4(2022)年度実績 努力目標:令和9(2027)年度実績



産業廃棄物の3Rの推進

●排出事業者に対する指導・助言

産業廃棄物の多量排出事業者が作成する廃棄物処理計画や実績報告への指導・助言、ホームページでの公表により、排出事業者の自主的な排出抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量化の取組を促進します。

●リサイクル関連法の周知・徹底

建設リサイクル法、自動車リサイクル法及び食品リサイクル法の関係事業者に対し、制度の周知や法令遵守の徹底等を行い、産業廃棄物の適正処理及び3Rを推進します。

指標	現状 ^{※2} 令和5年度 (2023年度)	努力目標 ^{※2} 令和10年度 (2028年度)
産業廃棄物の排出抑制・資源化率 ^{※1} (%)	95.9	97

※1「排出事業者に対する指導・助言」、「リサイクル関連法の周知・徹底」に共通する指標

※2 現状:令和4(2022)年度実績 努力目標:令和9(2027)年度実績

●3R等に関する
広域ネットワークの形成

中四国圏域を中心とした3R等に関する新技術やビジネスモデル等の情報提供、マッチングの実施、展示商談会の開催などにより、県境を越えた広域的な3R等のネットワーク形成を図ります。

●公共工事に係る廃棄物の再資源化

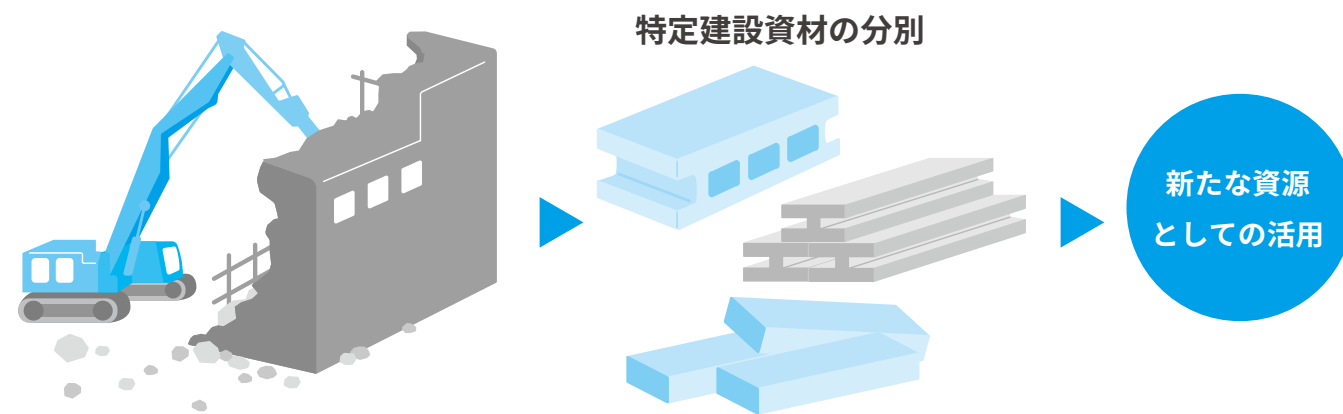
県の工事において発生するコンクリート塊等の特定建設資材廃棄物に建設汚泥を加えた建設廃棄物の再資源化に努めます。

指標	現状 令和5年度 (2023年度)	努力目標 令和10年度 (2028年度)
建設廃棄物(アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥)の再資源化率 [※] (%)	99.5	100

※ 県土木部が発注する工事が対象

●循環型社会形成
推進モデル事業の推進

先進的なリサイクル施設等の整備や新たなリサイクル技術の開発等を支援する循環型社会形成推進モデル事業(地域ミニエコタウン*事業)を推進します。



廃棄物の適正処理の推進

●一般廃棄物処理施設の
計画的な整備の促進

市町村における廃棄物処理施設の計画的な整備が進むよう、市町村に対し、助言等の技術的援助を行うとともに、国の循環型社会形成推進交付金等制度の活用を働きかけていきます。

●産業廃棄物処理業者等に対する監視・指導

排出事業者や処理業者への立入検査等により、法令遵守を徹底し産業廃棄物の適正処理を確保するとともに、違反行為に対しては改善命令や許可取消等の行政処分はもとより警察とも連携して厳正に対処します。

●PCB*廃棄物の
計画的な処理の推進

PCB廃棄物の保管・処分状況を把握し、保管事業者等に適正な保管及び処分期限までの処分を指導し、岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に基づく計画的な処理を推進します。

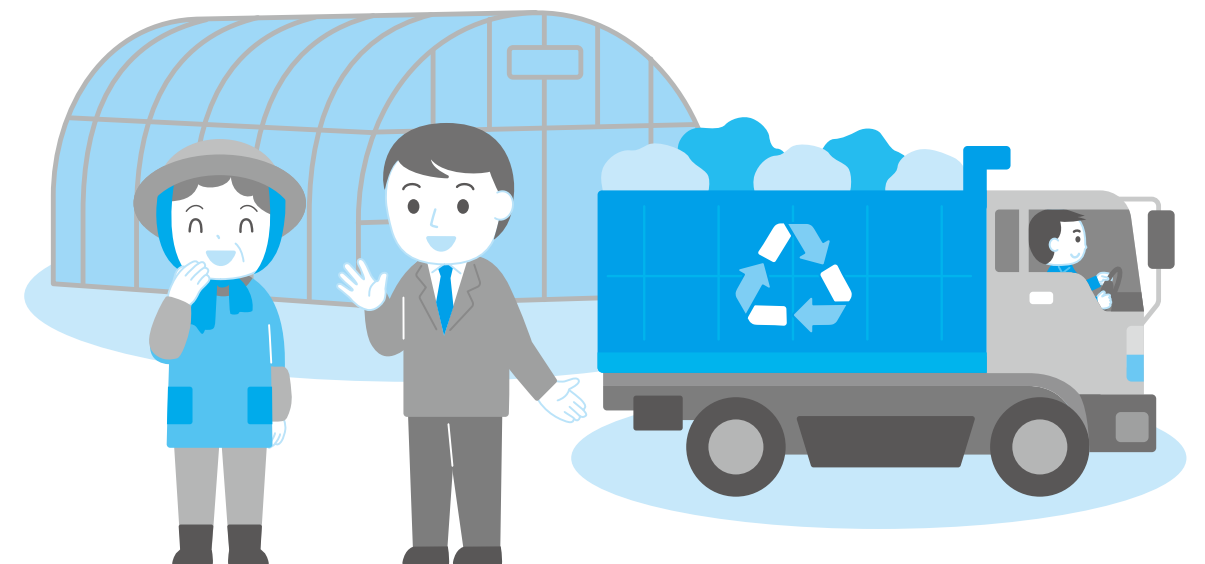
●農業用使用済みプラスチックの
適正処理の推進

果樹、野菜、花きのハウス、雨よけ施設等で使用されたビニール資材などの農業用使用済みプラスチックについて、市町村、農協等の関係団体と連携し、地域における回収・処理体制の一層の充実と、リサイクル処理を主体とした適正処理の推進を図ります。また、プラスチック被覆肥料の被膜殻のほ場外への流出防止対策の周知と代替肥料の現地実証や普及拡大を進めます。

指標	現状 令和5年度 (2023年度)	努力目標 令和10年度 (2028年度)
農業用使用済みプラスチックのリサイクル処理率(%)	27.8	40

●産業廃棄物の広域的な
移動に対する対応

産業廃棄物は、県域を越えて広域処理が行われており、特殊な処理技術を要する産業廃棄物も多く、他県との調整を図りながら的確な対応に努めます。また、県外から県内に搬入される産業廃棄物の実態の把握、適正処理の確保等に努めます。

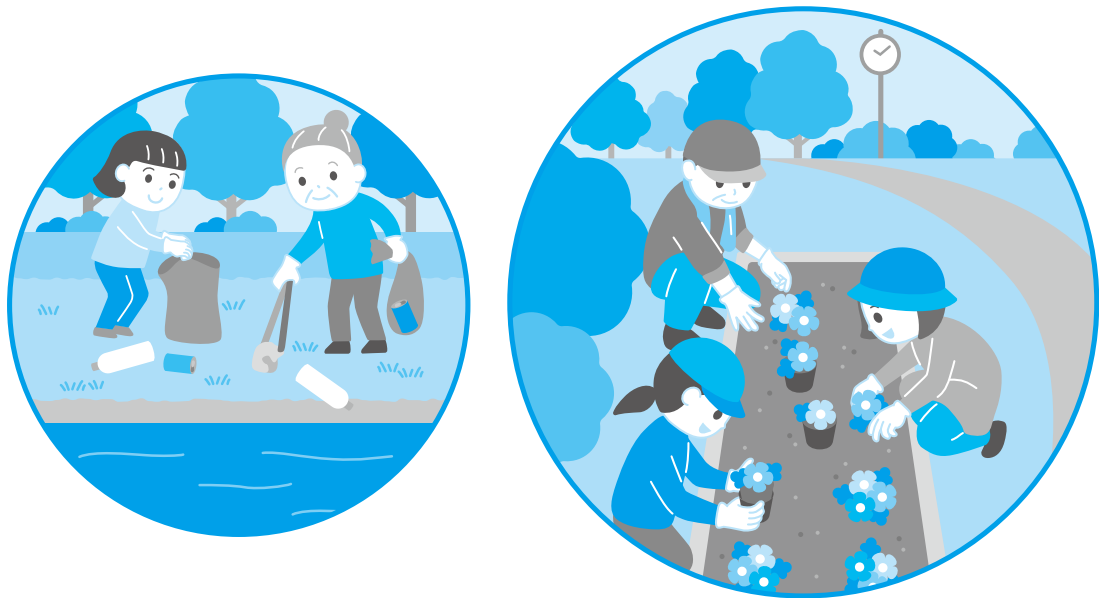


●不法投棄等の防止と早期発見

産業廃棄物監視指導員*による日常的な監視パトロールや、夜間休日監視や上空監視等の徹底した監視、不法投棄110番*の設置等により、不法投棄等の防止と早期発見に努めます。

●地域の活動の促進

私たちの暮らすまち、山、海などが、きれいで美しい地域として保たれるよう、環境保全団体や民間ボランティア団体等によるポイ捨てごみ等の清掃活動や花いっぱい活動*などの環境美化活動を促進します。



災害廃棄物に対する備え

●円滑な処理体制づくり

大規模地震や風水害等による多量の災害廃棄物の発生に備えて、災害廃棄物処理計画に基づき、国、市町村、関係事業者団体、他の都道府県等との協力・支援体制の整備のほか、職員の対応力強化等を進めながら、円滑な処理体制の構築に努めます。

基本目標

Ⅲ 安全・安心な生活環境の保全と創出

大気や水などの生活環境の安全・安心を守るため、PM2.5対策をはじめ、児島湖や瀬戸内海の再生、工場への指導等を通じた土壌汚染対策、騒音・振動・悪臭の防止、アスベストやダイオキシン類等の有害化学物質による環境汚染の防止、環境放射線の監視など、様々な対策を講じます。

大気環境の保全

●工場・事業場対策の推進

ばい煙発生施設*などを設置する工場・事業場への立入検査の実施等により、排出基準、総量規制基準の遵守を徹底するとともに、処理施設の改善や燃料・原料対策、揮発性有機化合物*の削減対策、水銀等の排出対策についても指導します。

指標	現状 令和5年度 (2023年度)	努力目標 令和10年度 (2028年度)
工場・事業場の排ガス 基準適合率 (%)	100	100

●光化学オキシダント対策の推進

光化学オキシダントは、日差しが強く、気温が高くなる夏期に濃度が上昇しやすくなります。このため、特に夏期を中心とした時期を大気汚染防止夏期対策期間とし、監視体制の強化や光化学オキシダントによる汚染や被害の未然防止に重点を置いた総合的な対策を実施します。

指標	現状 令和5年度 (2023年度)	努力目標 令和10年度 (2028年度)
オキシダント情報等メール 配信登録者数(人、累計)	21,288	26,000

●微小粒子状物質(PM2.5)対策の推進

PM2.5に関する正確な情報の提供に努め、PM2.5が高濃度になるおそれがあると判断される場合は、県民に対する注意喚起を行います。

また、PM2.5の原因の一つである稲わらの野焼きを減らすため、稲わらを焼かずにすき込むなどの有効利用を促します。

指標	現状 令和5年度 (2023年度)	努力目標 令和10年度 (2028年度)
PM2.5環境基準達成率 (%)	100	100

●ディーゼル自動車*粒子状物質削減対策の推進

環境負荷低減条例*に基づき、ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の削減指導を行うとともに、低公害車*や最新規制適合車への代替を促します。

指標	現状 令和5年度 (2023年度)	努力目標 令和10年度 (2028年度)
ディーゼル自動車粒子状 物質対策済率※(%)	84.9	90

※岡山県環境負荷低減条例の報告義務事業者における値

水環境の保全

●生活排水対策の推進

クリーンライフ100構想*等に基づき、下水道、集落排水施設*、合併処理浄化槽*の生活排水処理施設の整備を促進するとともに、下水道への接続及び単独処理浄化槽*から合併処理浄化槽への転換や適正な維持管理の啓発等、計画的かつ総合的な対策を進めます。

指標	現状 令和5年度 (2023年度)	努力目標 令和10年度 (2028年度)
汚水処理人口普及率* (%)	89.0	93.1

●工場・事業場対策の推進

特定事業場*の立入検査等により排水基準、総量規制基準の遵守を徹底するとともに、必要に応じ、排水処理方法の見直し等も指導し、汚濁負荷量*の削減を促進します。

指標	現状 令和5年度 (2023年度)	努力目標 令和10年度 (2028年度)
工場・事業場の排水 基準適合率(%)	96.5	98

児島湖水質保全対策の推進

●児島湖再生の推進

児島湖に係る湖沼水質保全計画に定めた水質目標を達成するため、関係機関、関係団体等との緊密な連携により、各種事業の円滑な推進を図ります。

また、環境保全活動団体や大学等との協働により、清掃活動や研究等を推進し、児島湖に関する様々な事業を効果的に展開します。

指標	現状 令和5年度 (2023年度)	努力目標 令和10年度 (2028年度)
児島湖の透明度 (m)	0.7	0.8
環境用水の取水量 (m³/s)	0	2.4

●児島湖流域下水道事業の推進

児島湖の水質保全と快適な生活環境の創出のため、岡山市、倉敷市、玉野市、早島町の児島湖流域下水道に接続する関連公共下水道の整備促進を図るとともに、児島湖流域下水道浄化センター処理施設の老朽化対策や耐震化を計画的に推進します。

TOPICS

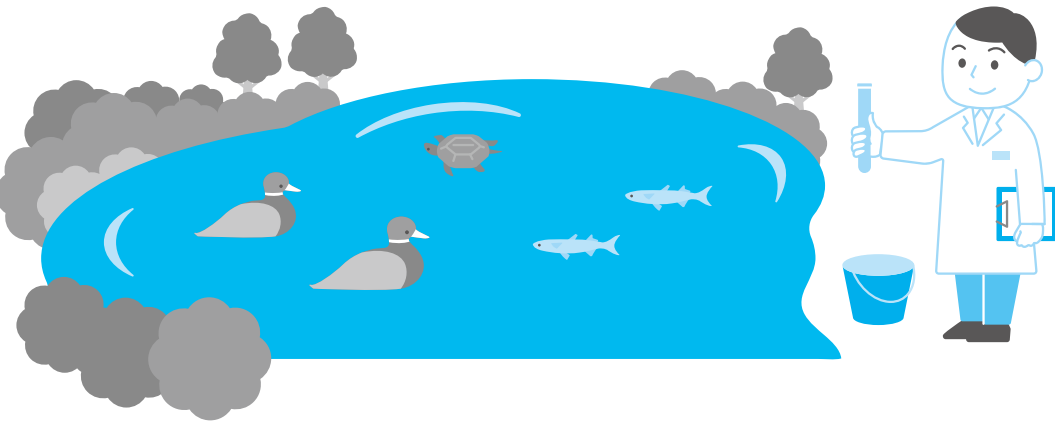
具体的な取組

児島湖流域環境保全推進期間

児島湖再生の推進

児島湖流域の環境保全を推進するため、9月から11月までを「児島湖流域環境保全推進期間」と定め、児島湖及び流入河川等において一斉清掃を行う「児島湖

流域清掃大作戦」や「児島湖流域環境保全推進ポスターコンクール」などを実施しています。



瀬戸内海の保全と再生

●沿岸域の環境の保全、再生及び創出

良好な海域環境や水産資源の維持に資するほか、大気中のCO₂の吸収・固定の役割を担うブルーカーボン生態系であるアマモ場*等の保全及び再生の取組を支援します。また、栄養塩管理手法の効果を検証しながら、漁場環境の改善による資源回復を図り、水産資源の持続的な利用を推進します。

また、海域環境の悪化原因ともなっている海ごみをなくすための取組を、関係者一体となって推進するほか、岡山県自然海浜保全地区条例に基づき、指定区域内における建築行為等の規制を行います。

●水質の保全及び管理

瀬戸内海の水質環境基準を達成するため、下水道の整備等による生活排水対策、事業場に対する総量規制基準の遵守徹底等による産業排水対策など、総合的な発生汚濁負荷量の削減を図ります。

また、湾・灘等ごと季節ごとにおける漁業、海域環境の特性や実態に応じた水質の管理について、その影響や実行可能性を十分検討しつつ、順応的な取組を推進します。

●瀬戸内海の自然景観及び文化的景観の保全

鷲羽山、金甲山、王子ヶ岳、渋川海岸、笠岡諸島等の地域など、指定90周年を迎えた瀬戸内海国立公園*の優れた自然景観が適正に保全されるよう規制の徹底等を図ります。

また、緑地等や自然景観と一体となった史跡、名勝、天然記念物等の保全などにより、市町村と連携して瀬戸内海特有の優れた自然景観の保全に努め、来るべき指定100周年につなげます。

●水産資源の持続的な利用の確保

水産資源は生態系の構成要素で、限りあるものであるという考えに従い、科学的知見に基づく水産資源の適切な保存及び管理を実施するように努めます。

また、資源増大を図るため、種苗の放流などによる栽培漁業*のほか、漁業者が取り組む網目の拡大や一定の大きさに満たない小さな魚の再放流などの資源管理型漁業*を漁業団体等と一体となって推進します。

さらに、遊漁*によって資源への影響が危惧される魚種もあることから、遊漁者に対して資源管理型漁業の取組や漁場利用のルール等を周知します。



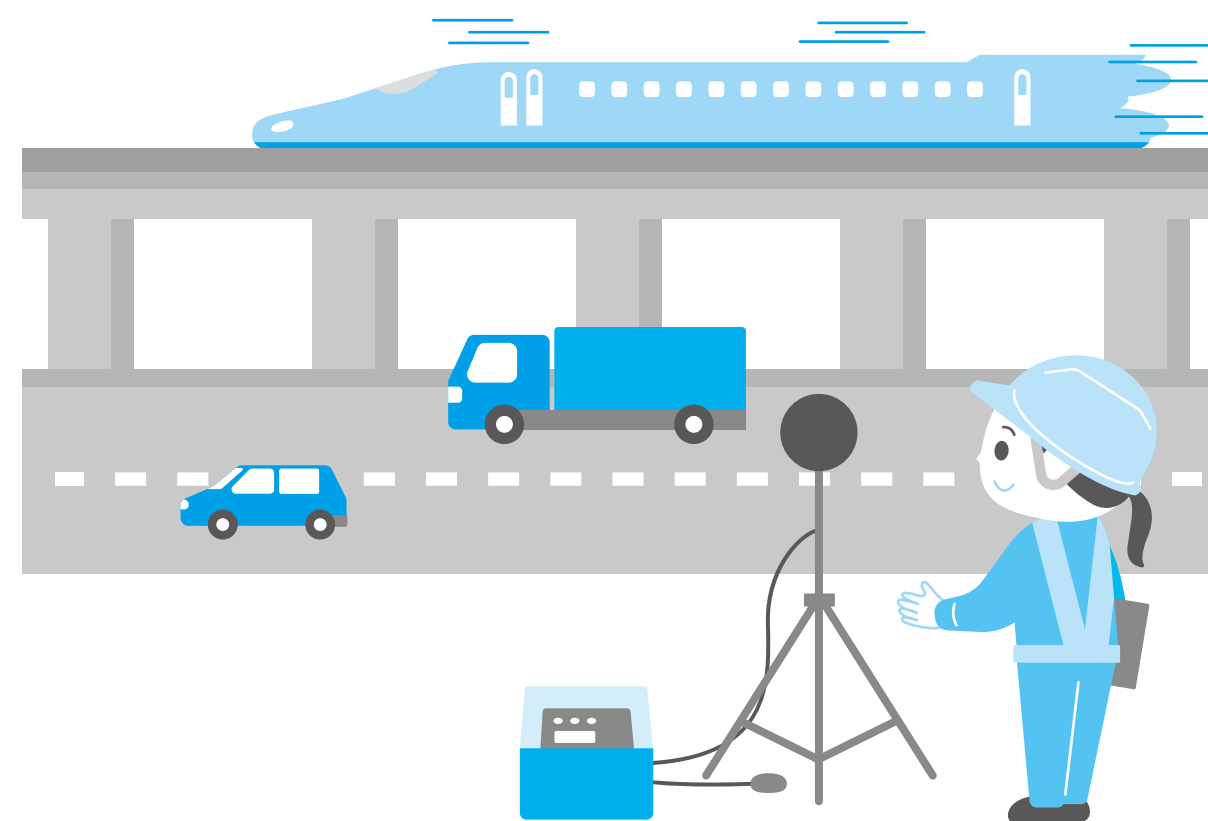
騒音・振動・悪臭の防止

●道路交通、航空機、新幹線鉄道の騒音・振動対策

環境基準の達成状況を把握するため、道路沿道や新幹線鉄道沿線、空港周辺の実地調査を実施します。また、道路の新設・改良にあたっては低騒音舗装の敷設に努めるなど、騒音等の防止対策を促進します。

●騒音・振動・悪臭に係る規制地域の適切な指定

町村区域の騒音については、土地の利用状況等を勘案して環境基準の類型を当てはめており、関係機関と協議し、順次、類型の当てはめを行います。また、主要な発生源を規制するため、騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく規制地域についても、町村の意見をもとに拡大を図ります。



土壌・地下水汚染の防止

●工場・事業場対策の推進

工場及び事業場への立入検査等により、水質汚濁防止法に基づく構造等に関する基準の遵守及び定期点検の実施を指導するなど、有害な物質の漏えいによる土壌・地下水汚染の未然防止を図ります。

有害化学物質による環境汚染の防止

●有害大気汚染物質*対策の推進

ダイオキシン類やベンゼン*等の環境中の濃度を的確に把握するとともに、発生源に対する指導を通じて排出抑制を図ります。

指標	現状 令和5年度 (2023年度)	努力目標 令和10年度 (2028年度)
有害大気汚染物質等の 環境基準及び 指針値*達成項目数(個)	15	16

●化学物質環境モニタリングの実施

PFAS*など残留性の高い化学物質について、環境調査を実施することにより、環境中の存在状況を把握し、データの蓄積を図るとともに、新たな知見の集積に努めます。

●アスベスト対策の推進

アスベストの飛散防止を図るため、建築物等の解体現場への立入検査や一般環境中におけるアスベスト濃度調査を実施します。



環境放射線の監視

●環境放射線の監視測定の実施

人形峠環境技術センター*周辺の環境を保全・監視するため、同センターや探鉱・採鉱活動跡である中津河捨石堆積場周辺等の環境放射線等の監視測定を継続して実施し、その結果を情報提供するとともに、放射線に関する知識の普及に努めます。

また、県内の環境放射線量を監視するため設置している5箇所のモニタリングポスト*による測定結果についても情報提供を行います。

基本目標

Ⅳ 自然と共生した社会の形成

人と自然が共生した社会を目指し、自然公園の保護や魅力向上による利用促進、希少野生動植物など野生生物の保護と管理、体験や学習等を通じた自然とのふれあいの推進、里山の保全やみどりの創出など、本県の豊かな自然や優れた景観を守り、親しみ、次代へつないでいく取組を進めます。

自然公園等の保護と利用促進

●自然公園等の 魅力向上に向けた取組

本県における豊かな自然や優れた景観を保護するとともに、国の国立公園満喫プロジェクト*と連携して自然公園の魅力向上や利用促進を図ります。

●自然と調和した開発の指導

大規模な開発、造成に際しては、環境影響評価*手法の活用や自然保護協定*の締結を求めることにより、希少野生動植物の保護のほか、既存植生の保護や改変地の緑化など適切な指導を行います。

指標	現状※ 令和5年度 (2023年度)	努力目標※ 令和10年度 (2028年度)
自然公園利用者数 (万人)	950	1,140

※ 現状:令和4(2022)年実績 努力目標:令和9(2027)年実績



野生生物の保護と適正な管理の推進

●レッドデータブックの充実と活用

希少野生動植物について、絶滅の危機の原因を明らかにし、適切な保護施策を図るために、岡山県野生生物目録の情報整理、情報収集及び基礎調査を進め、最新の情報を確保します。

また、開発行為と自然保護との調整における基礎資料として、レッドデータブックを活用するとともに、その内容を公表し、希少野生動植物の保護について、県民の理解を深め、身近な地域における保護活動を推進します。

●希少野生動植物の保護

岡山県希少野生動植物保護条例に基づき、特に保護を図る必要のあるものを指定希少野生動植物*に指定し、捕獲などを規制するとともに、指定希少野生動植物保護巡視員*をはじめとした多様な主体と連携し、その生息・生育環境を含め、保護活動を推進します。

●鳥獣保護対策の推進

鳥獣保護区*等について、指定の趣旨に沿って、関係者の十分な理解を得た上で指定を行うとともに、鳥獣の生息状況を把握した上で、定期的な巡視等、適切な保護に努めます。

また、鳥獣保護管理員*等との連携を密にし、野生鳥獣の生息環境の保全に努めるとともに、鳥獣保護センター*を活用して傷病鳥獣の救護の取組を推進します。

●特定鳥獣保護・管理対策の推進

ツキノワグマについては、人とクマとのすみ分けを図るゾーニング管理により、地域個体群の維持を図りながら、県民の安全・安心の確保を第一に、人身被害ゼロを目指し被害防止対策に取り組みます。里地・里山の荒廃が人の生活圏への出没の一因であると考えられることから、市町村と連携して、その整備にも努めます。

一方、農林業被害を及ぼすニホンジカ及びイノシシについては、管理計画に基づき、個体数の調整及び被害防除対策等を総合的にを行います。

●狩猟者の確保

猟友会等と連携した被害防止対策にかかるセミナーの開催や将来の就農者への狩猟免許取得に向けた研修を行い、鳥獣管理の担い手となる狩猟者の確保・育成に努めます。

●外来生物*に関する普及啓発等の推進

ホームページや研修会、講師派遣等を通じ、外来生物の影響や防除等について、啓発を行うほか、自然保護推進員*等と連携し、地域で普及啓発を行う人材の確保に努めます。

また、深刻な人身被害を引き起こすヒアリ等をはじめとした特定外来生物については、国や市町村と連携し、定期的な調査を行うとともに、防除や侵入防止に取り組みます。

TOPICS

具体的な取組-1

外来生物

外来生物とは、もともとその地域に生息していなかったにもかかわらず、人間によって他の地域から持ち込まれた植物や動物のことです。私たちの生活に有用な外来生物もありますが、なかには侵略性を持ち、生態系や人体、農林水産業など

へ被害を及ぼすものが存在します。

アメリカザリガニやアカミミガメなど、身近な生物が外来生物であることも、安易に逃がさないなど、飼育する際の心構えとその飼育方法等に注意が必要です。

外来生物被害予防3原則

- ① 入れない 悪影響を及ぼすかもしれない外来生物をむやみに日本に入れない。
- ② 捨てない 飼っている外来生物を野外に捨てない。
- ③ 拡げない 野外にすんでいる外来生物を他地域に拡げない。



自然とのふれあいの推進

●自然環境学習等の推進

子どもたちが地域の自然の中で遊びながら自然を学ぶ体験活動を推進するとともに、みどりの少年隊*やこどもエコクラブ*等の子どもたちが自主的に行う自然環境学習を支援します。

また、優れた里山環境を有する自然保護センター*等を活用し、自然観察会等の自然環境に関する学習・体験活動を推進するとともに、自然環境学習の指導者やリーダーとして活動できる人材の育成に努めます。

指標	現状 令和5年度 (2023年度)	努力目標 令和10年度 (2028年度)
自然保護センターの利用者数 (人)	37,818	41,000

●自然とふれあえる
体験の場や機会の充実

行政や民間団体、地域住民等の参加と連携の下、自然観察会等の自然環境学習、植樹や育樹活動等の林業体験などの自然とふれあえる体験の場や機会を増やすとともに、情報の収集と提供に努めます。

また、長距離自然歩道*や自然公園施設等については、点検を基に、その質的向上を図り、安全で安心して利用できるよう、施設の適切な管理を行うことで、利用の促進を図ります。

指標	現状 令和5年度 (2023年度)	努力目標 令和10年度 (2028年度)
長距離自然歩道の 利用者数 ^{※1} (万人)	131	168
身近な自然体験プログラム*の 参加者数 ^{※2} (人)	38,873	30,100

※1 現状:令和4(2022)年実績 努力目標:令和9(2027)年実績
※2 現状:令和2(2020)年度～令和5(2023)年度の平均値
努力目標:令和7(2025)年度～令和10(2028)年度の平均値

TOPICS

具体的な取組-2

自然保護センター

自然保護センターは、平成3(1991)年11月、自然との触れ合いを通じて、県民の自然への理解を深め、自然の保護についての認識を高めることを目的としてオープンしました。

約100ヘクタールの敷地内に、自然に親しみ、多くの生きものと友だちになって

自然環境学習等の推進

もらえるよう、虫の原っぱ、昆虫の森、湿生植物園、野鳥観察の森などのフィールド施設を整備しています。

また、自然観察会をはじめとする普及啓発、自然保護に関する指導者やボランティアなどの人材育成、自然に関する調査研究などの活動も行っています。



里地・里山の保全

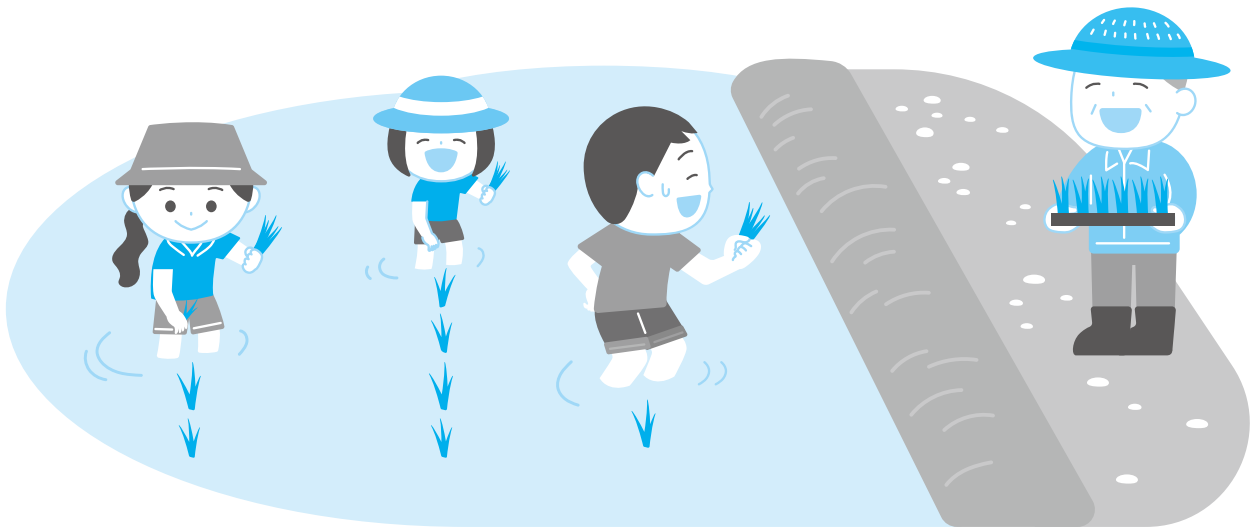
●農地・農業用水等の保全

人々の心に安らぎと潤いを提供している農村空間の環境を保全するため、農業者だけでなく、地域住民等も含めた多様な主体の参加と協働による、農地・農業用水等の資源の適切な保全管理や、生態系保全、景観形成等の活動を支援します。

●都市と農村との交流推進

移住・定住ポータルサイト「おかやま晴れの国ぐらし」において、農作業体験などの交流イベントについて市町村と連携して情報発信し、都市と農村の交流を推進します。

指標	現状 令和5年度 (2023年度)	努力目標 令和10年度 (2028年度)
移住・定住ポータルサイト 「おかやま晴れの国ぐらし」への アクセス数(件)	257,111	280,000



● 森林の整備による 快適な環境の保全

木材の利用期を迎えている人工林において、主伐*や利用間伐による木材生産と併せて、伐採跡地に少花粉苗木による再造林を推進し、人工林資源の回復を図ります。自然条件に照らして林業経営に適さない人工林においては、管理コストの低い針広混交林等へ誘導するとともに、間伐の遅れた人工林の解消を図ります。

また、第74回全国植樹祭の開催理念を引き継ぎ、「伐って・使って・植えて・育てる」林業サイクルを活性化させるとともに、県民に参加いただく森づくり活動を推進するなど、森林を守り育てる機運の醸成を図ります。

指標	現状 令和5年度 (2023年度)	努力目標 令和10年度 (2028年度)
少花粉スギ・ヒノキ苗木による 植替えの面積(ha)	137	800

※現状:令和3(2021)年度～令和5(2023)年度の平均
努力目標:令和7(2025)年度～令和10(2028)年度の累計

● 都市と近郊のみどりの創出

自然環境に配慮された公園、学校など公共施設の緑地整備を関係団体と連携して進めます。

● 緑化活動の推進

第74回全国植樹祭の開催を契機に高まった県民の緑化意識のさらなる醸成を図りながら、関係団体と連携し、みどりの少年隊の育成強化や緑の募金*に取り組むなど緑化活動を推進します。

● 生物多様性の保全

ネイチャーポジティブの実現に向け、普及啓発や機運醸成を図りながら、国、市町村、企業、県民等と連携し、里地里山や企業緑地等の身近な自然の確保など、地域における生物多様性の保全のための活動を推進します。

横断的な視点

I 環境の未来を支える担い手づくり

環境の未来は、現在の取組の積み重ねの結果であることから、環境保全の取組が、世代や立場を越えたあらゆる主体の参加と協働の下で進められるよう、体験型の環境学習や環境教育のさらなる充実をはじめ、それらを担う指導者の育成や、関係者間の連携・ネットワークの場の提供、地域活動等の自主的な取組への支援など、担い手づくりに取り組みます。

協働による環境保全活動の促進

● 環境パートナーシップの形成促進

岡山県地球温暖化対策実行計画に基づく地球温暖化防止活動をはじめとする環境保全活動に、県民団体、事業者団体、行政が協働して取り組むことを目的とする「エコパートナーシップおかやま*」の活動を充実させ、環境パートナーシップの形成を促進します。

● 地域課題解決型ビジネス*の支援

環境問題など、地域や社会の課題をビジネスの手法で解決するビジネスの育成を図るため、支援機関相互の連携を図り、効果的な支援策を実施します。

● アダプト*事業の推進

住民グループ等と県、市町村との協働による道路や河川、海岸、公園等の環境美化活動(アダプト事業)を推進することにより、美しい空間の創造や環境保全意識の高揚を図ります。

● イベント等のエコ化の推進

企画段階からイベントの環境配慮事項をチェックする「グリーンイベント*ガイドラインおかやま」の周知と登録促進を図りながら、自然環境への配慮やごみの削減・リサイクル、公共交通機関等の利用促進など、イベントのエコ化を推進します。

指標	現状 令和5年度 (2023年度)	努力目標 令和10年度 (2028年度)
グリーンイベント登録数 (件)	13	30



具体的な取組-1

グリーンイベントの登録

イベント等のエコ化の推進

グリーンイベントとは、各種イベントのエコ化を推進するため、県が策定している「グリーンイベントガイドライン」に基づき、環境配慮に取り組むイベントを登録・公表する取組です。

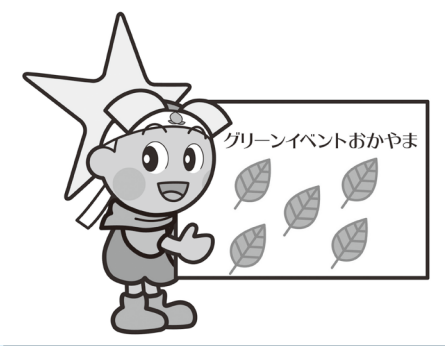
イベント主催者は、事務局(県)に対して登録申請をし、県は、環境配慮取組分野

の取組項目数に応じて1から5までのグリーンレベルを認証し、「グリーンイベントガイドラインおかやま登録イベント」として県のホームページで紹介します。

イベント主催者は登録後、グリーンレベルに応じたマークを、ポスターやチラシに使用することができます。

<環境配慮取組分野>

- ①自然環境への配慮
- ②ごみ削減とリサイクル
- ③交通手段の工夫
- ④省資源・省エネルギー
- ⑤参加者への環境意識啓発等
- ⑥運営体制の整備



●環境学習の機会の提供

みずから進んで環境に配慮した行動を実践する人づくりのため、子どもから大人まで幅広い年齢層を対象に、環境学習出前講座などを通じて、特に体験型講座やフィールドワークを重視した環境学習の機会を提供します。

また、廃棄物処理施設や再生可能エネルギー関連施設など環境関連施設を訪問し、見学・体験するツアーを実施します。

指標	現状 令和5年度 (2023年度)	努力目標 令和10年度 (2028年度)
環境学習出前講座・環境学習エコツアー*参加人数(人)	20,988	20,000 以上

●子どもたちの環境活動への支援

子どもたちが、身近な環境問題について幅広い理解を深め、自然を大切に思う心や、環境問題解決にみずから考え行動する力を育成できるよう、みどりの少年隊の活動支援や子どもエコクラブとの連携、県独自イベントなどの活動を通じ、地域における子どもたちの環境保全活動や環境学習を支援します。

●スーパーエンバイロメント
ハイスクール*の指定

廃棄物のリサイクル技術の研究・開発など、環境教育を重点的に行う学校をスーパーエンバイロメントハイスクールに指定し、カリキュラムの開発、大学や研究機関との効果的な連携方策等について研究を推進し、課題に気づき、その解決に積極的に取り組むことのできる人材の育成を図ります。

●環境学習指導者*の育成・活用

環境NPO等の団体や学校、企業、行政等、様々な主体で構成する環境学習協働推進広場*において、環境学習に係る意見交換等を進めながら、相互の連携を深めるとともに、研修事業等により地域社会において環境学習を担う人材を育成します。また、育成した人材や専門的知識を有する人材等が、地域や学校において広く積極的に活用されるよう、必要な情報提供や体制づくりに努めます。

指標	現状 令和5年度 (2023年度)	努力目標 令和10年度 (2028年度)
環境学習指導者登録数(人)	105	105



● 地域の特色を活かした 良好な景観形成の推進

「晴れの国おかやま景観計画」に基づき大規模行為やモデル地区内での届出行為に対し適切に指導を行い良好な景観の形成を推進します。また、連絡会議等により市町村との連携強化を図り、最も住民に身近な自治体である市町村が中心となって、地域の特色を活かしたきめ細かな景観形成が推進されるよう、各市町村の実態等を踏まえつつ景観行政団体*への移行を促します。



● 快適な生活環境の保全

美観や清潔さが保たれた快適な生活環境の実現を目指し、落書き、空き缶等の投棄や光害*などの防止に向けた取組を、市町村とも連携を図りながら、県民や事業者と協働して推進します。



TOPICS

具体的な取組-2

景観まちづくり研修会(景観行政セミナー)・ 景観行政団体担当者会議の開催

県及び市町村職員を対象とした景観まちづくり研修会(景観行政セミナー)を開催し、景観に関する法制度や景観行政団体の景観施策の取組事例等を紹介し、市町村の景観行政団体への移行促進を図っています。



また、景観行政団体の担当者を対象とした景観行政団体担当者会議を開催し、景観行政上の課題解決に向けた意見・情報交換を行い、職員的能力向上や相互の連携強化を図っています。



地域の特色を活かした良好な景観形成の推進

横断的な視点

Ⅱ 環境の未来を創る経済振興

世界の潮流や全国的な動きも捉えながら、県内においても、経済の成長・発展と環境の保全の両立が図られるよう、環境関連分野の新技术や研究開発に取り組む事業者への支援や、環境と好循環する農林水産業の振興、環境負荷の少ない経営を認証する制度の普及促進などの取組を進めます。

経済成長と環境負荷低減の両立

● 中小企業の新エネルギー* 設備導入等の支援

岡山県中小企業者向け融資制度により、県内中小企業者等の公害防止施設の整備や省エネルギー施設の設置等に必要な資金及び新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法の規定に基づく新エネルギー利用等を行う設備の設置等に必要な資金を融資します。

● 脱炭素関連分野に関する 新技术等の研究開発の支援

今後成長が見込まれる脱炭素関連分野に関する新技术・新製品の研究開発を促進し、県内企業の成長を図ります。

● 電気自動車等の普及と技術開発

再生可能エネルギーの高度利用につながるとともに、身近な生活シーンで使用でき、再生可能エネルギーの意義であるCO₂削減効果などの理解にも役立つ電気自動車等については、EVシフトに向け、その普及と技術開発を推進します。

● 循環型産業クラスター*の形成

循環型社会の形成のため、今後の成長が見込まれる環境関連分野において、産学官連携による広域的なネットワークを形成するとともに、競争力のある製品の研究開発と企

業による事業化を促進します。

指標	現状 令和5年度 (2023年度)	努力目標 令和10年度 (2028年度)
循環型産業クラスター形成 促進事業*を活用した 製品開発等への取組の数 (件、累計)	56	71

● 木質バイオマス由来の 新素材の活用推進

未利用間伐材や製材端材等の木質バイオマスを原料とするセルロースナノファイバー*などの植物由来新素材の用途開発を進め、バイオマス*関連産業の創出を図ります。

● コンビナートの脱炭素化・ 高効率化の推進

水島コンビナートでは、企業間の高度な連携を進め、コンビナート全体として最適な資源の有効利用、脱炭素エネルギーの導入、炭素循環マテリアルの供給等によるCO₂排出量削減等のカーボンニュートラルに関する活動に取り組めます。また、水島港のカーボンニュートラルポートの形成に向けた取組を推進します。

● 脱炭素経営に向けた支援

中小企業等の脱炭素経営支援のため、事業者への専門家派遣による省エネ相談等を働きかけるとともに、金融機関や経済団体等の支援機関に向けたセミナー等を開催するなどして、事業者等への脱炭素経営に向けた支援を進めます。

環境と好循環した農林水産業の振興

●環境保全型農業の推進

将来にわたって農林漁業の持続的発展と食料の安定供給を確保する必要があることから、国際水準以上の有機農業の取組の拡大や温室効果ガスの排出削減を図るなど、農林漁業に由来する環境負荷の低減に努めます。

指標	現状 令和5年度 (2023年度)	努力目標 令和10年度 (2028年度)
国際水準以上の 有機農業の取組面積 (ha)	176	250

●魅力ある林業の実現

森林経営の集約化や、林道等生産基盤の整備を行うことにより、持続可能な魅力ある林業の実現を図ります。
また、木材・木質バイオマスの利用推進により県産材の需要拡大を図り、林業・木材産業の活性化を通じて、森林の適正な整備を促進します。

環境に配慮した事業者の育成・拡大

●環境マネジメントシステムの普及拡大

環境マネジメントシステムであるISO14001*やエコアクション21*の認証取得者には、公共工事や物品調達等での入札参加資格において優遇措置を講じるとともに、優良産廃処理業者認定制度*の優良認定項目となっていることを周知します。併せて中小企業等も取り組みやすいエコアクション21の認証・登録の支援等を通じて、県内事業者への普及拡大を図ります。

指標	現状 令和5年度 (2023年度)	努力目標 令和10年度 (2028年度)
エコアクション21認証・ 登録事業者の数 (事業者、累計)	125	150

●事業者による
環境コミュニケーションの推進

環境に関する正しい知識などの情報をホームページやガイドブック等により提供するとともに、事業者向けセミナーを開催することにより、事業者による環境コミュニケーションを推進します。

●環境影響評価の適正な実施

環境影響評価制度(環境アセスメント)については、環境影響評価法及び岡山県環境影響評価等に関する条例に基づき、環境影響評価等の指導及び審査を適正に実施します。

●「岡山県グリーン調達ガイドライン」
に基づく取組の推進

毎年度、新たな製品等に対応した岡山県グリーン調達ガイドラインを定め、県が率先してグリーン調達に努めることにより、県内の事業者等のグリーン購入を促進します。

指標	現状 令和5年度 (2023年度)	努力目標 令和10年度 (2028年度)
岡山県グリーン調達ガイドラインに 基づく調達目標を設定している品目 のうち目標を達成した品目の割合(%)	90	100

TOPICS

横断的な視点 II 環境の未来を創る経済振興

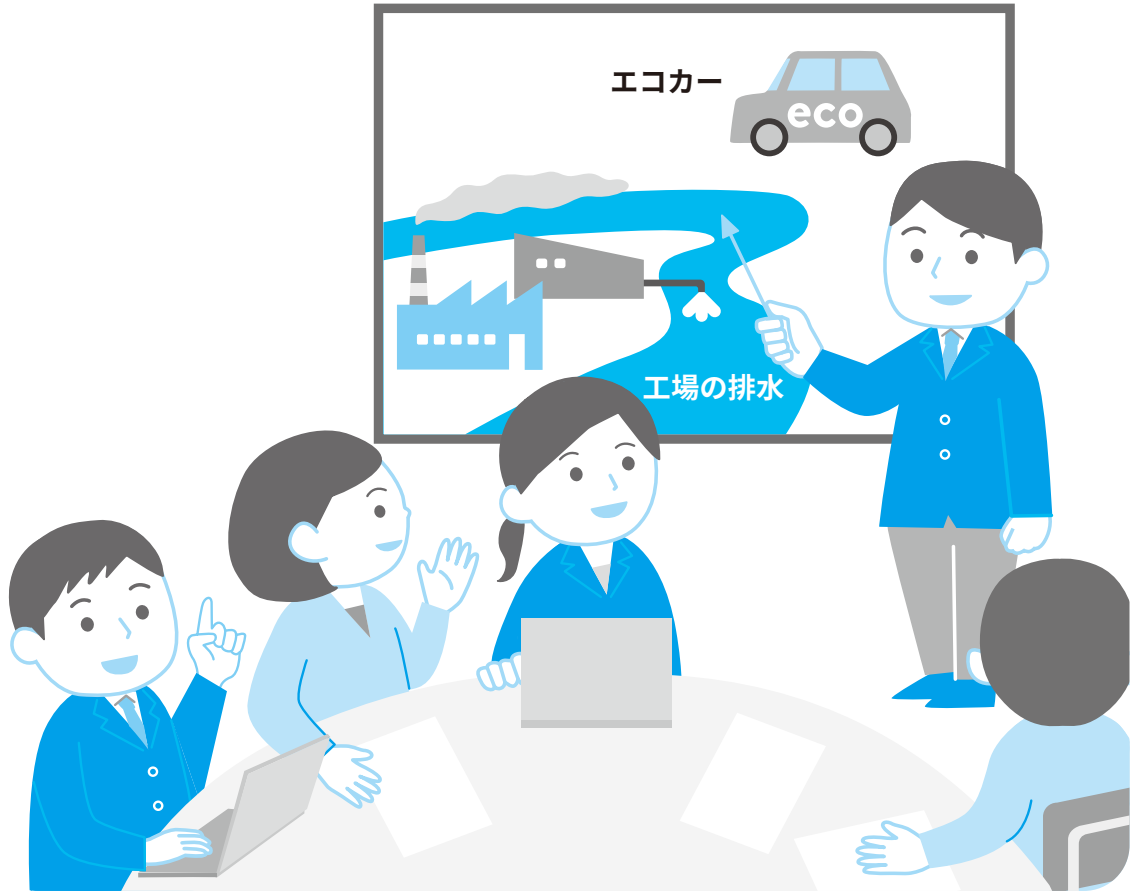
具体的な取組

エコアクション21の普及拡大

エコアクション21とは、中小事業者でも容易に取り組める、環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステムです。
省エネを中心に節水や廃棄物削減などに取り組むもので、環境面だけでなく、経費の削減など経営面での効果も期待できます。
国際規格であるISO14001と比べると、認証・登録費用が比較的安価であること、審査の際に審査人の指導やアドバイスを受けられることが特徴です。
県では、CO₂や廃棄物など環境負荷の低減を実践する事業者の拡大を図ることを目的として、エコアクション21の認証・登録を推進しています。

環境マネジメントシステムの普及拡大

認証取得者には、県の公共工事や物品調達等での入札資格審査において優遇措置(付与点数に加点)を行っており、優良産廃処理業者認定制度における基準項目にもなっています。



ECO VISION 2040

岡山県環境基本計画
エコビジョン2040

第5章

計画の進め方

1 推進体制

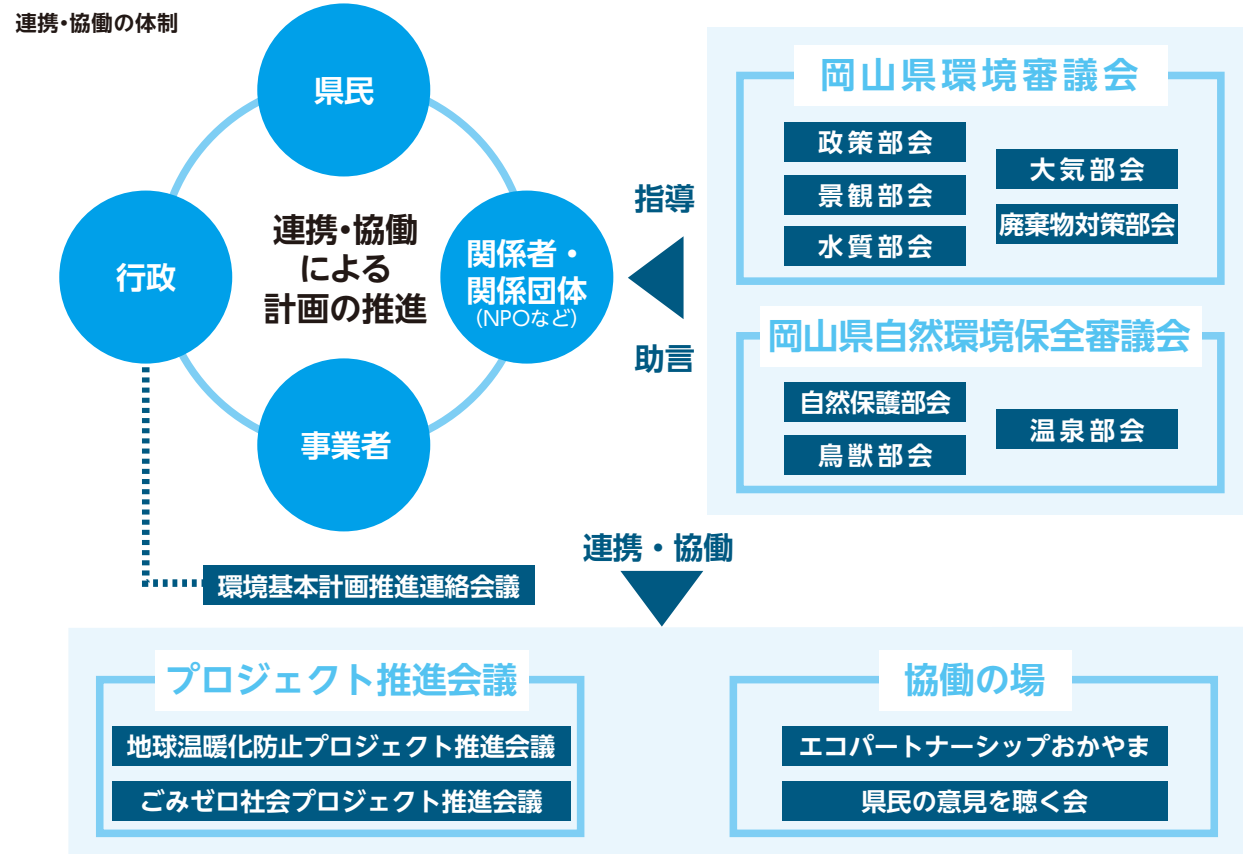
(1) 連携・協働の体制

県民、事業者、関係者・関係団体、行政などあらゆる主体が一体となり、目的や目標だけでなく、成果と課題も共有するとともに、関係団体間のネットワーク化も図りながら、“参加と協働”により計画を推進します。

そのため、県民、NPOなどの各種団体、事業者等の参加の下で意見交換を行う会議を定期的に開催するとともに、本計画に基づく取組のうち、県民や事業者、有識者、行政等が特に緊密な連携のもとに取り組むべき「地球温暖化防止」「ごみゼロ社会づくり」などについては、関係者により構成されるプロジェクト推進会議*を中心に、強力な推進を図ります。

また、ますます複雑化・多様化する環境問題に対応するため、県庁内の部局横断組織である「環境基本計画推進連絡会議*」などを通じて部局間の連携・調整を図り、行政のあらゆる分野の施策・事業において環境への配慮がなされるよう、本計画の進捗状況等を共有しながら、関連施策を推進していきます。

さらに、有識者等からなる「岡山県環境審議会*」の「政策部会」において、高度で専門的な立場から、本計画に掲げる施策・事業の進め方や進捗状況等について助言等をいただきながら、総合的かつ計画的に推進します。



エコパートナーシップおかやま：県民団体・事業者団体・市町村・県の協力体制のもと、県民総参加で環境保全活動を積極的に推進することを目的とした会
 県民の意見を聴く会：県民・事業者・行政が一体となり、計画の目標・成果・課題等について共有し、協働しながら計画を推進していくため、県民・事業者・行政が意見交換を行う会

(2) 進捗管理と継続的改善 ～「短期的な取組」の推進～

●PDCAによる管理

計画の推進にあたっては、Plan(計画)、Do(実施)、Check(確認・評価)、Action(見直し)のサイクルに沿って、取組の進み具合や数値目標の達成状況等を確認するとともに、岡山県環境審議会の意見等を踏まえた見直しを随時行い、実効性を確保します。

●毎年度の公表

上記による確認・評価の結果は、毎年度、岡山県環境白書*や県のホームページ等を通じて広く公表します。

公表にあたっては、県の取組の状況や成果が、できるだけわかりやすく伝わるよう、内容のまとめ方や掲載の仕方について工夫を図ります。

●状況に合わせた改善

毎年度の確認・評価を踏まえ、また、環境保全に係る新たな課題等に応じ、適宜修正を加えるなど、改善を図りながら取組を進めます。

また、感染症の流行・拡大など、社会・経済全般に大きな影響を及ぼすような情勢の変化により、取組の推進に支障が生じる事態となった場合、あるいは、画期的な研究開発・技術革新により、取組の進め方や手法が大きく変わるような場合は、その状況を見極めながら、計画に掲げた取組や指標を見直すなど、柔軟に対応します。

(3) 計画の見直し ～「長期的な視点」の中間評価～

長期的な視点による目標年次(令和22(2040)年頃)の中間地点となる令和12(2030)年を目途に、地球温暖化の状況や環境保全に関する国内外の動き、政策の方向性など、取り巻く情勢や社会の変化等について確認を行います。

その上で、必要な場合は、岡山県環境審議会にも諮りながら、長期的な視点も含め計画全般について見直すなど、適切に対応することとします。



2 取組の内容に応じた実施方法等の工夫

計画に位置づけた取組の実施にあたっては、それぞれの取組が、趣旨・目的に沿って、より効果的に進められるよう、実施の形式や手段等について、従前のやり方にとらわれず、柔軟な発想で工夫するよう努めます。

具体的には、デジタル化の進展などを踏まえ、インターネットを活用した行事・イベントの開催など、取組の内容や参加者・対象者に応じた様々な手段や媒体を積極的に採り入れることを、取組ごとに検討します。

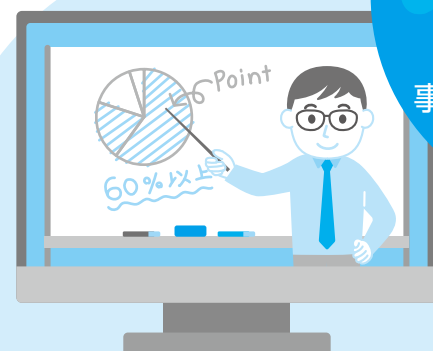
会議やミーティングの
オンライン活用



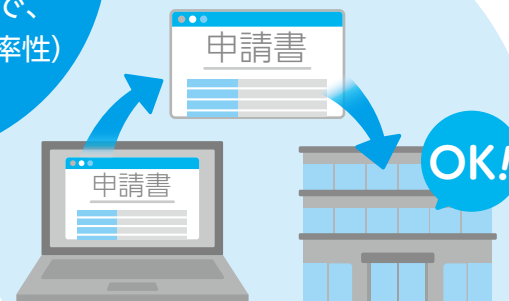
柔軟な発想と工夫で、
事業効果(利便性・効率性)
アップ!



セミナーや講演の
オンライン化



オンラインによる
申請や書類提出を推進



ECO VISION 2040

岡山県環境基本計画
エコビジョン2040

参考資料



岡山県環境基本計画(エコビジョン2040)の策定経過

岡山県環境審議会の開催状況等		
開催日等	事項	内容
令和3(2021)年 2月8日	当初計画策定	
令和5(2023)年 12月22日	岡山県環境審議会への諮問	県から岡山県環境審議会に対し、岡山県環境基本計画(エコビジョン 2040)の見直しについて諮問
令和6(2024)年	1月12日	岡山県環境審議会政策部会(令和5年度第2回) 見直し方針について審議
	5月	環境に関する県民等意識調査 県民2,500名・事業所 1,000社に対し、環境に関するアンケート調査を実施
	8月20日	岡山県立大学環境ミーティング① 学生から意見聴取
	8月22日	県民の意見を聴く会(備中県民局管内) 県民・事業者から意見聴取
	8月26日	県民の意見を聴く会(備前県民局管内) 県民・事業者から意見聴取
	8月29日	県民の意見を聴く会(美作県民局管内) 県民・事業者から意見聴取
	9月4日	岡山県環境審議会政策部会(令和6年度第1回) 見直し骨子案について審議
	11月6日	岡山県環境審議会政策部会(令和6年度第2回) 見直し素案について審議
令和7(2025)年	11月20日～12月19日	パブリック・コメント 素案についてパブリック・コメントを実施
	11月22日	岡山県立大学環境ミーティング② 学生から意見聴取
	1月20日	岡山県環境審議会政策部会(令和6年度第3回) 最終案について審議
	2月3日	岡山県環境審議会から答申 岡山県環境審議会から県に対し、岡山県環境基本計画(エコビジョン 2040)の見直しについて答申
	2月5日	計画改訂 岡山県環境基本計画(エコビジョン 2040)を改訂

環境保全に関する個別の条例・計画

基本目標	条例	計画
I 気候変動対策 (緩和・適応)の推進	岡山県太陽光発電施設の 安全な導入を促進する条例	岡山県地球温暖化対策実行計画
II 循環型社会の形成	岡山県循環型社会形成推進条例	岡山県廃棄物処理計画 岡山県食品ロス削減推進計画 岡山県災害廃棄物処理計画 岡山県海岸漂着物等対策推進地域計画 岡山県分別収集促進計画 岡山県PCB廃棄物処理計画
III 安全・安心な 生活環境の 保全と創出	岡山県環境への負荷の低減に関する条例 岡山県児島湖環境保全条例 岡山県自然海浜保全地区条例 岡山県公害紛争処理条例	瀬戸内海の環境の保全に関する岡山県計画 児島湖に係る湖沼水質保全計画 岡山県水質総量削減計画 クリーンライフ100構想
IV 自然と共生した 社会の形成	岡山県立自然公園条例 岡山県自然保護条例 岡山県希少野生動植物保護条例	岡山県自然保護基本計画 第二種特定鳥獣管理計画 岡山県鳥獣保護管理事業計画
横断的な視点	条例	計画
I 環境の未来を支える 担い手づくり	岡山県景観条例 岡山県快適な環境の確保に関する条例	晴れの国おかやま景観計画
II 環境の未来を創る 経済振興	岡山県環境影響評価等に関する条例	

用語集

本計画に掲載されている用語のうち、わかりにくい用語などについて、詳しく解説しています。

数字

●**30by30目標**
(サーティーバイサーティー目標)
〈25ページ〉
令和12(2030)年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標。目標達成には、国立公園などの保護地域の拡張と管理の質の向上だけでなく、民間の取組等により保護地域以外で生物多様性保全に資する地域を設定・管理していくことが求められている。

●**3R(スリーアール)**
〈25,29,35,48,51,52ページ〉
廃棄物の発生抑制(リデュース、Reduce)、再使用(リユース、Reuse)、再生利用(リサイクル、Recycle)の3つの頭文字をとったもの。平成11(1999)年の産業構造審議会において「循環型経済システムの構築に向けて」(循環経済ビジョン)が取りまとめられ、その中で従来のリサイクル対策を拡大して廃棄物の発生抑制や再使用を含んだ3Rの取組を進めていくことが必要であると提言された。これを受け、以後、廃棄物・リサイクル法体系が順次整備された。

A

●**AI(エーアイ)**
〈26ページ〉
人工知能(Artificial Intelligence)の略。大量のデータに対して、人間のように言葉の理解や問題解決などを行うコンピュータシステム(このほかにも、AIには様々な定義がある)。

B

●**BEMS(ベムス)**
〈41ページ〉
ビル・エネルギー管理システム(Building Energy Management System)の略。業務用ビルや工場、地域冷暖房といったエネルギー設備全体の省エネ監視・省エネ制御を自動化・一元化するシステム。これにより建物内のエネルギー使用状況や設備機器の運転状況を一元的に把握し、その時々需要予測に基づいた最適な運転計画をすばやく立案、実行でき、きめ細か

な監視制御によって、人手をかけることなく、建物全体のエネルギー消費を最小化できる。

C

●**COP(コップ)**
〈16,17,25ページ〉
条約における締約国会議(Conference of the Parties)の略。気候変動枠組条約や生物多様性条約などの会議があり、多くの国際条約の中で、その加盟国が物事を決定するための最高決定機関として設置されている。

E

●**ESG投資(イーエスジー投資)**
〈20ページ〉
従来の財務情報だけでなく、環境(Environment)・社会(Social)・企業統治(Governance)要素も考慮した投資のこと。気候変動などを念頭においた長期的なリスクマネジメントや、企業の新たな収益創出の機会(オポチュニティ)を評価するベンチマークとして、国連持続可能な開発目標(SDGs)と合わせて注目されている。

●**EV・PHEV・FCV**
(イーブイ・ピーエイチイーブイ・エフシーブイ)
〈41,44,71ページ〉
「EV」は電気自動車(Electric Vehicle)の略。「PHEV」はプラグインハイブリッド車(Plug-in Hybrid Electric Vehicle)の略で、家庭用電源からコンセントプラグで直接充電できるハイブリッド車。「FCV」は燃料電池自動車(Fuel Cell Vehicle)の略で、水素と酸素を化学反応させて電気をつくる燃料電池を動力源とする自動車。

G

●**G7(ジーセブン)**
〈18ページ〉
フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、日本、イタリア、カナダの7か国及び欧州連合(EU)が参加する枠組で、参加7か国の総称としての「Group of Seven」を意味している。

●G20(ジートゥエンティ)

〈18ページ〉

金融・世界経済に関する首脳会合(Group of Twenty)の略。G7(フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、日本、イタリア、カナダ)に加え、アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、中国、インド、インドネシア、メキシコ、韓国、ロシア、サウジアラビア、南アフリカ、トルコ、EUを含めた20か国・地域を示す。世界の国内総生産(GDP)の8割以上を占める国々の首脳が参加し、世界経済や地球規模課題などの議論を行い、包摂性のある持続可能な世界を実現することを目指している。

H

●HEMS(ヘムス)

〈41ページ〉

家庭用のエネルギー管理システム(Home Energy Management System)の略。住宅内のエネルギー消費機器等をネットワーク化し自動制御等を行うもの。民生部門における省エネルギーと地球温暖化への対策技術として期待されている。

I

●IoT(アイオーティー)

〈26ページ〉

モノのインターネット(Internet of Things)の略。自動車や家電製品など、様々なモノがインターネットに接続され、相互に情報交換を行うこと。

●ISO14001(アイエスオーイチマンヨンセンイチ)

〈72,73ページ〉

ISO(国際標準化機構、International Organization for Standardization)の環境マネジメントシステム規格。Plan(計画)、Do(実施)、Check(確認・評価)、Action(見直し)といった一連のPDCAサイクルを回すことによって継続的な環境改善を図る。

L

●LED(エルイーディー)

〈41,44ページ〉

発光ダイオード(Light Emitting Diode)の略。電圧を加えた際に発光する半導体素子で、電気エネルギーを直接光エネルギーに変換するため、エネルギー効率が高く長寿命と

いう特長がある。

N

●NPO(エヌピーオー)

〈32,34,40,69,76ページ〉

非営利組織(Non Profit Organization)の略。ここで非営利とは、対価を得ないという意味ではなく利益を分配しないという意味である。組織は、国または都道府県知事の認証を得て法人格を取得することができる。

P

●PCB(ピーシービー)

〈53ページ〉

ポリ塩化ビフェニル(Poly Chlorinated Biphenyl)の略。熱分解しにくい、電気絶縁性が高いなどの性質を有することから、電気機器の絶縁油や感圧複写紙など様々な用途に使用されていたが、昭和43(1968)年にPCBの混入した米ぬか油が原因で健康被害(カネミ油症事件)が発生し大きな社会問題となったことなどから、昭和49(1974)年には製造・輸入が禁止された。PCB廃棄物の処理施設の設置が進まなかったことから、PCB廃棄物が各事業者等によって長期間にわたり保管されていたが、平成13(2001)年に施行されたPCB廃棄物特別措置法に基づき、国主導で全国5か所に処理施設が整備されるなど、PCB廃棄物の適正な処理が進められている。

●ppm(ピーピーエム)

〈17ページ〉

百万分率(parts per million)の略。微量物質の濃度を表示する単位。100万分の1が1ppmとなる。大気汚染の場合、1m³の大気中に1cm³の汚染物質が存在する場合の濃度が1ppmである。

●PFAS(ピーファス)

〈60ページ〉

有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物の総称であり、1万種類以上の物質があるとされている。中には撥水・撥油性、熱・化学的安定性等の物性を示すものがあり、撥水・撥油剤、界面活性剤、半導体用反射防止剤等の幅広い用途で使われている。

S

●Society5.0(ソサイエティゴテンゼロ)

〈26ページ〉

狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する社会。

Z

●ZEB(ゼブ),ZEH(ゼッチ)

〈41ページ〉

できる限りの省エネルギーと再生可能エネルギーの導入(エネルギーを創ること)により、年間で消費するエネルギー量が正味でゼロとなる建築物で、Net Zero Energy Buildingの略。省エネ住宅はNet Zero Energy Houseの略。

ア行

●アースキーパーメンバーシップ

〈28,42ページ〉

地球温暖化防止のための様々な環境負荷低減活動についての取組事項を実行する県民・事業者を、会員(地球(アース)を守る人(キーパー))として募集、登録して、地球温暖化防止活動の普及を図ることを目的に、平成14(2002)年9月に県が創設した制度。

●アイドリング

〈43ページ〉

駐停車中にエンジンを動かしたままにすること。自動車は停止しているときでもエンジンが稼働状態であれば排出ガスを出すことから、騒音、大気汚染物質、温室効果ガスなどを発生する。

●アスベスト

〈30,36,55,60ページ〉

石綿(イシワタまたはセキメン)ともいわれ、天然に産する鉱物繊維。耐熱性、耐薬品性、絶縁性等の諸特性に優れているため、建設資材、電気製品、自動車、家庭用品等多くの用途で使用されてきた。しかし、平成17(2005)年7月以降大手企業から健康被害についての公表がなされ、住民の健康への不安が高まったことから、吹付けアスベストやアスベスト含有保温材・断熱材等の除去について規制が強化されるとともに、平成18(2006)年9月から原則全面使用禁止となった。

●アダプト

〈67ページ〉

住民・企業・各種団体等が道路や河川などの公共施設を養子とみなし、定期的に清掃や美化活動を行うもの。

●アマモ場

〈58ページ〉

アマモ(海の中に生えている海草の一種)がたくさん生えている場所。小型生物の生息場、魚類の餌場等となる。

●硫黄酸化物(SOx)

〈30ページ〉

石油や石炭など硫黄分を含んだ燃料や原料が燃えることにより発生する二酸化硫黄(SO₂)、三酸化硫黄(SO₃)、硫酸ミストなどの総称。二酸化硫黄は呼吸器への悪影響があり、ぜんそくなどを引き起こす。また、酸性雨の原因物質となる。このため、環境基本法に基づき環境基準が定められている。また、大気汚染防止法では、排出基準を定め、さらに総量規制も実施している。

●一般廃棄物

〈29,51,53ページ〉

家庭から排出される廃棄物など、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

●ウォームビズ

〈28,42ページ〉

暖房時の室温を20℃(目安)でも、様々な工夫により快適に過ごすことができるビジネススタイル・ライフスタイルの愛称。重ね着をする、温かい食事を摂る、などがその工夫例。

●栄養塩

〈26,30,58ページ〉

窒素やリンなどの塩類のことで、植物プランクトンや水草が利用し、それらを動物プランクトンや魚などが食べている。海に流れ込む栄養塩が多いと赤潮や貧酸素化といった水質汚濁を引き起こし、逆に少なすぎると漁獲量の減少やノリの色落ちなどの原因になるとされている。

●エコアクション21

〈72,73ページ〉

ISO14001規格をベースとして環境省が策定した、中小事業者、学校などでも省エネを中心に節水や廃棄物削減等に取り組める、国内認証の環境マネジメントシステム。

排出量と計画に基づく取組の状況を県に報告し、県においてそれを公表するもの。岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づく県の制度。

カ行

●外来生物

〈62,63ページ〉

人の手によって意図的・非意図的に本来の生息地・生育地でない地域に持ち込まれた生物。

●合併処理浄化槽

〈56ページ〉

し尿と生活雑排水(台所、風呂、洗濯等に使用した水)を戸別にまとめて処理する浄化槽。し尿のみを処理する単独処理浄化槽に比べて、河川等公共水域の汚濁を軽減する効果がある。

●環境影響評価(環境アセスメント)

〈61,72ページ〉

事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業者自らが環境の構成要素ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、その事業に係る環境の保全のための措置を検討し、その措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価すること。

●環境学習エコツアー

〈69ページ〉

資源循環を推進している先進的企業や廃棄物処理施設、エネルギー関連施設等の環境関連施設を実際に見学体験し、県民の環境保全意識の醸成を図ることを目的としたツアー。

●環境学習協働推進広場

〈69ページ〉

環境保全活動に取り組むNPO等の団体や学校、企業等が集い、効果的な環境学習を協働して推進する場として、平成20(2008)年度に県が設置したもの。小学校等での環境学習出前講座や、参加団体相互の情報共有・意見交換等の活動を行っている。愛称は「かんきょうひろば」。

●環境学習指導者

〈69ページ〉

地域の学校や公民館等が開催する環境学習出前講座において、講師となる人。環境学習協働推進広場において指導者登録する。

●オゾン層

〈45ページ〉

成層圏に存在するオゾン(O₃)の層。オゾン層は太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収し地球上の生物を守っている。フロン、ハロン、トリクロロエタン、四塩化炭素などは、化学的に安定した物質であるため、大気中に放出されてもほとんど分解されずに成層圏に達し、成層圏では太陽からの強い紫外線によって分解されて塩素原子が放出され、これが触媒となってオゾン層を破壊する。オゾン層の破壊によって増加する紫外線は、白内障、皮膚がんの増加、皮膚免疫機能の低下など、人の健康に大きな悪影響を及ぼす。また、植物に対しても成長阻害、葉の色素の形成阻害などの悪影響を及ぼす。

●汚濁負荷量

〈56,58ページ〉

河川や海域等に流入する有機物や窒素、リン等の汚濁物質の量。

「水質(汚濁物質の濃度)」×「水量」、「原単位(単位面積当たりの汚濁物質の排出量)」×「面積」などで算出される。

●温室効果ガス

〈16,17,23,26,27,28,35,41,72ページ〉

太陽光により加熱された地表面は赤外線の熱放射をするが、大気中には赤外線を吸収する気体があり、地球の温度バランスを保っている。これらの気体を温室効果ガスと呼ぶ。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7物質が温室効果ガスとして定められている。

●温室効果ガス排出の実質ゼロ

〈16ページ〉

人為的な温室効果ガスの排出量と、吸収源による温室効果ガスの吸収量の均衡を達成すること(温室効果ガスの排出そのものを抑制し、併せて、排出された温室効果ガスを森林などにより吸収・回収することで、その差し引きで実質的にゼロにすること)。カーボンニュートラルやゼロカーボン(カーボンゼロ)などと表現されることもある。

●温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度

〈45ページ〉

エネルギー使用量の多い県内事業者等が、温室効果ガスの排出削減計画を作成の上、年間の

変更した。地球温暖化対策の推進に関する法律及び気候変動適応法に基づき策定しているもので、令和12(2030)年度までを期間とする計画としている。なお、この計画(区域施策編)とともに、県自らの事務事業に関する削減計画(事務事業編)を別途策定している。

●岡山県産業廃棄物処理税

〈29ページ〉

産業廃棄物の発生抑制、リサイクルの促進、最終処分量の減量化を図るため、平成15(2003)年4月から導入した法定外目的税で、排出事業者又は中間処理業者(最終処分場に産業廃棄物を搬入する者)を納税義務者として、最終処分場への搬入量1トンにつき1,000円の課税を行っている。税収は、循環型社会の構築を推進するため、「産業活動の支援」、「適正処理の推進」、「意識の改革」の3つの使途を柱として各種事業に活用している。

●岡山県廃棄物処理計画

〈10,29ページ〉

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、県内の廃棄物の減量化、リサイクルや適正処理の推進等に関し、目標の設定やその達成に向けた基本施策の方向性などを定めたもの。

●おかやま・もったいない運動

〈29,48ページ〉

平成18(2006)年度から、循環型社会の形成に向けた3R(スリーアール)(「ごみを減らす(リデュース)」、「再使用する(リユース)」、「再生利用する(リサイクル)」)の取組を全県的に推進するため、実施している運動。

●おかやま森づくりサポートセンター

〈46ページ〉

県民が育て楽しむ森づくりを推進することを目的に平成24(2012)年度に設立。森づくりに関する情報提供や相談窓口、研修会の開催等を行い、県民等の森づくり活動への参加の支援を行っている。

●汚水処理人口普及率

〈56ページ〉

下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽などの汚水処理施設をどれだけの人が利用可能であるか、汚水処理施設の利用者を総人口で除した割合。

●エコタウン

〈52ページ〉

ゼロエミッションを基軸として、環境調和型の地域経済形成の観点から先進的なまちづくりの推進を目的とする制度。

●エコドライブ

〈28,42,43ページ〉

急発進・急加速をしないなど、車の運転方法を少し工夫することで燃費を改善させる環境に配慮した運転。

●エコパートナーシップおかやま

〈67,76ページ〉

岡山県地球温暖化対策実行計画に基づく地球温暖化防止対策をはじめとする環境保全活動に、県民団体、事業者団体、行政が協働して取り組むことを目的として設立。県を含め、77団体が参画している。

●岡山県環境審議会

〈76,77ページ〉

環境基本法に基づいて設置された審議会で、学識経験者及び関係行政機関職員40名以内で構成される。審議会では、県の環境の保全に関する基本的事項を調査審議する。

●岡山県環境白書

〈77ページ〉

岡山県環境基本条例に基づき、岡山県の環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策等を明らかにするため、知事が毎年作成し公表するもの。

●岡山県グリーン調達ガイドライン

〈44,72ページ〉

県における環境負荷低減に資する製品・サービスの調達方針を定めたガイドライン。物品および役務の調達総量の削減、計画的な調達、ライフサイクルの考慮に努める。

●岡山県地球温暖化対策実行計画

岡山県地球温暖化防止行動計画

〈10,28,67ページ〉

岡山県地球温暖化対策実行計画は、県内の温室効果ガスの排出量削減目標や、各主体の排出削減活動への施策など、県としての地球温暖化対策の全体像を明らかにした計画で、適応策についても内容に加え、地域気候変動適応計画としても位置付けたことから、令和4(2022)年度に名称を岡山県地球温暖化防止行動計画から

●グリーンイベント 〈67,68ページ〉

各種イベントのエコ化を推進するため、県が策定している「グリーンイベントガイドライン」に基づき、環境配慮に取り組むイベントを登録・公表する取組。

●グリーン購入 〈48,72ページ〉

環境への負荷が少ない製品やサービスを優先的に購入すること。

●グリーン調達 〈32,44,72ページ〉

国、地方公共団体、企業などが、製品や事務用品等を調達する際、グリーン購入を行うこと。平成12(2000)年5月に国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(通称:グリーン購入法)が成立し、国の諸機関ではグリーン調達が義務付けられている。県においては、岡山県循環型社会形成推進条例に基づき毎年度岡山県グリーン調達ガイドラインを策定し、グリーン調達を行っている。

●クリーンライフ100構想 〈56ページ〉

汚水処理施設整備率100%を目指し、汚水処理施設の整備をより一層効率のかつ適正に進めるため、市町村が地域の実情を踏まえて策定した計画を取りまとめた本県における汚水処理施設の整備に関する総合的な計画。下水道、集落排水施設及び合併処理浄化槽などの汚水処理施設の整備は、この構想に従い実施されている。

●景観行政団体 〈70ページ〉

景観法に基づき、景観行政を担う主体となる自治体。政令市、中核市、都道府県は自動的に景観行政団体となり、その他の市町村は、都道府県知事との協議を経て景観行政団体になる。景観行政団体は、景観計画の策定、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定、景観協定の認可等の独自の景観行政を行うことができる。

●光化学オキシダント 〈30,55ページ〉

工場や自動車から排出された炭化水素(揮発性有機化合物等)や窒素酸化物が、太陽の強い紫外線的作用を受けて化学反応することにより生成される酸化性物質(オゾン、パーオキシアセチルナイトレートなど)の総称。粘膜への刺激、呼

また、間伐による森林の適切な整備を通じて森林によるCO₂の吸収量の確保が図られる。

●緩和 〈16,23,28,39,40,44ページ〉

再生可能エネルギーの導入や二酸化炭素を吸収する森林の増加など、温室効果ガスの排出の削減と吸収源向上のための取組。

●気候変動に関する政府間パネル(IPCC) 〈16ページ〉

Intergovernmental Panel on Climate Change。世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)との協力のもと、昭和63(1988)年に設立された機関。CO₂等の温室効果ガスの増加に伴う地球温暖化の科学的、社会・経済的評価を行い、得られた知見を政策決定者をはじめ広く一般に利用してもらうことを目的としている。平成19(2007)年、気候変動に関する知識の増大、普及等への貢献が評価され、元アメリカ副大統領アル・ゴア氏とともにノーベル平和賞を受賞した。

●揮発性有機化合物 〈55ページ〉

沸点が低いため常温常圧で容易に揮発する有機化合物の総称で、主なものにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、ベンゼンなどがある。揮発性有機化合物のうち、難分解性で、比重が水より重く、表面張力の小さい物質は、地下に浸透しやすく、土壌や地下水汚染を引き起こしやすい。一方、大気中に排出された場合、光化学オキシダントや浮遊粒子状物質の生成の原因となる。このため、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等、土壌汚染対策法等で規制されている。

●吸収源 〈28,40,45ページ〉

大気中のCO₂などの温室効果ガスを吸収し、比較的長期間にわたり固定することのできる森林や海洋などのこと。

●クールビズ 〈28,42ページ〉

冷房時の室温を28℃(目安)でも、様々な工夫により快適に過ごすことができるビジネススタイル・ライフスタイルの愛称。「ノーネクタイ・ノー上着」スタイルがその代表。

●環境負荷低減条例 〈55ページ〉

正式名称は、岡山県環境への負荷の低減に関する条例。岡山県公害防止条例を全面的に見直し、公害の防止のための規制の措置だけでなく、事業活動及び日常生活における環境への負荷の低減に関し必要な事項が定められている。平成13(2001)年12月21日に公布され、平成14(2002)年4月1日から施行。

●環境放射線 〈30,36,55,60ページ〉

人間の生活空間にある様々な放射線。これらの放射線源には、宇宙線、大地及び食物からの自然放射線と、エックス線利用、核実験及び原子力発電所などによる人工放射線の2通りがある。

●環境保全型農業 〈32,72ページ〉

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

●環境マネジメントシステム 〈32,72ページ〉

企業等の事業組織が環境法令等の規制基準を遵守するだけでなく、自主的、積極的に環境保全のためにとる行動を計画・実行・評価することであり、(1)環境保全に関する方針、目標、計画等を定め、(2)これを実行、記録し、(3)その実行状況を点検して、(4)方針等を見直すという一連の手続。

●環境用水 〈30,56ページ〉

水質、親水空間、生活環境又は自然環境の維持、改善等を図ることを目的とした用水。児島湖においては、現在非かんがい期に農業用水利権の範囲で約60m³/日の農業用水が旭川及び高梁川から導水されているが、これに加えて旭川から児島湖に環境用水を導入するためには国から環境用水利権を取得する必要がある。

●間伐 〈40,45,66,71ページ〉

木々の健全な生長のため、森林の一部を伐採すること。間伐が適切に行われると、林内に適度に光が射し込み、下草などの下層植生が繁茂するため、多様な生物の生息を維持できたり、水源涵養機能や土砂流出防止機能が高くなる。

●環境基準 〈30,55,58,59,60ページ〉

人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音の大きさというような数値で定められている。この基準は、公害防止対策を進めていく上での行政上の目標として定められるもので、ここまでは汚染してもよいとか、これを超えると直ちに被害が生じるといった意味で定められるものではない。典型7公害のうち、振動、悪臭及び地盤沈下を除く大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音の4つについて、環境基本法に基づいて環境基準が定められている。

●環境基本計画推進連絡会議 〈76ページ〉

庁内各部局が相互に連携をとりながら、環境基本計画を総合的かつ計画的に推進していくための部局横断的な会議。

●環境経営 〈32ページ〉

企業が、環境保全の取組を経営戦略の一つに位置づけ、積極的に社会貢献することにより、企業成長につなげようとする経営。

●環境コミュニケーション 〈30,72ページ〉

環境問題について、企業、住民、行政等の関係者の間で情報共有や対話を図ることにより、問題の未然防止や解決などに結びつけようとする。環境負荷や環境保全活動等に関する情報の一方的な提供ではなく、関係者の意見を聴き、討議することにより、持続可能な社会の構築に向けて関係者が互いにパートナーシップを確立するための試みとして実施されている。

●環境定期券 〈43ページ〉

土曜、休日などのマイカー利用の削減とバス利用促進により、市街地中心部の交通渋滞の緩和や排ガスの削減などを図るための通勤定期券所持者への運賃割引制度。

●環境ビジネス 〈32ページ〉

「環境汚染防止」、「地球温暖化対策」、「廃棄物処理・資源有効活用」、「自然環境保全」に分類されるような、環境への負荷が少ない、または低減させるような製品やサービスの提供を行うビジネス。

●自然保護センター 〈64ページ〉

県民の自然への理解を深め、自然の保護についての認識を高めるために、平成3(1991)年に県が和気郡和気町に設置した施設。自然観察会をはじめとする普及啓発、自然保護に関する人材育成、調査研究などの活動を行っている。

●指定希少野生動植物 〈62ページ〉

県内における生息・生育状況が、人為の影響により存続に支障を来す事情が生じていると推定される動植物のこと。県内では、カワバタモロコ、ナガレタゴガエル、マルバノキ、ミズアオイ、エヒメアヤメ、サクラソウ、ミチノクフクジュソウを指定している。

●指定希少野生動植物保護巡視員 〈62ページ〉

岡山県希少野生動植物保護条例の規定に基づき、知事から委嘱され、同条例により指定された希少野生動植物の保護のため、必要な生息・生育地の巡視等の保護活動を行うボランティア。

●主伐 〈66ページ〉

木材の利用期に達した森林の立木を、用材等で販売するために伐採し、伐採後に次代の後継樹の更新(再び立木地になること)を伴うもの。

●循環型産業クラスター 〈71ページ〉

廃棄物の発生の抑制、減量化、再利用等に関し、競争力のある産業や技術を核に、関連する様々な業種の企業とこれを支援する機関(大学、研究機関、産業支援機関等)が、ブドウの房のように近接しながら有機的なネットワークを形成し、競争力のある集団を形成している状態のこと。

●循環型産業クラスター形成促進事業 〈71ページ〉

廃棄物の資源としての利活用による新技術・新商品の開発に向けた企業間又は企業と研究者間のマッチングや、開発に必要な資金の補助を通じて、循環型社会の形成と環境産業の振興を目指す事業。

た地域。雑木林、水田、畑地、小川といった身近な自然が存在しているばかりでなく、生物多様性の保全の観点からも注目されているが、近年、都市化の進展や過疎化・高齢化等に伴う農業形態の変化等により、その維持が困難になっている。

●産業廃棄物 〈29,52,53ページ〉

事業活動に伴って生じたごみのうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など21種類の廃棄物をいう。大量に排出され、また処理に特別な技術を要するものも多い。

●産業廃棄物監視指導員 〈54ページ〉

県が産業廃棄物の不法投棄等の監視業務を行うため、各県民局及び地域事務所に配置している職員。

●指針値 〈60ページ〉

環境目標値の一つとして環境中の有害物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値。環境基本法に基づく環境基準とは性格及び位置付けが異なり、環境調査結果の評価に当たったの指標や事業者が排出抑制対策を行う際の指標としての機能を果たすことが期待される。

●自然公園 〈31,36,61,64ページ〉

昭和6(1931)年に国立公園法が制定され、我が国を代表する優れた自然の風景地の保護と利用を図るため、瀬戸内海国立公園をはじめとする国立公園が指定された。昭和32(1957)年からは自然公園法と名称が変わり、現在では国立公園、国定公園、都道府県立自然公園を総称して自然公園と呼んでいる。

●自然保護推進員 〈62ページ〉

自然保護思想の普及及び美しい郷土の保全を図るため、自然保護の重要性を広く普及・啓発する役割を担う人として県が委嘱している。昭和56(1981)年度から設置している。

●自然保護協定 〈61ページ〉

無秩序な開発を防止し、自然環境保全と開発との調和を図るため、岡山県自然保護条例に基づき、開発事業者、市町村、県の3者間で締結する協定。

催される国際会議。閣僚宣言や決議を通じ、環境に関する政府間行動を促進している。

●固定価格買取制度 〈28ページ〉

再生可能エネルギー源(太陽光・風力・水力(3万kW未満)・地熱・バイオマス)を用いて発電された電気を、一定期間、国が定める価格により電気事業者が買い取ることを義務付けた制度。電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づくもの。電気事業者が買取りに要した費用は、電気料金の一部として、国民が負担する賦課金によって賄われる。

●こどもエコクラブ 〈64,69ページ〉

幼児(3歳)から高校生までが大人のサポーターとともに環境保全について自主的に学び、活動するクラブ。

サ行

●災害廃棄物 〈29,54ページ〉

災害によって生じた廃棄物の総称。多様なものが一度に大量に発生し、被災地の早期復旧・復興の妨げになるため、処理主体である市町村が、適正かつ円滑・迅速に処理を行う必要がある。

●再生可能エネルギー 〈28,30,35,40,41,69,71ページ〉

太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなど、自然環境から持続的に得られるエネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。

●栽培漁業 〈58ページ〉

魚介類を人為的な設備、環境下で育成した後、自然へ戻して、漁業の促進を図ること。

●資源管理型漁業 〈58ページ〉

魚や貝などの水産資源を適切に管理し、持続的に利用していくための取組のこと。

●里地・里山 〈22,62,65,66ページ〉

都市地域と原生的自然との中間に位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてき

吸器への影響といった健康影響のほか、農作物などへも影響を与える。光化学オキシダントの発生は気温、風速、日射量などの気象条件の影響を大きく受け、日射が強くて気温が高く、風の弱い日の日中に発生しやすい。

●公共交通利用の日 〈43ページ〉

毎月最終金曜日。公共交通の見直しと利用促進について県民に呼びかけている。岡山県では平成13(2001)年7月に、公共交通の重要性についての県民の再認識と利用意識の醸成を目的として「岡山県公共交通利用県民運動をすすめる会」を発足し、岡山県内における公共交通機関の利用促進を図るための広報・啓発活動を推進している。

●航空灯火 〈41ページ〉

滑走路灯や誘導路灯といった、灯光により航空機の航行を援助する施設。

●荒廃農地 〈22ページ〉

現に耕作されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地。

●国立公園 〈58ページ〉

日本の風景を代表する傑出した自然風景地として環境大臣が自然公園法に基づき指定したもの。県内では、昭和9(1934)年3月に笠岡諸島などを含む備讃瀬戸が瀬戸内海国立公園に指定され、昭和25(1950)年以降に日生諸島等が編入した。大山隠岐国立公園には、昭和38(1963)年に蒜山地区が、平成14(2002)年に毛無地区がそれぞれ編入された。

●国立公園満喫プロジェクト 〈61ページ〉

平成28(2016)年から、日本の国立公園を世界水準の「ナショナルパーク」としてのブランド化を図り、訪日外国人の利用増を目指す取組として実施。令和3(2021)年からは国内誘客の強化にも取り組む。

●国連環境総会 〈18ページ〉

国連環境計画の意思決定機関として、すべての国連加盟国が加盟し、原則として2年に1回開

的に生成する物質であり、高濃度に暴露された場合は、人に対する発がん性があるとされている。平成12(2000)年1月にダイオキシン類の排出規制等を目的としたダイオキシン類対策特別措置法が施行された。

●脱炭素社会 〈26,27,40,42,45ページ〉

地球温暖化につながる温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする社会。

●単独処理浄化槽 〈56ページ〉

し尿だけを処理する浄化槽。汚泥除去効果が低い上、生活雑排水(台所・洗濯・風呂からの排水)を処理できないことから、平成13(2001)年以降新設は原則として禁止され、既に設置されているものの使用者は、合併処理浄化槽への転換等に努めることとされた。

●地域気候変動適応計画 〈47ページ〉

気候変動適応法に基づき、地方公共団体がそれぞれの区域の特徴に応じた気候変動適応を推進するために策定または位置付けする計画。

●地域課題解決型ビジネス 〈67ページ〉

環境関連や子育て支援、まちづくりの推進、社会福祉関連、社会教育関連、地域活性化関連、過疎地域等活性化関連、買物弱者支援、地域交通支援などの地域の課題をビジネスの手法で解決する事業。

●窒素酸化物(NOx) 〈30,43ページ〉

物が燃える際に、空気中の窒素や物の中に含まれる窒素分が酸素と結合して発生する物質。発電所や工場のボイラー、自動車のエンジンなどで燃料が燃える際に一酸化窒素(NO)が発生し、これがさらに酸化されて二酸化窒素(NO₂)となる。通常、一酸化窒素と二酸化窒素とを合わせて窒素酸化物(NOx)と呼ぶ。二酸化窒素は、人の健康に影響を及ぼすだけでなく、太陽光中の紫外線により光化学反応を起こし、光化学オキシダントを生成する。窒素酸化物による大気汚染を防止するため、大気汚染防止法等により対策が進められている。

●生物多様性 〈17,20,22,23,25,31,36,66ページ〉

すべての生物の様々な個性と繋がりのこと。生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性の3つのレベルでの多様性がある。

●生物多様性条約 〈17,25ページ〉

世界全体で生物多様性の保全の問題に取り組むことを目的とする国際条約(平成5(1993)年発効)。

●生分解性プラスチック 〈24ページ〉

使用するときには従来のプラスチック同様の性状と機能を維持しつつ、使用後は自然界の微生物などの働きによって生分解され、最終的には水と二酸化炭素に完全に分解されるプラスチック。

●世界経済フォーラム 〈20ページ〉

グローバルかつ地域的な経済問題に取り組むために、政治、経済、学術等の各分野における指導者層の交流促進を目的とした独立・非営利団体。

●セルロースナノファイバー 〈71ページ〉

木材などの植物繊維の主成分であるセルロースをナノサイズ(1mmの百万分の1)にまで細かく解きほぐすことにより得られる木質バイオマス資源であり、軽量・高強度、高比表面積、低熱膨張性、高増粘性といった特徴を兼ね備えていることから、新たな機能を持つ素材として期待され、その製造方法や用途の開発が国内外で盛んに行われている。

●ゼロカーボン宣言 〈28ページ〉

2050年までに、温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを目指す宣言。

タ行

●ダイオキシン類 〈36,55,60ページ〉

有機塩素化合物である「ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン」、「ポリ塩化ジベンゾフラン」及び「コプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)」の総称。物を燃焼する過程などで非意図

●循環資源 〈29,49ページ〉

廃棄物及び使用済製品や副産物等のうち有用なもの。

●循環型社会 〈24,29,35,39,48,49,51,52,53,71ページ〉

大量消費、大量廃棄型の社会に代わるものとして、廃棄より再使用、再生利用を第一に考え、新たな資源の投入をできるだけ抑えるとともに、自然生態系に戻す排出物を減らすなど、環境負荷を極力低減するシステムを持つ社会を循環型社会と呼ぶ。現在の環境を保全するとともに私たちの将来の世代のため、循環型社会づくりは重要な課題のひとつである。

●集落排水施設 〈56ページ〉

農業集落等におけるし尿、生活雑排水などの污水等を処理する施設。

●小水力発電 〈40ページ〉

水力発電のうち、ダム等に設置された大規模な水力発電ではなく、河川や水路に設置した水車などを用いてタービンを回し発電する小規模な水力発電のこと。通常、設備容量が1,000キロワット以下のものをいう。

●食品ロス 〈29,35,48,49ページ〉

まだ食べられるにもかかわらず捨てられる食品のことをいい、日本の食品廃棄物等が年間2,232万トンあるうち、食品ロスは472万トンと推計されている。(農林水産省及び環境省による令和4(2022)年度推計値)。事業活動に伴って発生する事業系食品ロスと、各家庭から発生する家庭系食品ロスの2種類に分けられる。

●新エネルギー 〈71ページ〉

新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法においては、「非化石エネルギーを製造し、若しくは発生させ、又は利用すること及び電気を変換して得られる動力を利用することのうち、経済性の面における制約から普及が十分でないものであって、その促進を図ることが非化石エネルギーの導入を図るため特に必要なものとして政令で定めるもの」を「新エネルギー利用等」と定義しており、具体的には、太陽光、風力、バイオマス、中小規模水力、地熱による発電や太陽光、バ

イオマス等の熱利用、バイオマス燃料製造などが含まれる。

●針広混交林 〈45,66ページ〉

針葉樹と広葉樹が混じり合った森林。樹齢や樹高が様々になることで下層植生が豊かになり、土壌の浸食を防ぐなどの効果が発揮される。間伐を繰り返し行い広葉樹を育成するなど、管理コストを低く誘導できる。

●森林の持つ公益的機能 〈45ページ〉

森林の持つ、生物多様性の保全、地球環境の保全、土砂災害の防止、水源の涵養、保健休養の場の提供などの多くの機能のこと。

●スーパーエンパイロメントハイスクール 〈69ページ〉

廃棄物のリサイクル技術の研究・開発など環境教育を重点的に行うものとして県から指定を受けた高等学校。カリキュラムの開発や大学・研究機関との連携についての研究を通じて、環境問題を正しく理解する人材を育成するとともに、環境教育に関する教材を開発する。

●スクラブ製品 〈24ページ〉

細かな粒子(マイクロビーズ)を含んだ洗顔料、ハンドソープ、歯磨き粉などの洗浄製品。

●スマート通勤おかやま 〈43ページ〉

自動車から排出されるCO₂の削減や交通渋滞の緩和のため、県内で働く人に徒歩や自転車、公共交通等を利用した通勤を呼びかける取組。国、県、岡山市、倉敷市が連携して取り組んでいる。

●生活排水 〈30,56,58ページ〉

調理、洗濯、入浴、し尿など日常生活に伴い排出される排水。生活排水のうち、し尿を除くものを「生活雑排水」という。

●生態系 〈17,18,19,23,25,31,36,47,58,63,65,81ページ〉

ある空間に生きている生物(有機物)とそれを取り巻く無機的環境が相互に関係し合って生命の循環をつくりだしているシステム。ある空間とは地球全体であったり、森林、湖、川などの限られた空間であったりする。

●花いっぱい活動
〈54ページ〉

プランターへの花植えなど、街を花で彩る地域の活動。

●パリ協定
〈16ページ〉

平成27(2015)年11月からフランス・パリで開催されたCOP21において、同年12月に採択され、平成28(2016)年11月に発効した。

●ヒートアイランド
〈46ページ〉

都市部の気温がその周辺に比べて異常な高温を示す現象。ビルのコンクリートや道路のアスファルトが太陽熱により暖められること、ビルなどの空調設備から排出される暖気、自動車のエンジンなどから排出される廃熱などが原因と考えられている。

●光害(ひかりがい)
〈70ページ〉

照明の設置方法や配光が不適切で、景観や周辺環境への配慮が不十分なため起こるさまざまな影響を指す。過度な照明は、自動車等の運転や天体観測などの社会活動、水稻等の農作物やウミガメ・鳥類等の野生生物の育成に影響を及ぼすおそれがあるほか、エネルギーの無駄遣いにもなる。

●微小粒子状物質(PM2.5)
〈30,55ページ〉

大気中の粒子状物質のうち、粒径概ね2.5マイクロメートル以下のものをいう。粒径が小さく人の呼吸器の奥深くまで入り込みやすいことなどから、健康を害するおそれがあるため、環境基準が設定されている。工場や自動車などの人為起源のものと黄砂等の自然起源のものがあると言われている。

●不法投棄110番
〈54ページ〉

不法投棄等の早期発見・対応のため、県民からの通報を受ける窓口。

●ノーマイカーデー
〈43ページ〉

一人ひとりがマイカーの使用を自粛し、徒歩、自転車、公共交通機関等の利用に転換する日。環境負荷の高いマイカーの使用を抑えることは、大気汚染や地球温暖化の防止に加え、省資源・省エネルギー対策につながる。県では、地球環境を守るための行政の率先行動の一つとして、ノーマイカーデー運動を実施している。

●野焼き
〈30,55ページ〉

焼却設備を用いずに廃棄物を野外で焼却すること。廃棄物の処理及び清掃に関する法律により原則禁止されている。

ハ行

●ばい煙発生施設
〈55ページ〉

一定規模以上のボイラー、加熱炉、廃棄物焼却炉など32種類の施設がばい煙発生施設として大気汚染防止法で規定されている。施設の設置に際しては都道府県知事への届出が義務づけられており、硫酸酸化物、ばいじんなどの排出基準が設定されている。

●バイオマス
〈71ページ〉

本来は、生物(bio)の量(mass)であり、質量あるいはエネルギー量として生物量を数値化したものの意味であるが、現在ではその概念が拡張されて、動植物由来の資源としての意味で用いられることが多い。後者の意味でのバイオマスは、直接燃焼するほか、発酵により生産したアルコールやメタン、ナタネやユーカリなどから抽出した油成分の燃料としての利用、生分解プラスチック原料や堆肥としての利用などが行われている。

●排出抑制・資源化率
〈29,51,52ページ〉

$$\left(1 - \frac{\text{埋立処分量(t/年)}}{\text{平成17(2005)年度の排出量(t/年)}}\right) \times 100$$

この指標は本県独自のもので、分母を平成17(2005)年度の排出量に固定することにより、簡易な計算式で廃棄物の排出量と埋立処分量の動向を同時に把握しようとするもの。

●適応
〈16,23,28,39,40,47ページ〉

気候変動は避けられないものとして、自然生態系や人間社会・経済システムのあり方を調整することにより悪影響を軽減する、または好影響を増長させる取組。

●デコ活
〈28,42ページ〉

二酸化炭素(CO₂)を減らす(DE)脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む”デコ”と活動・生活を組み合わせた新しい言葉で、国が「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称として決定したもの。

●特定事業場
〈56ページ〉

有害物質や汚濁物質を含む汚水又は廃液を排出する施設として水質汚濁防止法で規定されている施設(特定施設)を設置する工場・事業場。

ナ行

●二酸化炭素(CO₂)
〈16,17,23,24,41,43,44,58,71,73ページ〉

炭素を含んだ物質が燃えること等によって発生する気体。近年、石油、石炭などの化石燃料の消費が増加したことから、CO₂排出量も増加している。CO₂は、地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの主体であり、各国が協調して排出の抑制に努めることが求められている。

●人形峠環境技術センター
〈60ページ〉

正式名称は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター。昭和32(1957)年に原子燃料公社人形峠出張所として開設し、平成13(2001)年までウランの採掘、製錬・転換及び濃縮の技術開発を行ってきたが、現在は、使用してきた核燃料施設・設備の廃止措置の技術開発に取り組んでいる。

●ネイチャーポジティブ
〈25,66ページ〉

日本語訳は「自然再興」。「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを指し、自然保護だけを行うものではなく、社会・経済全体を生物多様性の保全に貢献するよう変革させていく考え方。

●中山間地域
〈22,40ページ〉

岡山県中山間地域の振興に関する基本条例に規定する「山間地及びその周辺の地域等地理的及び経済的条件に恵まれない地域」をいう。

●長距離自然歩道
〈64ページ〉

多くの人が四季を通じて手軽に楽しくかつ安全に国土の優れた風景地等を歩くことにより、沿線の豊かな自然環境や自然景観、さらには歴史や文化に触れ国土や風土を再確認し、あわせて自然保護に対する意識を高めることを目的に環境省が計画し、各都道府県が整備したもの。中国自然歩道は、中国5県を一周するもので総延長は約2,300km。

●鳥獣保護管理員
〈62ページ〉

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、狩猟取締り、鳥獣保護区の管理、鳥獣の生息状況等に関する調査、普及啓発等を行う県の非常勤職員。

●鳥獣保護区
〈62ページ〉

鳥獣の保護繁殖を図るため、鳥獣保護管理事業計画に基づいて指定する区域。鳥獣保護区では、すべての鳥獣の捕獲を禁止(許可を受けて捕獲する場合を除く)している。

●鳥獣保護センター
〈62ページ〉

傷病鳥獣の保護のため設置されており、傷病鳥獣の治療看護をはじめ、野生鳥獣の取扱いの正しい知識の普及啓発も行っている。池田動物園、県自然保護センターの2か所に設置されている。

●ディーゼル自動車
〈55ページ〉

燃料に軽油を使用するエンジンを持つ自動車。

●低公害車
〈55ページ〉

排ガスを出さないか、又は、従来のガソリン車やディーゼル車に比べて排ガス中の汚染物質の量が大幅に少ない自動車のこと。電気自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車などをいう。地球温暖化対策や大気汚染対策の一つとして期待されている。

●**● 類型の当てはめ**
〈59ページ〉

騒音については、全国一律の環境基準が設定されていない。国において騒音に関係する地域の土地利用状況等に応じた類型別の基準が示されており、これに基づき都道府県等が地域ごとに適切な基準を当てはめて指定している。

●**● レッドデータブック**
〈47,62ページ〉

絶滅のおそれのある野生動植物種に関するデータ集。昭和41(1966)年に国際自然保護連合が世界的な規模で絶滅のおそれのある野生動物をリストアップしたのが最初である。日本では、平成元(1989)年に環境庁が日本版レッド・データ・ブックを発表している。県では県内の野生生物の現状について、平成10(1998)年度から平成14(2002)年度までの5か年計画で調査検討し、平成14(2002)年度末に岡山県版のレッド・データ・ブックを発刊した。さらに、改訂版として、平成21(2009)年度末には「岡山県版レッドデータブック2009」、令和元(2019)年度末には「岡山県版レッドデータブック2020」を発刊している。

●**● 遊漁**
〈58ページ〉

海、河川及び湖沼などで、営利を目的としないで水生生物を捕獲する釣りや潮干狩りなどのこと。

●**● 優良産廃処理業者認定制度**
〈72,73ページ〉

産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準(優良基準)に適合する産業廃棄物処理業者を都道府県知事等が認定する制度。

ラ行

●**● リサイクル関連法**
〈51,52ページ〉

一般に、資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法、平成13(2001)年4月から施行)、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法、平成12(2000)年4月から完全施行)、特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法、平成13(2001)年4月から完全施行)、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法、平成25(2013)年4月から施行)、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法、平成14(2002)年5月から完全施行)、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法、平成13(2001)年5月から完全施行)、使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法、平成17(2005)年1月から完全施行)、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(プラスチック資源循環促進法、令和4(2022)年4月から施行)の各種法律をいう。

●**● 流域治水**
〈47ページ〉

気候変動による水害の激甚化・頻発化が予測されていることを踏まえ、河川、下水道等の管理者が主体となって行う治水対策に加え、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる対策。

●**● 利用間伐**
〈40,66,71ページ〉

伐採した間伐材を搬出し、木材等に有効利用する間伐のこと。

的に結成された団体で、学校単位又は地域単位で構成されている。原則として4年生以上の小学生と中学生が隊員として活動している。

●**● 緑の募金**
〈66ページ〉

森林ボランティアやNPOなどを通じて国内外の森林づくりや人づくりの取組に使用される募金。

●**● 木質バイオマス**
〈32,40,71,72ページ〉

再生可能な生物由来の有機性資源(化石燃料は除く)のうち木材からなるもの。主に、樹木の伐採や造材のときに発生した枝・葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やのこ屑などのほか、住宅の解体材や街路樹の剪定枝などがある。

●**● モニタリングポスト**
〈60ページ〉

主に原子力施設周辺の環境モニタリングを実施するために設置された施設で、空間放射線量率のみを測定する施設をモニタリングポスト、放射性物質の濃度や気象データを測定する施設はモニタリングステーションと区分されている。

●**● 藻場・干潟**
〈26ページ〉

藻場とは海藻が茂る場所、干潟とは潮の干満により干出と水没を繰り返す平らな砂泥地のこと。藻場・干潟は、魚介類の成育や海の浄化に極めて重要な役割を果たしている。

かつては県内に広大に分布していたが、沿岸開発や水質汚濁により減少した。

ヤ行

●**● 有害大気汚染物質**
〈60ページ〉

大気汚染の原因となる物質のうち継続的に摂取されると人の健康を損なうおそれがある物質であり、このうち健康リスクがある程度高いと考えられる22物質が「優先取組物質」として選定されている。現在、ベンゼン、ジクロロメタン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの4物質について環境基準が設定されているほか、ヒ素及びその化合物など10物質について、指針値が設定されている。

●**● プロジェクト推進会議**
〈76ページ〉

岡山県環境基本計画に基づく取組のうち、県民、事業者、行政が特に緊密な連携のもとに取り組むべき「地球温暖化防止」及び「ごみゼロ社会づくり」について、各主体が協力して取組を推進するため、関係者等により構成される会議。

●**● フロン類**
〈45ページ〉

エアコンや冷蔵庫等の冷媒(エアコンや冷蔵庫等の内部を循環して熱を運ぶ物質)として多くの製品に使用されている炭素やフッ素等で構成される化合物。

●**● ベンゼン**
〈60ページ〉

各種化学物質の製造原料などに使用されており、固定発生源(コークス炉、石油プラント等)から排出されるほか、自動車排ガスからも排出される。貧血・血小板減少などの造血機能障害等の毒性が指摘されており、大気汚染に係る環境基準は年平均値が0.003mg/m³以下、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準は0.01mg/L以下と定められている。

マ行

●**● マイクロビーズ**
〈24,25ページ〉

直径が0.5mm以下のプラスチック粒子。角質や汚れを除去する効果があるとされている。

●**● マイクロプラスチック**
〈18,24,29ページ〉

ペットボトルやレジ袋などのプラスチックごみが、紫外線や波の力で5mm以下まで細くなったもので、有害物質が付着しやすいことや魚などに誤食されやすいことから、新たな環境への懸念材料となっている。人体への影響など不明な部分も多く、様々な研究が進められている。

●**● 身近な自然体験プログラム**
〈64ページ〉

自然観察会、体験教室等の「自然環境」をテーマとして企画・立案された体験プログラム。

●**● みどりの少年隊**
〈64,66,69ページ〉

次代を担う少年たちに緑の大切さを認識してもらい、地域の緑化の推進に貢献することを目

●SDGsとは

SDGs(Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)は、「誰一人取り残さない(leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2015年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

●SDGsの構造

17のゴールは、①貧困や飢餓、教育など未だに解決を見ない社会面の開発アジェンダ、②エネルギーや資源の有効利用、働き方の改善、不平等の解消などすべての国が持続可能な形で経済成長を目指す経済アジェンダ、そして③地球環境や気候変動など地球規模で取り組むべき環境アジェンダといった世界が直面する課題を網羅的に示しています。SDGsは、これら社会、経済、環境の3側面から捉えることのできる17のゴールを、統合的に解決しながら持続可能なよりよい未来を築くことを目標としています。

●SDGsの特徴

前身のMDGs(Millennium Development Goals:ミレニアム開発目標)は主として開発途上国向けの目標でしたが、SDGsは、先進国も含め、全ての国が取り組むべき普遍的(ユニバーサル)な目標となっています。

しかしながら、これらの目標は、各国政府による取組だけでは達成が困難です。企業や地

方自治体、アカデミアや市民社会、そして一人ひとりに至るまで、すべてのひとの行動が求められている点がSDGsの大きな特徴です。

まさにSDGs達成のカギは、一人ひとりの行動に委ねられているのです。

●人間の安全保障との関連性

我が国は脆弱な立場にある一人ひとりに焦点を当てる「人間の安全保障」の考え方を国際社会で長年主導してきました。「誰一人取り残さない」というSDGsの理念は、こうした考え方とも一致するものです。

●SDGs達成に向けて

2019年9月に開催された「SDGsサミット」で、グテーレス国連事務総長は、「取組は進展したが、達成状況には偏りや遅れがあり、あるべき姿からはほど遠く、今、取組を拡大・加速しなければならない。2030年までをSDGs達成に向けた『行動の10年』とする必要がある」とSDGsの進捗に危機感を表明しました。

2020年、新型コロナウイルス感染症が瞬く間に地球規模で拡大したことからも明らかのように、グローバル化が進んだ現代においては、国境を越えて影響を及ぼす課題に、より一層、国際社会が団結して取り組む必要があります。

SDGs達成に向けた道のりは決して明るいものではありません。だからこそ、「行動の10年」に突入した今、私たち一人ひとりにできることをしっかりと考え、一歩踏み出す姿勢が求められています。



持続可能な開発目標 (SDGs) の詳細

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



1 貧困をなくそう 	目標1【貧困】 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	10 人や国の不平等をなくそう 	目標10【不平等】 各国内および各国間の不平等を是正する
2 飢餓をゼロに 	目標2【飢餓】 飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	11 住み続けられるまちづくりを 	目標11【持続可能な都市】 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市および人間居住を実現する
3 すべての人に健康と福祉を 	目標3【保健】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	12 つくる責任 つかう責任 	目標12【持続可能な消費と生産】 持続可能な生産消費形態を確保する
4 質の高い教育をみんなに 	目標4【教育】 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し生涯学習の機会を促進する	13 気候変動に具体的な対策を 	目標13【気候変動】 気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる
5 ジェンダー平等を実現しよう 	目標5【ジェンダー】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う	14 海の豊かさを守ろう 	目標14【海洋資源】 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
6 安全な水とトイレを世界中に 	目標6【水・衛生】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	15 陸の豊かさも守ろう 	目標15【陸上資源】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	目標7【エネルギー】 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	16 平和と公正をすべての人に 	目標16【平和】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
8 働きがいも経済成長も 	目標8【経済成長と雇用】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する	17 パートナリシップで目標を達成しよう 	目標17【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	目標9【インフラ、産業化、イノベーション】 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		

基本目標Ⅰ 気候変動対策(緩和・適応)の推進

項目	重点プログラム	指標	現状 令和5(2023)年度	努力目標 令和10(2028)年度	本編 ページ
再生可能エネルギーの導入推進 7 7 9 9 11 11 12 12 13 13 15 15	情報の発信と地域資源を活かした取組の推進	県内の再生可能エネルギー導入量(GWh)	4,452	5,116	40
	太陽光発電の導入促進				
	木質バイオマスのエネルギー利用促進				
	地域ぐるみで進める再生可能エネルギーの導入	脱炭素地域づくりに取り組む地域の数(箇所、累計)	11	24	
省エネルギーの推進 7 7 11 11 13 13	省エネルギーに配慮した住宅の普及拡大				41
	省エネルギー型機器等の普及拡大	省エネルギー型機器等の住民向け補助に取り組む市町村数(市町村)	20	27	
	オフィスビル等の省エネルギー化の推進				
	県有施設等の省エネルギー化の推進				
	空港脱炭素化の推進	岡山桃太郎空港の航空灯火のLED化率(%)	11	70	
脱炭素社会に向けたライフスタイル・ ビジネススタイルの定着促進 11 11 12 12 13 13	アースキーパーメンバーシップ制度の推進	アースキーパーメンバーシップ会員数(人・事業所、累計)	15,535	18,000	42
	デコ活の推進				
	エコドライブの推進	エコドライブ宣言者数(人、累計)	43,062	50,000	
	地球に優しい移動手段の選択				
環境に配慮した交通環境の整備と活用の推進 9 9 11 11 13 13	電気自動車等の普及促進	電気自動車等の普及台数(台、累計)	11,777	29,200	44
	県公用車へのエコカーの率先導入				
	信号灯器のLED化の推進	信号灯器のLED化率(%)	82.0	100	
	道路交通の円滑化の推進	主要渋滞箇所における対策実施箇所数(箇所)	24	34	
温室効果ガスの排出削減と吸収源対策の推進 9 9 11 11 13 13 15 15 17 17	温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度による排出削減	岡山県温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の対象となる事業所の温室効果ガス排出量(万t-CO ₂)	3,413 令和4(2022)年度実績	2,882 令和9(2027)年度実績	45
	フロン類の排出抑制の推進				
	市町村の脱炭素化の支援	地方公共団体実行計画(区域施策編)策定済の市町村数(市町村)	12	27	
	公益的機能を高めるための森林整備の推進	再造林面積(ha)	149 令和3(2021)年度～ 令和5(2023)年度の 平均	880 令和7(2025)年度～ 令和10(2028)年度の 累計	
	県民参加による森づくりの推進	森づくり活動への参加企業数(企業、累計)	29	34	
	都市緑化等の促進				
気候変動への適応 13 13	適応計画の推進	気候変動適応の普及啓発に係るイベント数(回)	3	3	47
	自然災害に対する適応の取組	スマホアプリ等を通じて防災情報を入手する県民の割合(%)	31.8 令和2(2020)年度～ 令和5(2023)年度の 平均値	40 令和7(2025)年度～ 令和10(2028)年度の 平均値	
	農林水産業における適応の取組				
	健康に関する適応の取組				
	自然生態系分野における適応の取組				

(注)「項目」欄に、SDGsの17のゴールのうち関連するものをマークで示しています。(SDGsについてはP19、P97を参照)
SDGsは、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であることから、
本計画の取組との関連を示しているものです。

基本目標Ⅱ 循環型社会の形成					
項目	重点プログラム	指標	現状 令和5(2023)年度	努力目標 令和10(2028)年度	本編 ページ
循環型社会実現に向けた意識改革と実践    	「おかやま・もったいない運動」の推進	岡山県エコ製品の認定品目数(品目、累計)	363	370	48
		岡山高事業所の認定件数(件、累計)	274	280	
	食品ロス削減の推進	食品ロス問題を認知して削減に取り組む県民の割合(%)	72.5	80以上	
	循環資源マッチングシステムの利用促進	循環資源登録数(件、累計)	574	620	
海ごみ対策の推進   	海ごみ対策の推進	海ごみ削減キャンペーン等によるごみの回収量(t)	92	120	50
	プラスチック3Rの推進	おかやまプラスチック3R宣言事業所登録数(事業所、累計)	1,325	1,800	
一般廃棄物の3Rの推進  	循環型社会づくりに向けた処理システムの構築	一般廃棄物の排出抑制・資源化率(%)	96.7 令和4(2022)年度 実績	97 令和9(2027)年度 実績	51
	ごみの分別収集の徹底				
	リサイクル関連法の周知・徹底				
産業廃棄物の3Rの推進    	排出事業者に対する指導・助言	産業廃棄物の排出抑制・資源化率(%)	95.9 令和4(2022)年度 実績	97 令和9(2027)年度 実績	52
	リサイクル関連法の周知・徹底				
	3R等に関する広域ネットワークの形成				
	公共工事に係る廃棄物の再資源化	建設廃棄物(アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥)の再資源化率(%)	99.5	100	
	循環型社会形成推進モデル事業の推進				
廃棄物の適正処理の推進    	一般廃棄物処理施設の計画的な整備の促進				53
	産業廃棄物処理業者等に対する監視・指導				
	PCB廃棄物の計画的な処理の推進				
	農業用使用済みプラスチックの適正処理の推進	農業用使用済みプラスチックのリサイクル処理率(%)	27.8	40	
	産業廃棄物の広域的な移動に対する対応				
不法投棄等の根絶と 環境美化の推進   	不法投棄等の防止と早期発見				54
	地域の活動の促進				
災害廃棄物に対する備え  	円滑な処理体制づくり				54

基本目標Ⅲ 安全・安心な生活環境の保全と創出					
項目	重点プログラム	指標	現状 令和5(2023)年度	努力目標 令和10(2028)年度	本編 ページ
大気環境の保全 3 11 12	工場・事業場対策の推進	工場・事業場の排ガス基準適合率(%)	100	100	55
	光化学オキシダント対策の推進	オキシダント情報等メール配信登録者数(人、累計)	21,288	26,000	
	微小粒子状物質(PM2.5)対策の推進	PM2.5環境基準達成率(%)	100	100	
	ディーゼル自動車粒子状物質削減対策の推進	ディーゼル自動車粒子状物質対策済率(%)	84.9	90	
水環境の保全 3 6 11 12	生活排水対策の推進	汚水処理人口普及率(%)	89.0	93.1	56
	工場・事業場対策の推進	工場・事業場の排水基準適合率(%)	96.5	98	
児島湖水質保全対策の推進 3 6 11 12 17	児島湖再生の推進	児島湖の透明度(m)	0.7	0.8	56
		環境用水の取水量(m ³ /s)	0	2.4	
	児島湖流域下水道事業の推進				
瀬戸内海の保全と再生 2 3 6 11 12 14	沿岸域の環境の保全、再生及び創出				58
	水質の保全及び管理				
	瀬戸内海の自然景観及び文化的景観の保全				
	水産資源の持続的な利用の確保				
騒音・振動・悪臭の防止 3 11 12	道路交通、航空機、新幹線鉄道の騒音・振動対策				59
	騒音・振動・悪臭に係る規制地域の適切な指定				
土壌・地下水 汚染の防止 3 6 11 12	工場・事業場対策の推進				59
有害化学物質による環境汚染の防止 3 6 11 12	有害大気汚染物質対策の推進	有害大気汚染物質等の環境基準及び指針値達成項目数(個)	15	16	60
	化学物質環境モニタリングの実施				
	アスベスト対策の推進				
環境放射線の監視 3 11	環境放射線の監視測定の実施				60

基本目標Ⅳ 自然と共生した社会の形成

項目	重点プログラム	指標	現状 令和5(2023)年度	努力目標 令和10(2028)年度	本編 ページ
自然公園等の保護と 利用促進   	自然公園等の魅力向上に向けた取組	自然公園利用者数(万人)	950 令和4(2022)年実績	1,140 令和9(2027)年実績	61
	自然と調和した開発の指導				
野生生物の保護と適正な管理の推進   	レッドデータブックの充実と活用				62
	希少野生動植物の保護				
	鳥獣保護対策の推進				
	特定鳥獣保護・管理対策の推進				
	狩猟者の確保				
	外来生物に関する普及啓発等の推進				
自然とのふれあいの推進  	自然環境学習等の推進	自然保護センターの利用者数(人)	37,818	41,000	64
	自然とふれあえる体験の場や機会の充実	長距離自然歩道の利用者数(万人)	131 令和4(2022)年実績	168 令和9(2027)年実績	
		身近な自然体験プログラムの参加者数(人)	38,873 令和2(2020)年度～ 令和5(2023)年度の 平均値	30,100 令和7(2025)年度～ 令和10(2028)年度の 平均値	
里地・里山の保全    	農地・農業用水等の保全				65
	都市と農村との交流推進	移住・定住ポータルサイト「おかやま晴れの国ぐらし」へのアクセス数(件)	257,111	280,000	
水とみどりに恵まれた環境の保全と創出  	森林の整備による快適な環境の保全	少花粉スギ・ヒノキ苗木による植替えの面積(ha)	137 令和3(2021)年度～ 令和5(2023)年度の 平均	800 令和7(2025)年度～ 令和10(2028)年度の 累計	66
	都市と近郊のみどりの創出				
	緑化活動の推進				
	生物多様性の保全				

横断的な視点Ⅰ 環境の未来を支える担い手づくり

項目	重点プログラム	指標	現状 令和5(2023)年度	努力目標 令和10(2028)年度	本編 ページ
協働による環境保全活動の促進 8働きがいも 経済成長も 9産業と環境革新の 基盤をつくらう 11住み続けられる まちづくりを 13気候変動に 具体的な対策を 14海の豊かさ を増やそう 15陸の豊かさ を増やそう 17パートナーシップで 目標を達成しよう	環境パートナーシップの形成促進				67
	地域課題解決型ビジネスの支援				
	アダプト事業の推進				
	イベント等のエコ化の推進	グリーンイベント登録数(件)	13	30	
環境学習・環境教育の充実 4質の高い教育を みんなに 17パートナーシップで 目標を達成しよう	環境学習の機会の提供	環境学習出前講座・環境学習エコツアー参加人数(人)	20,988	20,000以上	69
	子どもたちの環境活動への支援				
	スーパーエンバイロメントハイスクールの指定				
	環境学習指導者の育成・活用	環境学習指導者登録数(人)	105	105	
景観の保全と創造 11住み続けられる まちづくりを	地域の特色を活かした良好な景観形成の推進				70
	快適な生活環境の保全				

横断的な視点Ⅱ 環境の未来を創る経済振興

項目	重点プログラム	指標	現状 令和5(2023)年度	努力目標 令和10(2028)年度	本編 ページ
経済成長と環境負荷低減の両立 7エネルギーをみんなに そしてクリーンに 8働きがいも 経済成長も 9産業と環境革新の 基盤をつくらう 12つくる責任 つかう責任 13気候変動に 具体的な対策を	中小企業の新エネルギー設備導入等の支援				71
	脱炭素関連分野に関する新技術等の研究開発の支援				
	電気自動車等の普及と技術開発				
	循環型産業クラスターの形成	循環型産業クラスター形成促進事業を活用した 製品開発等への取組の数(件、累計)	56	71	
	木質バイオマス由来の新素材の活用推進				
	コンビナートの脱炭素化・高効率化の推進				
	脱炭素経営に向けた支援				
環境と好循環した 農林水産業の 振興 2気候を ゼロに 11住み続けられる まちづくりを 12つくる責任 つかう責任 15陸の豊かさ を増やそう	環境保全型農業の推進	国際水準以上の有機農業の取組面積(ha)	176	250	72
	魅力ある林業の実現				
環境に配慮した事業者の育成・拡大 6安全な水とトイレ を世界中に 8働きがいも 経済成長も 9産業と環境革新の 基盤をつくらう 11住み続けられる まちづくりを 12つくる責任 つかう責任 15陸の豊かさ を増やそう 17パートナーシップで 目標を達成しよう	環境マネジメントシステムの普及拡大	エコアクション21認証・登録事業者の数(事業者、累計)	125	150	72
	事業者による環境コミュニケーションの推進				
	環境影響評価の適正な実施				
	「岡山県グリーン調達ガイドライン」に基づく取組の推進	岡山県グリーン調達ガイドラインに基づく調達目標を 設定している品目のうち目標を達成した品目の割合(%)	90	100	

県民意識等の概要

●調査の概要

調査目的:岡山県環境基本計画の見直しにあたり、県民等の環境保全に対する意識やニーズを同計画に反映させるために行った。

調査地域:岡山県全域

調査対象:県民調査 18歳以上の県内居住者
事業所調査 常時雇用者数30人以上の県内の事業所

標本数:県民調査 2,500人
事業所調査 1,000社

調査方法:郵送配布・郵送回収・インターネットによる回答

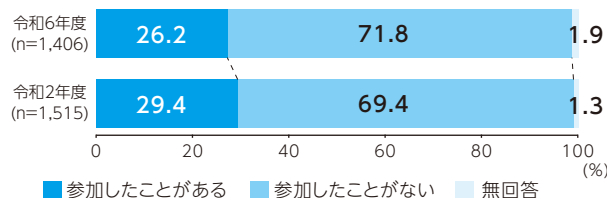
調査期間:令和6年5月

有効回収数:県民調査1,406件
(有効回収率56.2%)
事業所調査462件
(有効回収率46.2%)

●県民調査

【環境学習や環境保全活動について】

◆過去3年間に環境保全活動に関する学習の場や活動に参加したことがある人は2割台後半
前回調査との比較では、大きな差はみられない。



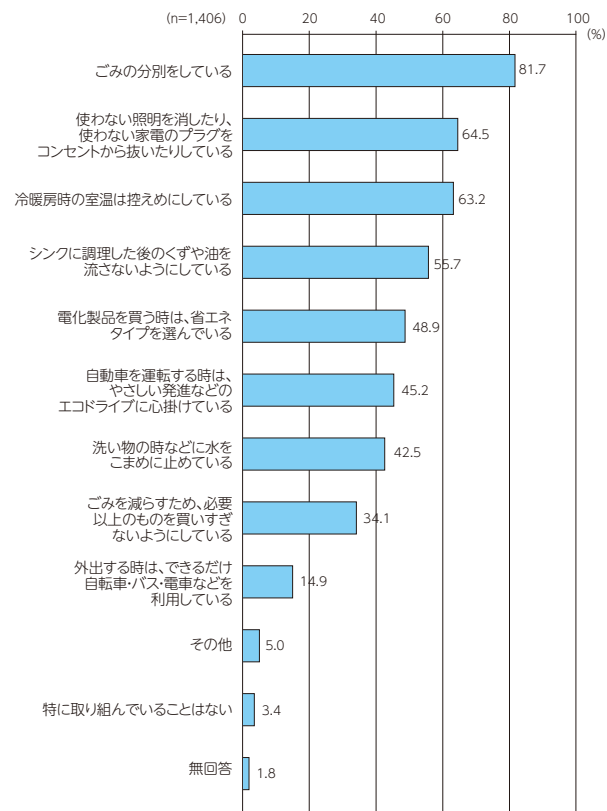
◇「参加したことがある」人の参加した活動の内容 ※上位3項目

- ・町内会や子ども会など定期的に地域で行う清掃や資源回収などの活動(86.4%)
- ・環境保全に関するセミナー、講習会(13.8%)
- ・地域の美化や落書き消去などのボランティア活動(11.4%)

【環境保全のために実践している取組について】

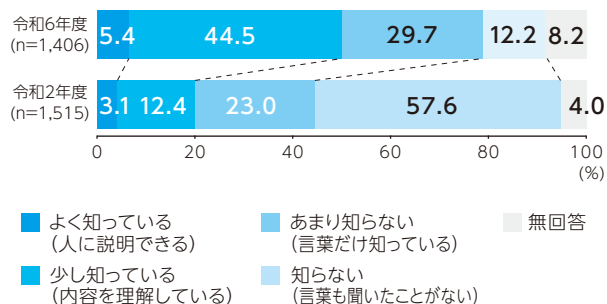
※上位3位

- ・ごみの分別をしている(81.7%)
- ・使わない照明を消したり、使わない家電のプラグをコンセントから抜いたりしている(64.5%)
- ・冷暖房時の室温は控えめにしている(63.2%)



【SDGsの認知度について】

◆SDGsを『知っている』人は約5割
前回調査との比較では、『知っている』(人に説明できる、内容を理解している)人が34.4ポイント上昇しており、大幅に認知度が高まっている。

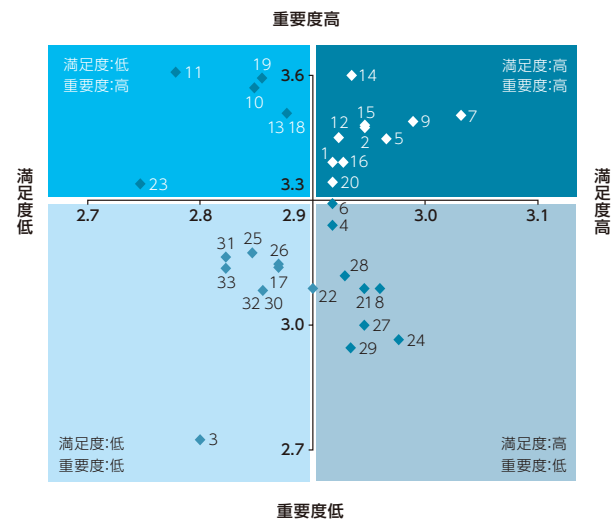


【岡山県の取組状況について】

◆県が現在行っている環境に関する施策（下表の33項目）について、重要度と満足度の平均点を算出し、散布図を作成した。散布図に記載されている番号は、次のとおりである。

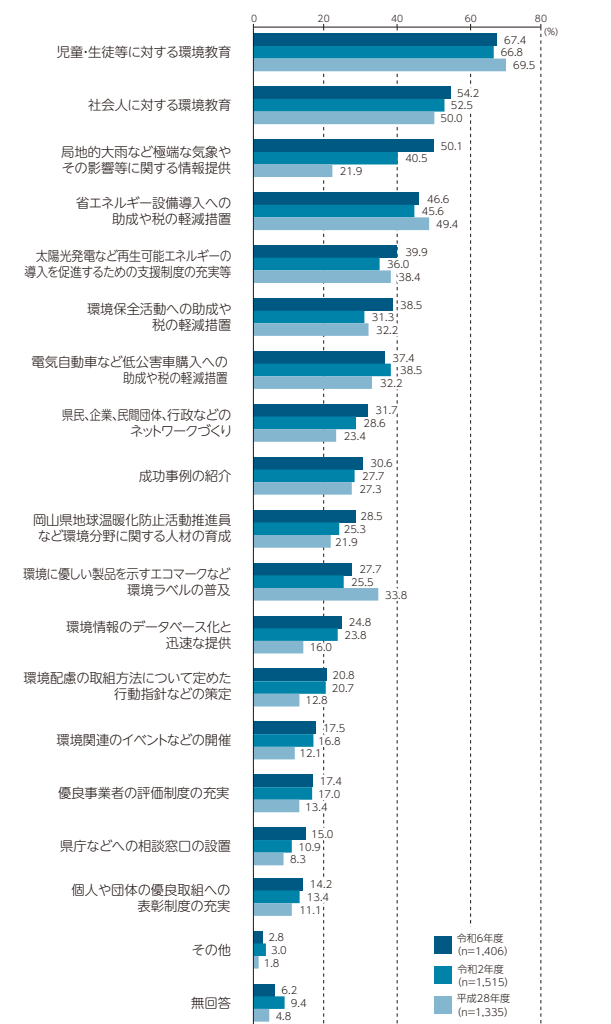
1.再生可能エネルギーの導入促進
2.省エネルギーの推進
3.電気自動車等の普及促進
4.フロン類対策
5.森づくり、木材の利用、都市の緑化推進
6.循環型社会に向けた意識の改革
7.廃棄物の3Rの推進(発生抑制、再使用、再利用)
8.岡山県エコ製品の普及拡大
9.廃棄物の適正処理の推進
10.食品ロスの削減
11.海ごみ対策
12.災害廃棄物対策
13.大気環境の保全
14.水環境の保全
15.家庭からの排水対策
16.海岸等の環境の保全
17.騒音・振動の防止
18.土壌・地下水汚染対策
19.有害物質対策
20.環境放射線の監視
21.自然公園等の整備・利用促進
22.自然と調和した開発の指導
23.外来動植物への対策
24.自然とのふれあいの推進
25.里地・里山の保全
26.生物多様性の保全(希少野生動植物の保護など)
27.協働による環境保全活動の促進
28.環境学習の充実
29.景観の保全と創造
30.環境関連分野の研究開発支援
31.環境に配慮した事業者の育成・拡大
32.環境影響評価の推進
33.事業者との環境コミュニケーション

◆「重要度が高い」が「満足度が低い」施策が今後の検討課題となっており、「10.食品ロスの削減」・「11.海ごみ対策」は前回調査から重要視されている。



【行政に期待することについて】

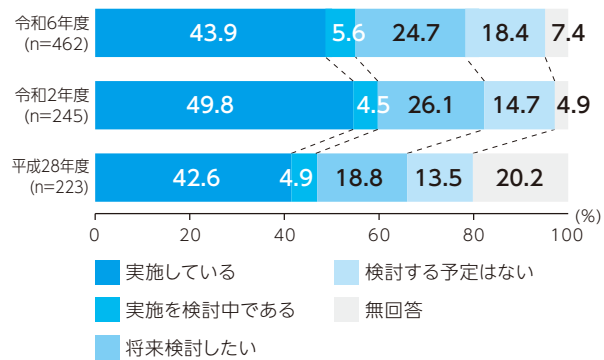
◆「環境教育」に期待する回答が5割以上
前回調査との比較では、「局地的大雨など極端な気象やその影響等に関する情報提供」・「環境保全活動への助成や税の軽減措置」への期待が高まっている。



●事業所調査

【環境保全に関する具体的な行動方針の設定と対策の実施状況について】

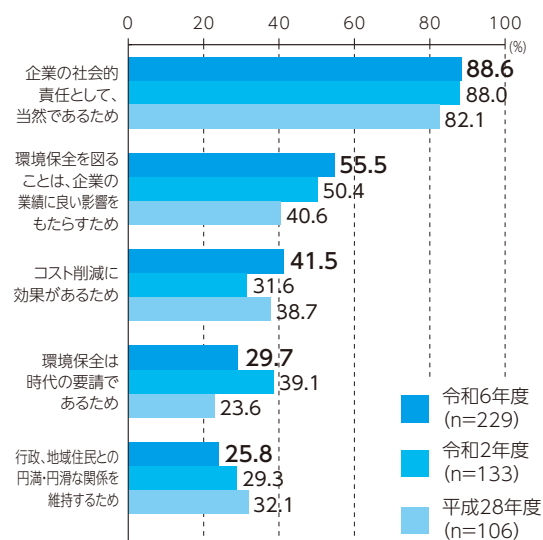
◆「実施している」事業所が4割台前半
前回調査との比較では、「実施している」事業所が5.9ポイント低下している。



◇「実施している」または「実施を検討中である」と回答した事業所の環境保全対策などの目的や動機 ※上位3位

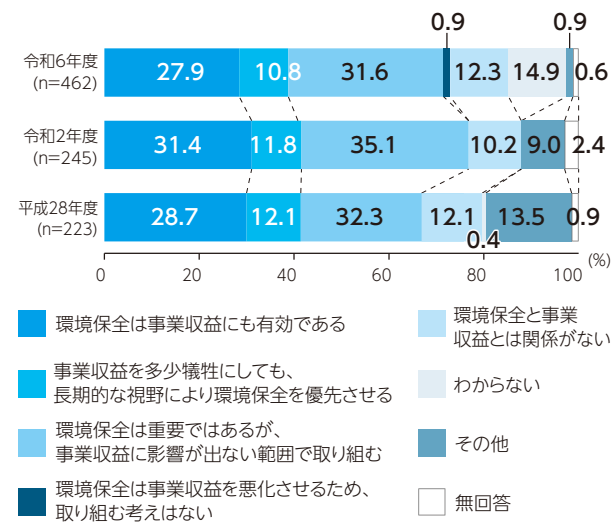
- ・企業の社会的責任として、当然であるため(88.6%)
- ・環境保全を図ることは、企業の業績に良い影響をもたらすため(55.5%)
- ・コスト削減に効果があるため(41.5%)

前回調査との比較では、「コスト削減に効果があるため」が9.9ポイント上昇、「環境保全は時代に要請であるため」が9.4ポイント低下している。



【環境保全への取組と事業収益との関係に関する考え方について】

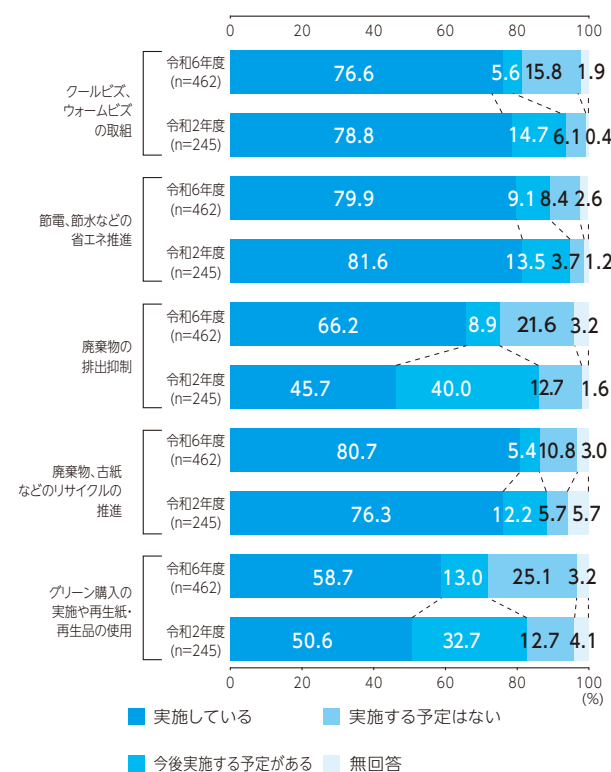
◆「環境保全は重要であるが、事業収益に影響が出ない範囲で取り組む」事業所が3割台前半
前回調査との比較では、大きな差はみられない。



【環境への配慮に関した項目の実施状況について】

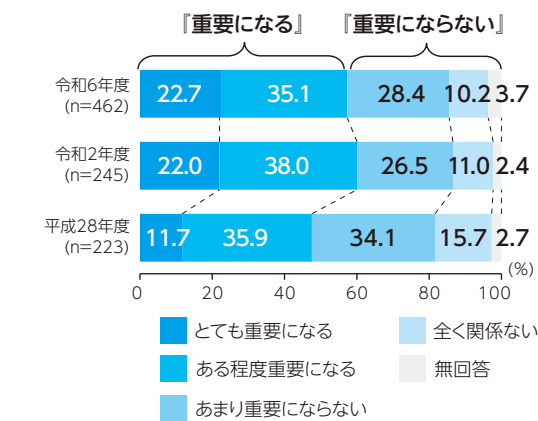
- ◆環境に配慮した取組の実施状況※上位5位
- ・廃棄物、古紙などのリサイクルの推進(80.7%)
 - ・節電、節水などの省エネ推進(79.9%)
 - ・クールビズ・ウォームビズの取組(76.6%)
 - ・廃棄物の排出抑制(66.2%)
 - ・グリーン購入の実施や再生紙・再生品の使用(58.7%)

前回調査との比較では、廃棄物の排出抑制やリサイクルを実施している事業所が増加している。



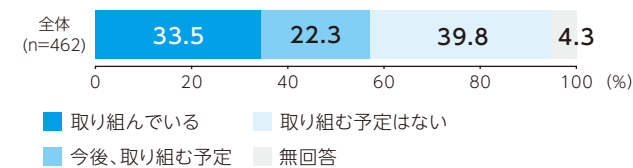
【今後の経営における環境ビジネス*の重要性について】

◆『重要になる』と回答した事業所が5割台後半
前回調査との比較では、大きな差はみられない。



【脱炭素経営の取組状況について】

◆「取り組む予定はない」と回答した事業所が約4割

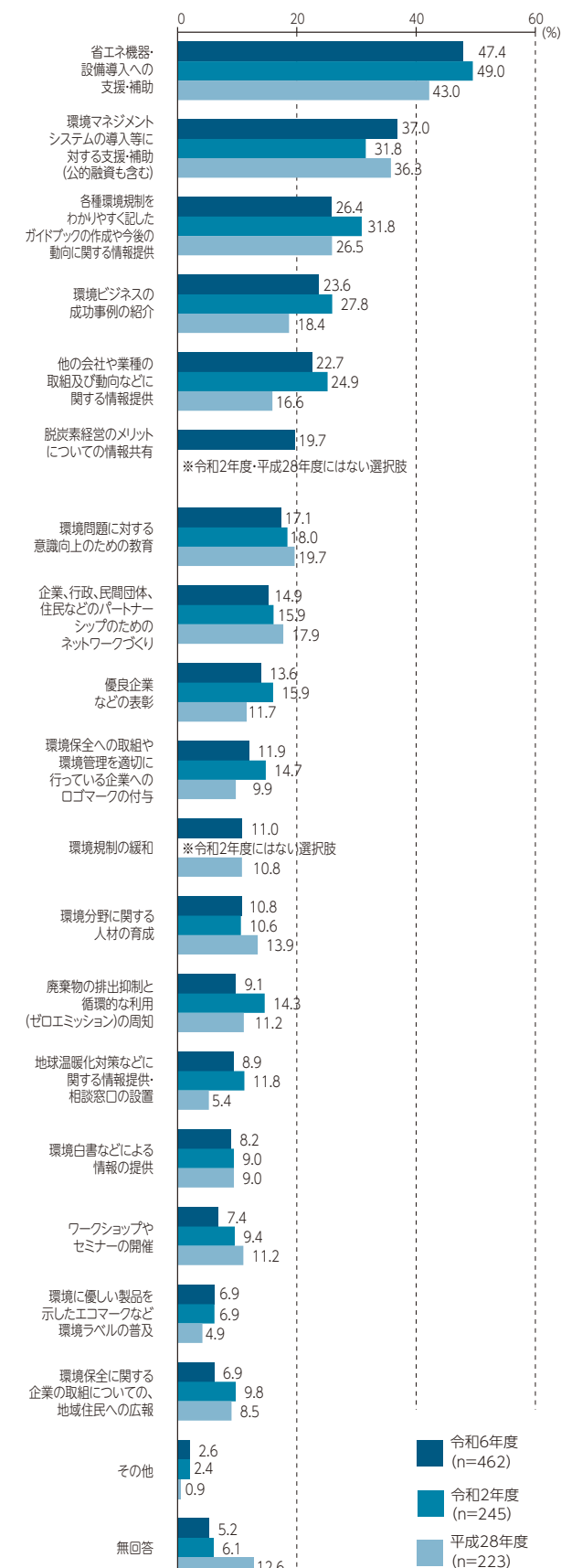


◇脱炭素経営に当たっての課題 ※上位3位

- ・専門知識やスキル、人材不足が大きな課題となっている。
- ・取り組むための専門知識やノウハウ、スキルが不足している(48.5%)
- ・取り組むための人材が不足している(38.1%)
- ・取組実施のためのランニングコスト(35.1%)

【環境保全への取組を推進していくために行政に期待することについて】

◆設備やシステムの導入への支援・補助に期待する回答がともに3割以上
前回調査との比較では「環境マネジメントシステムの導入等に対する支援・補助」への期待が高まっている。



土地の形状の変更、工作物の新設、木竹の伐採その他の自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

3 県は、採取、損傷その他の行為であって、保護することが必要な自然物の適正な保護に支障を及ぼすおそれがあるものに関し、その支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、県は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(誘導的措置)
第十四条 県は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動(以下この条において「負荷活動」という。)を行う者がその負荷活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることとなるよう誘導するため、必要かつ適正な経済的な助成その他の措置を講ずるように努めるものとする。

2 県は、負荷活動を行う者がその負荷活動に係る環境への負荷を低減させることとなるよう誘導するため、その負荷活動を行う者に適正かつ公平な経済的な負担を課する措置について調査及び研究を行い、その結果、その措置が必要である場合には、そのために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)

第十五条 県は、環境の保全に関する公共施設及び公共的施設の整備を図るために必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、県は、河川、湖沼等の水質の浄化その他の環境の保全に関する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(快適な環境の創造)

第十六条 県は、快適な環境を創造するため、優れた自然景観の形成その他の必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的利用等の推進)

第十七条 県は、環境への負荷の低減を図るため、市町村、事業者及び県民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、環境への負荷の低減を図るため、県の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めるものとする。

(環境の保全に関する教育、学習等)

第十八条 県は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実により、事業者及び県民が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)

第十九条 県は、事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体(次条において「民間団体等」という。))が自発的に行う環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第二十条 県は、第十八条の環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保

第二章 環境の保全に関する基本的施策

第一節 施策の策定等に係る指針

第九条 この章に定める環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行われなければならない。

一 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

二 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。

三 人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。

第二節 岡山県環境基本計画

第十条 知事は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、岡山県環境基本計画(以下この条において「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、県民、事業者及び市町村の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、その基本的な事項について、あらかじめ、環境基本法(平成五年法律第九十一号)第四十三条第一項の規定による岡山県環境審議会(第二十五条及び第二十七条において「審議会」という。)の意見を聴かななければならない。

5 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。(平二〇条例一・一部改正)

第三節 県が講ずる環境の保全のための施策等

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十一条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減に資する措置その他の環境の保全のために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境影響評価の推進)

第十二条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、環境影響評価に関する手続等の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第十三条 県は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 県は、自然環境を保全することが特に必要な区域における

の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全をいう。第二十三条において同じ。)は、人類共通の課題であるとともに県民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、積極的に推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める環境の保全についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、基本理念にのっとり、市町村が実施する環境の保全に関する施策について支援又は協力するように努めなければならない。

(市町村の責務)

第五条 市町村は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、当該市町村の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市町村は、基本理念にのっとり、県が実施する環境の保全に関する施策に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前二項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努め、その保有する環境への負荷に関する情報を広く提供するとともに、県又は市町村が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(県民の責務)

第七条 県民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、県民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(岡山県環境白書)

第八条 知事は、毎年、環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策等を明らかにした岡山県環境白書を作成し、公表しなければならない。

岡山県環境基本条例

平成八年十月一日

岡山県条例第三十号

岡山県環境基本条例をここに公布する。

岡山県環境基本条例

目次

第一章 総則(第一条―第八条)

第二章 環境の保全に関する基本的施策

第一節 施策の策定等に係る指針(第九条)

第二節 岡山県環境基本計画(第十条)

第三節 県が講ずる環境の保全のための施策等(第十一条―第二十二條)

第四節 地球環境保全及び国際協力の推進(第二十三条・第二十四條)

第三章 岡山県環境審議会への提言(第二十五条―第二十七條)

第四章 雑則(第二十八條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、本県の恵まれた環境が県民共有の財産であることにかんがみ、環境の保全について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。))及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。第九条第一号及び第十三条第四項において同じ。))に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第三条 環境の保全は、県民の健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受する権利を実現し、健全で恵み豊かな環境を将来の世代へ継承する責任を果たすことを旨として、行われなければならない。

2 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動により、人と自然との共生が確保されるとともに持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、すべてのものの参加の下に行われなければならない。

3 地球環境保全(人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他

全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人その他の団体の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査及び研究の実施)

第二十一条 県は、環境の保全に関する施策を策定し、及び適正に実施するため、公害の防止、自然環境の保全その他の環境の保全に関する事項について、必要な調査及び研究を行うものとする。

(監視等の体制の整備)

第二十二条 県は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

第四節 地球環境保全及び国際協力の推進

(地球環境保全の推進)

第二十三条 県は、すべての日常生活及び事業活動において地球環境保全が積極的に推進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、県は、地球環境保全に資する施策を推進するものとする。

(国際協力の推進)

第二十四条 県は、環境の保全に関する技術の移転、研修の実施、情報の提供等により、国際協力の推進に努めるものとする。

第三章 岡山県環境審議会への提言

(平二〇条例一・改称)

(環境の保全に関する提言)

第二十五条 県民参加の下に環境の保全を図るため、次に掲げるものは、審議会に対して、知事その他の県の執行機関及び公営企業管理者(以下この条及び第二十七条において「知事等」という。)の施策について、環境の保全に関する提言を行うことができる。

- 一 県内に住所を有する者
- 二 県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- 三 県内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- 四 県内に存する学校に在学する者
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事等の施策に利害関係を有するもの

(平二〇条例一・一部改正)

(適用除外)

第二十六条 次に掲げる事項に関する提言については、前条の規定は、適用しない。

- 一 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項
- 二 裁判所で係争中の事項又は行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)に基づき不服申立てを行っている事項
- 三 公害紛争処理法(昭和四十五年法律第百八号)に基づきあっせん、調停、仲裁又は裁定の申請を行っている事項
- 四 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十五条第一項の規定により監査の請求を行っている事項又は同法第二百四十二条第一項の規定により住民監査請求を行っている事項
- 五 地方自治法第二百二十四条の規定により岡山県議会に請願を行っている事項

六 その他法令(告示を含む。)の規定により意見の申立て等の手続を行っている事項

(平二八条例一・一部改正)

(提言及び調査審議の手続)

第二十七条 第二十五条の規定による提言は、その趣旨及び理由その他規則で定める事項を記載した書面により行わなければならない。

- 2 審議会は、提言の内容が環境の保全に関するものと認められないこと等により提言についての調査審議を行わないこととしたときは、提言を行ったもの(以下この条において「提言者」という。)に対し、速やかに、書面によりその旨を通知しなければならない。
- 3 前項の通知には、理由を付さなければならない。
- 4 審議会は、提言についての調査審議を行うこととしたときは、その旨を知事等に通知しなければならない。
- 5 審議会は、調査審議のため必要があると認めるときは、知事等若しくは提言者に対し説明若しくは必要な資料の提出を求め、又は実地調査を行うことができる。
- 6 審議会は、調査審議の結果、必要があると認めるときは、知事等に対し、施策の是正その他の措置を講ずべき旨の意見書を提出することができる。
- 7 知事等は、前項の意見書の提出を受けたときは、これを尊重しなければならない。
- 8 審議会は、提言者に対し、速やかに、書面により調査審議の結果を通知しなければならない。
- 9 審議会は、毎年、提言及び調査審議の状況を公表しなければならない。

(平二〇条例一・一部改正)

第四章 雑則

(規則への委任)

第二十八条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成九年四月一日から施行する。

(関係条例の一部改正)

- 2 岡山県附属機関条例の一部を次のように改正する。
[次のよう]略

附 則(平成二〇年条例第一号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則(平成二八年条例第一号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。
- (経過措置)
- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた請求に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

MEMO

MEMO